

令和3年度
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

生活援助従事者研修に関する調査研究事業

報告書

令和4年3月

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

目次

1. 調査の概要	1
1.1 事業実施の目的.....	1
1.2 事業概要.....	1
1.2.1 検討委員会の設置・運営.....	1
1.2.2 生活援助従事者研修等の実態調査.....	3
1.2.3 リーフレット・パンフレットの作成.....	3
1.2.4 報告書の作成.....	4
2. 生活援助従事者研修等の実態調査	5
2.1 調査概要.....	5
2.1.1 都道府県調査.....	5
2.1.2 研修指定事業者調査.....	6
2.2 研修の実施状況等の調査結果概要.....	7
2.2.1 都道府県調査結果概要.....	7
2.2.2 研修実施事業者調査結果概要.....	39
2.3 ヒアリング調査.....	83
2.3.1 目的.....	83
2.3.2 調査対象.....	83
2.3.3 調査方法.....	84
2.3.4 調査時期.....	84
2.3.5 調査項目.....	84
2.3.6 調査結果概要.....	85
2.3.7 ヒアリング調査結果のまとめ.....	110
3. リーフレット・パンフレット等の作成	115
3.1 目的.....	115
3.2 作成の視点.....	115
3.2.1 訴求対象（読み手）の設定.....	115
3.2.2 作成ポイント・留意点.....	117
3.3 リーフレット・パンフレット.....	117
4. 生活援助従事者研修の今後のあり方に関する提言（提案）	118
4.1 課題.....	118
4.2 議論.....	120
4.2.1 課題①：生活援助従事者研修の研修実施事業者が少ない・申請がない.....	120
4.2.2 課題②：受講者の確保が難しい.....	121
4.2.3 課題③：修了後の活躍のイメージが知られていない、活躍の場が少ない.....	122
4.2.4 課題④：生活援助中心型の訪問介護員に留まらない活用・活躍の可能性.....	123
4.3 生活援助従事者研修の展開、促進に向けた提言（生活援助従事者研修のあり方への	

提言)	124
5. 参考資料	129
5.1 生活援助従事者研修等の実態調査 都道府県調査票	129
5.2 生活援助従事者研修等の実態調査 研修実施事業者調査票	140
5.3 リーフレット	154
5.4 パンフレット	158

1. 調査の概要

1.1 事業実施の目的

平成30年度に創設した生活援助従事者研修等について、制度開始から3年が経過した中で、当該研修の実施状況等の制度の実態を把握し、当該研修の課題やニーズを明らかにしたうえで、今後の当該研修のあり方を検討することが求められている。また、全都道府県では当該研修は実施されていない現状がある。本制度の認知度を向上させ、多くの自治体で実施されることで介護人材の確保につなげることも求められている。

本事業では、開始から3年が経過した生活援助従事者研修について、本研修制度の課題やニーズを自治体、事業者、受講者・修了者の各面から明らかにし、47都道府県で広く行われるための普及啓発および認知向上のため、取組や成果・効果を把握することを目的として、実態調査を行い、また、調査結果をもとに、今後の生活援助従事者研修制度のあり方、位置づけ、方向性を検討した。

1.2 事業概要

1.2.1 検討委員会の設置・運営

介護資格や研修に関する知見を有している学識経験者、介護資格・研修及び介護サービスに関連する団体等により構成する検討委員会を設置した。委員構成と委員会概要は以下のとおり。

図表 1 委員構成（五十音順）

氏名	所属
赤木 博子	公益財団法人介護労働安定センター 業務部 能力開発課 調査役
黒木 翔一郎	公益社団法人日本介護福祉士会 理事
黒松 基子	日本ホームヘルパー協会 副会長
小泉 享	公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会 指導第一課長
鶴山 芳子	公益財団法人さわやか福祉財団 理事
◎ 内藤 佳津雄	日本大学文理学部心理学科 教授
鍋谷 晴子	全国ホームヘルパー協議会 副会長
初崎 博亮	徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課 在宅サービス指導担当 課長補佐
樋口 文明	一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 関東・甲信越ブロック 担当理事 株式会社ソラスト 介護事業本部 コンプライアンス部長

※◎：委員長

【オブザーバー】

工藤 一秀 一般財団法人長寿社会開発センター 出版管理部 出版管理課長
厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

【事務局】

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 サステナビリティ事業部
ヘルスケア・ウェルネスチーム

図表 2 検討委員会概要

回	開催日	場所	議題
第1回	令和3年 9月10日	AP品川 ルームA / zoom	・事業計画について ・生活援助従事者研修等の実態調査 について
第2回	令和3年 11月16日	三菱総合研究所会議室 (CR-A) / zoom	・生活援助従事者研修等に関するア ンケート調査結果(速報)について ・ヒアリング調査について
第3回	令和4年 2月15日	三菱総合研究所会議室 (CR-B) / zoom	・ヒアリング調査結果のご報告 ・リーフレット・パンフレット等の構 成(案)について ・報告書骨子案について
第4回	令和4年 3月9日	三菱総合研究所会議室 (CR-E) / zoom	・リーフレット・パンフレット(案) について ・報告書(案)について

1.2.2 生活援助従事者研修等の実態調査

(1) 研修の実施状況等の調査

生活援助従事者研修の普及啓発に向けた検討、および今後の生活援助従事者研修制度のあり方や位置づけの検討資料を収集するため、アンケート調査を実施した。

アンケート調査は、研修の実態と課題を把握するため、全都道府県を対象に実施した。また、研修の実施状況と指定研修事業者から見た研修の実態と課題について把握するため、令和3年度の指定研修事業者を対象に、研修の実施状況、実施していない理由や今後の見込み等についてアンケート調査を実施した。

(2) ヒアリング調査

ヒアリング調査は、アンケート結果に基づき、都道府県・自治体、研修実施事業者等、研修修了者を対象に実施した。

1.2.3 リーフレット・パンフレットの作成

本事業で実施したアンケート調査結果およびヒアリング調査結果から、生活援助従事者研修が普及していない主な原因として、生活援助従事者研修に対する認知度が低いことが挙げられた。これを踏まえ、自治体、介護事業者、および地域住民を含む様々な立場の人々に対して、生活援助従事者研修の認知向上および更なる普及を図る目的で、生活援助従事者研修の内容や、生活援助従事者研修修了者の業務内容および活躍事例などを記載したリーフレット・パンフレットを作成した。

1.2.4 報告書の作成

設置した検討委員会での議論、および上記の調査結果を踏まえ、本調査結果を報告書としてまとめた。

2. 生活援助従事者研修等の実態調査

2.1 調査概要

全都道府県を対象に、研修の実態と課題を把握し、生活援助従事者研修を広く実施するための検討資料を収集するため、アンケート調査を実施した。また、令和3年度の指定研修事業者を対象に、研修の実施状況と指定研修事業者から見た研修の実態と課題について把握するため、研修の実施状況、実施していない理由や今後の見込み等についてアンケート調査を実施した。

2.1.1 都道府県調査

全都道府県を対象に、研修の実態と課題を把握し、生活援助従事者研修を広く実施するための検討資料を収集するため、アンケート調査を実施した。

図表 3 都道府県調査の実施概要

調査対象	47 都道府県（悉皆）
回収率	100.0%（47 件/47 件）
調査期間	令和3年10月15日～11月17日
調査方法	メールによる電子調査票の配布・回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・ 令和2年度の実施の有無、研修実施事業者の状況・ 研修実施に係る課題認識・ 令和3年度の実施の有無・ 研修形式、期間、受講料、障害を有する方や外国籍を有する方への配慮の有無・ 受講者の募集・周知方法、工夫・ 受講者数、修了者数、受講理由、修了後の動向・意向・ 事業費、補助金などの活用状況・ 自治体内での体制、委託の状況・ 令和3年度の実施の意向 <p>【生活援助従事者研修を実施していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 研修実施の意向の有無・ 研修を実施しなかった理由・ これまでの実施の有無と経緯、理由

※調査票は参考資料 5.1 に掲載。

2.1.2 研修指定事業者調査

令和3年度の指定研修事業者を対象に、研修の実施状況と指定研修事業者から見た研修の実態と課題について把握するため、研修の実施状況、実施していない理由や今後の見込み等についてアンケート調査を実施した。

図表 4 研修指定事業者調査の実施概要

調査対象	都道府県知事が指定する令和3年度の介護員養成研修（介護職員初任者研修もしくは生活援助従事者研修）の指定事業者 2,156 か所（悉皆）
回収率	44.9%（968 件/2,156 件）
調査期間	令和3年10月15日～12月16日
調査方法	メールによる電子調査票の配布・回収
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の実施の有無 ・ 研修実施に係る課題認識 ・ 令和3年度の実施の有無 ・ 研修形式、期間、受講料、障害を有する方や外国籍を有する方への配慮の有無 ・ 受講者の募集・周知方法、工夫 ・ 受講者数、修了者数、受講理由、修了後の動向・意向 ・ 研修の実施に関する課題 ・ 修了者や修了者が従事する介護事業所の紹介の可否 ・ 令和3年度の実施の意向 <p>【生活援助従事者研修を実施していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修実施の意向の有無 ・ 研修を実施しなかった理由 ・ これまでの実施の有無と経緯、理由

※調査票は参考資料 5.2 に掲載。

2.2 研修の実施状況等の調査結果概要

2.2.1 都道府県調査結果概要

(1) 調査結果のまとめ

○ 実施状況

- ・ 令和2年度～令和4年度の各年度とも、生活援助従事者研修を実施していない（する予定が無い）都道府県のほうが多いが、その数は減少傾向にある。
- ・ 生活援助従事者研修を実施している場合の研修実施事業者数は、約7割が1事業者のみであった。
- ・ 令和2年度に生活援助従事者研修を実施していない都道府県の多くが、介護に関する入門的研修を実施していた。

○ 実施している場合の体制

- ・ 自庁内の他部署や市町村との連携、事業者への委託等はしておらず、自部署のみで対応している都道府県が多かった。
- ・ 半数以上の都道府県で生活援助従事者研修の事業に係る費用が発生していなかった。費用が発生している都道府県では、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）が活用されていた。

○ 実施しない（する見込みがない）理由

- ・ 以下の3つが主な理由として挙げられた。
 - 研修実施事業者の申請がなかった。
 - 受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い。
 - サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い。
- ・ 一度も実施実績が無い都道府県の、実施しない主な理由としては、研修実施事業者の申請がなかったことが挙げられていた。
- ・ 過去に実施実績があるが令和2年度に実施していない都道府県の実施しない主な理由としては、受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低いことが挙げられていた。

○ 実施している場合の課題

- ・ 以下の3つが主な理由として挙げられた。
 - 研修実施事業者が少ない。
 - 受講希望者が少ない、受講者が集まらない。
 - 修了者の活躍の場が少ない。

○ 周知・募集に関する取組

- ・ 研修事業者の確保のための取組は、都道府県のウェブサイトでの周知に留まっているケースが多かった。
- ・ 受講者の確保のための取組についても、都道府県のウェブサイトでの周知が多く挙げられていたが、一部の都道府県では、ポスター掲示やチラシ配布、介護事業所への周知、受講料補助等の取組が行われていた。

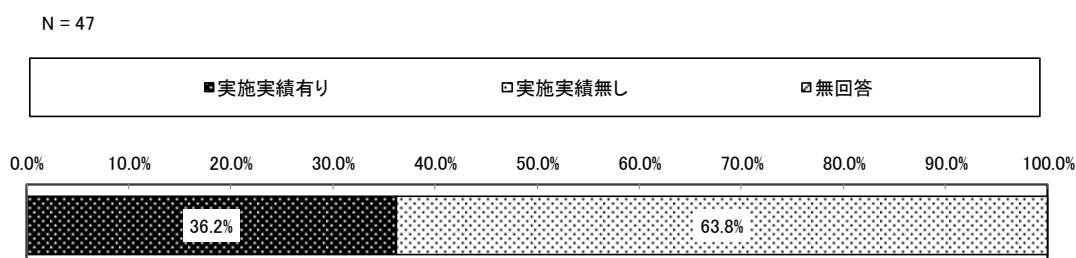
(2) 調査結果概要

1) 令和2年度の生活援助従事者研修の実施状況について

a. 令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無

令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無は、「実施実績有り」が17件（36.2%）、「実施実績無し」が30件（63.8%）であり、実施実績の無い都道府県のほうが多かった。
 また、実施実績が有る都道府県内の研修実施事業者数は、「1事業者」が12件（70.6%）、「2事業者」が3件（17.6%）、「3事業者」と「9事業者」がそれぞれ1件（5.9%）であった。

図表 5 令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無（単一回答）



	件数	実施実績有り	実施実績無し	無回答
(件)	47	17	30	-
(%)	100.0	36.2	63.8	-

図表 6 令和2年度に生活援助従事者研修を実施した事業者の数

件数	1事業者	2事業者	3事業者	4事業者	5事業者	6事業者	7事業者	8事業者	9事業者	以上10事業者	無回答
(件)	17	12	3	1	-	-	-	-	1	-	-
(%)	100.0	70.6	17.6	5.9	-	-	-	-	5.9	-	-

注) 「実施実績有り」と回答した場合のみ回答。

b. 研修実施事業者の確保のための工夫や取組

研修実施事業者の確保のための工夫や取組としては、県ホームページへの指定要綱等の掲載が多く挙げられた。自由記述回答は以下のとおり。

- ・ 研修事業の指定申請方法について、ホームページで周知している。
- ・ 工夫、取組は特にしていない。なお、生活援助従事者研修は全国的に実施事業者が少ない。背景は次のものがある。介護人材は不足し介護保険事業者は人材が欲しいが、即戦力となる人材を要求している。即戦力となる人材は「身体介護が可能な」初任者研修以上の資格取得者で、それ以下の資格取得者等を採用し育てる人的、時間的余裕はなく生活援助従事者研修資格取得者が欲しい介護保険事業者は数としては少ない。これが生活援助従事者研修を養成する事業者が少ない背景である。
- ・ 県ホームページへの指定要綱・指定基準の掲載。
- ・ 平成 30 年度の研修実施開始に伴い、県ホームページにて県要綱や取扱細則を掲載。
- ・ 関係団体との連携を深め、情報収集を図っており、動向の把握に努めている。
- ・ 県のホームページに、研修の概要や要綱，開催するにあたって必要な提出書類を掲載し、周知している。
- ・ 実施要綱等を県HPに掲載。

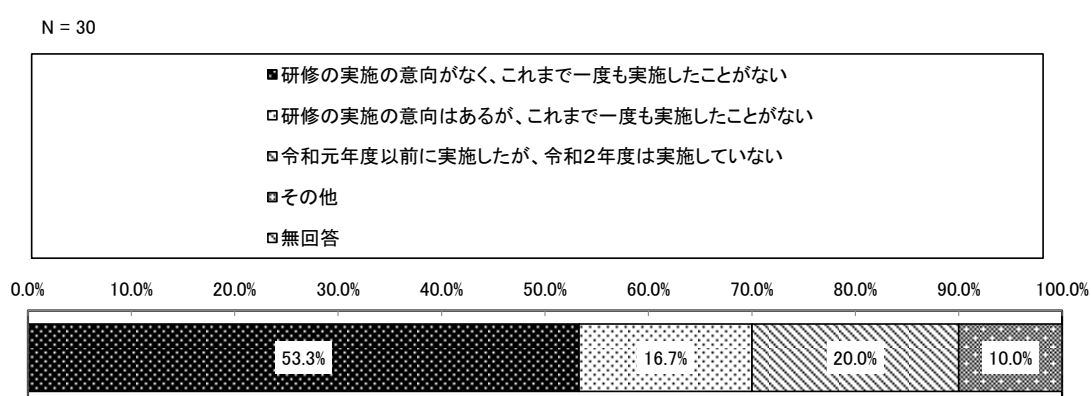
注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

c. 令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯

令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績が無い都道府県の、これまでの生活援助従事者研修の実施の経緯については、「研修の実施の意向がなく、これまで一度も実施したことがない」が最も多く16件(53.3%)、次いで「令和元年度以前に実施したが、令和2年度は実施していない」が6件(20.0%)、「研修の実施の意向はあるが、これまで一度も実施したことがない」が5件(16.7%)であった。

なお、「その他」の自由記述回答は、3件とも事業者からの申請がないために実施していないとの回答であった。

図表 7 令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯（単一回答）



	件数	こ研修 までの実 施の意 向が なく、 こと が ない	こ研 修 ま で の 実 施 の 意 向 は あ る が 、 こ れ ま で 一 度 も 実 施 し た こ と が ない	令 和 元 年 度 以 前 に 実 施 し て い な い が 、	そ の 他	無 回 答
(件)	30	16	5	6	3	-
(%)	100.0	53.3	16.7	20.0	10.0	-

d. 令和2年度までの生活援助従事者研修を実施しなかった主な理由

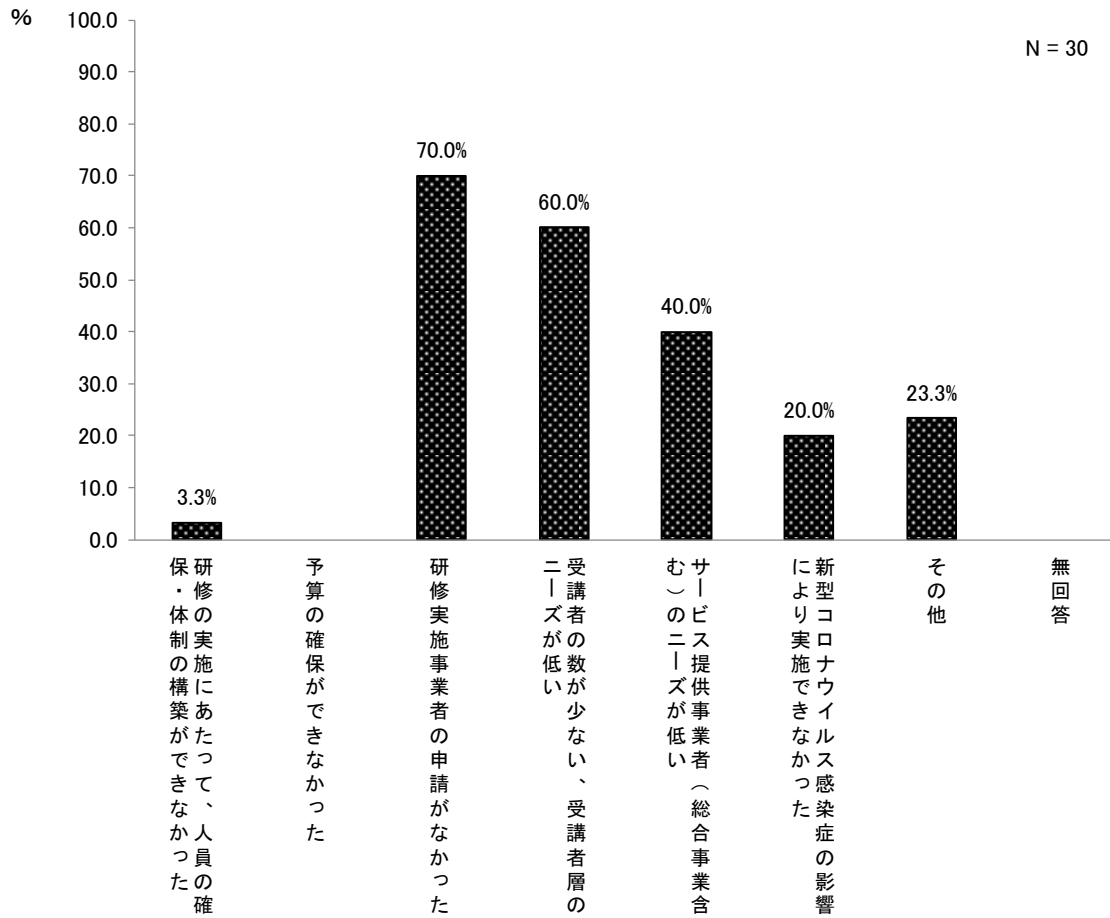
令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績が無い都道府県が、研修を実施しなかった主な理由は、「研修実施事業者の申請がなかった」が最も多く21件（70.0%）、次いで「受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い」が18件（60.0%）、「サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い」が12件（40.0%）、「新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった」が6件（20.0%）、「研修の実施にあたって、人員の確保・体制の構築ができなかった」が1件（3.3%）であった。

なお、「その他」の自由記述回答は以下のとおり。県主催では実施していないとの回答のほか、介護事業者や受講者からのニーズが低いといった回答も挙げられた。

- ・ 県主催での研修は実施していない
- ・ 都道府県においては事業者を指定し研修を行っているため
- ・ 必要な人員・予算の確保に係る優先順位が低い
- ・ 介護事業者からのニーズ（生活援助従事者の人材のニーズ）が低い
- ・ 実施事業者の申請は1件あったが、受講生が少なく廃止になったため
- ・ 県で直接実施はしていないが、市町村が研修を実施する場合の経費に対する補助や受講料の助成制度を設けている。
- ・ 指定事業所からの実施計画がなかったため。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

図表 8 令和2年度に生活援助従事者研修を実施しなかった主な理由（複数回答）



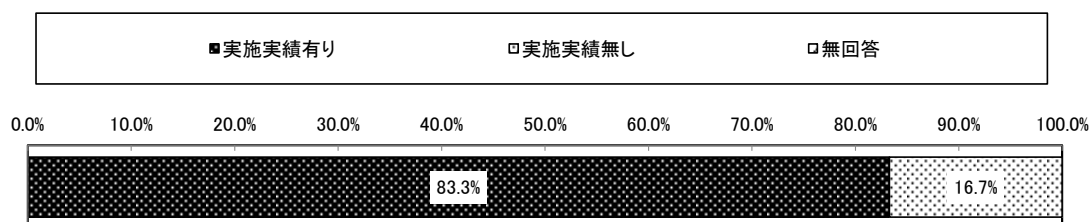
	研修の実施にあたって、体制の構築ができなかった	予算の確保ができなかった	研修実施事業者の申請がなかった	受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い	サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い	新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった	その他	無回答
件数	1	0	21	18	12	6	7	0
(件)	30	1	21	18	12	6	7	0
(%)	3.3	0.0	70.0	60.0	40.0	20.0	23.3	0.0

e. 令和2年度の「介護に関する入門的研修」の実施の有無

令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績が無い都道府県のうち、令和2年度に「介護に関する入門的研修」を実施した都道府県は25件（83.3%）であり、実施していない都道府県は5件（16.7%）であった。

図表9 令和2年度の「介護に関する入門的研修」の実施の有無（単一回答）

N = 30



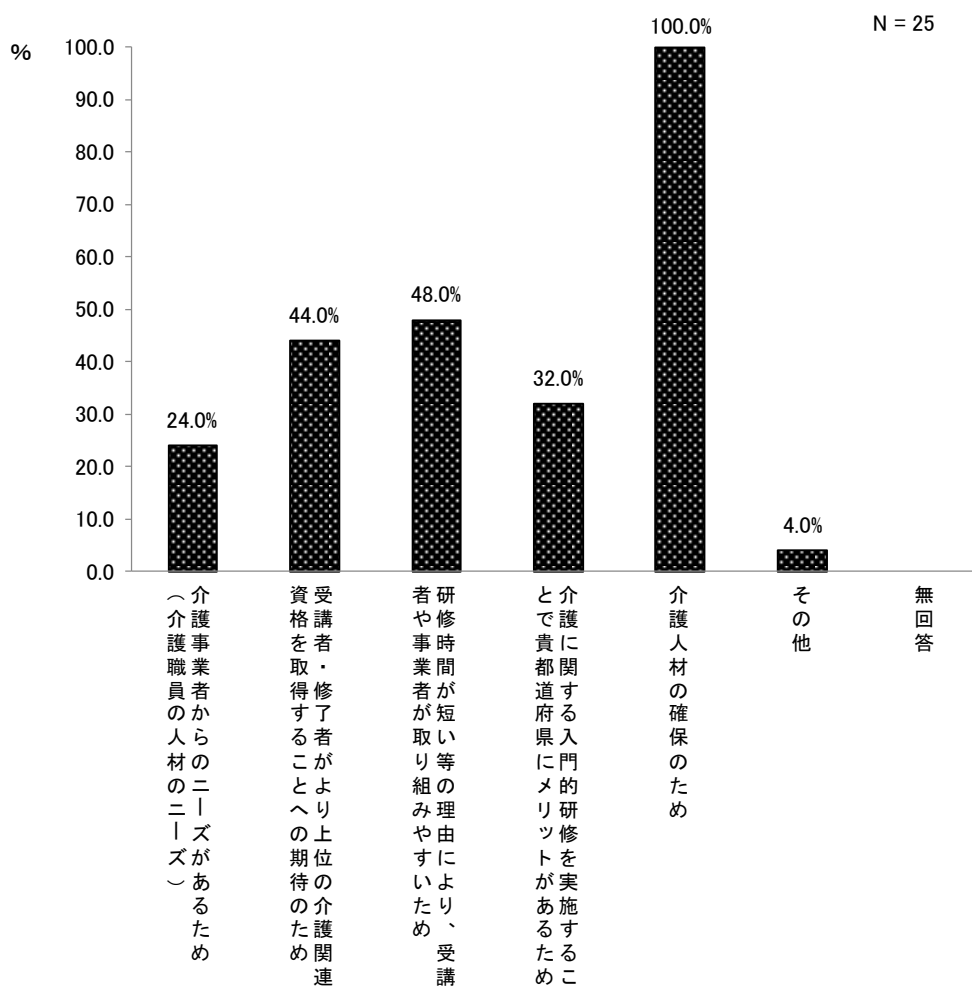
	件数	実施実績有り	実施実績無し	無回答
(件)	30	25	5	-
(%)	100.0	83.3	16.7	-

f. 「介護に関する入門的研修」を実施した理由

令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績が無く、令和2年度に「介護に関する入門的研修」を実施した都道府県が「介護に関する入門的研修」を実施した理由は、「介護人材の確保のため」が最も多く25件（100.0%）、次いで「研修時間が短い等の理由により、受講者や事業者が取り組みやすいため」が12件（48.0%）、「受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため」が11件（44.0%）、「介護に関する入門的研修を実施することで貴都道府県にメリットがあるため」が8件（32.0%）、「介護事業者からのニーズがあるため（介護職員の人材のニーズ）」が6件（24.0%）の順であった。

なお、「その他」の自由記述回答は、「高齢者の活躍の場を広げる」であった。

図表 10 「介護に関する入門的研修」を実施した理由（複数回答）



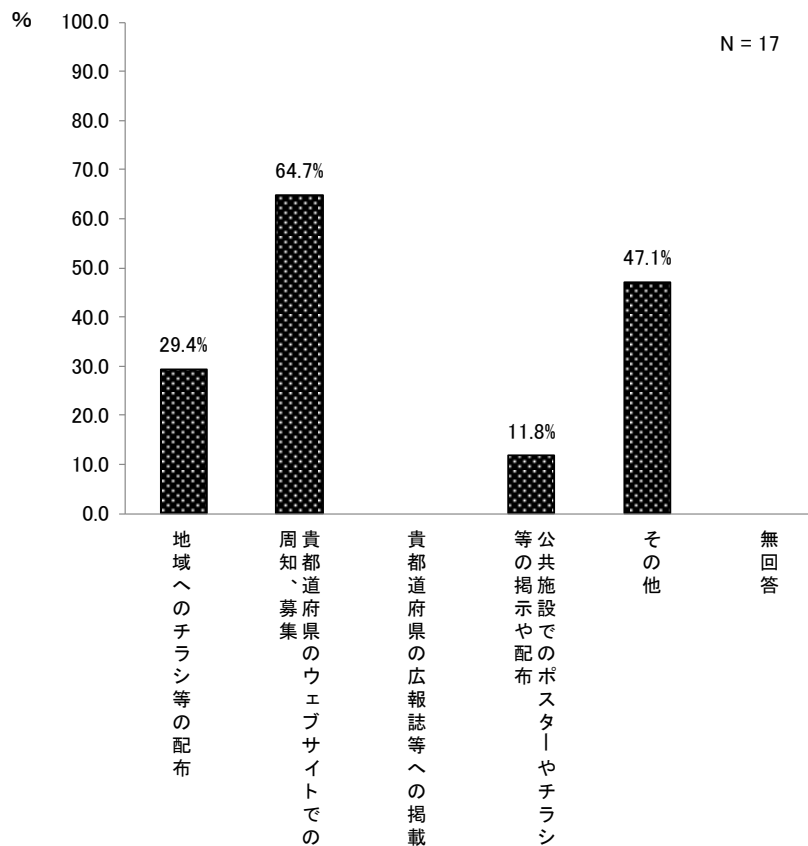
	件数	（介護事業者からのニーズがあるため）	受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため	研修時間が短い等の理由により、受講者や事業者が取り組みやすいため	介護に関する入門的研修を実施することで貴都道府県にメリットがあるため	介護人材の確保のため	その他	無回答
(件)	25	6	11	12	8	25	1	-
(%)	100.0	24.0	44.0	48.0	32.0	100.0	4.0	-

2) 令和2年度の生活援助従事者研修の実施状況（令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績が有る場合）

a. 受講者の募集や研修の周知方法

受講者の募集や研修の周知方法は、「貴都道府県のウェブサイトでの周知、募集」が最も多く11件（64.7%）であった。また、実施している受講者の募集や研修の周知方法のうち最も効果的だった方法についても同様に、「貴都道府県のウェブサイトでの周知、募集」が最も多かった（7件、41.2%）。

図表 11 受講者の募集や研修の周知方法（複数回答）



	件数	地域へのチラシ等の配布	貴都道府県のウェブサイトでの周知、募集	貴都道府県の広報誌等への掲載	公共施設でのポスターやチラシ等の掲示や配布	その他	無回答
(件)	17	5	11	-	2	8	-
(%)	100.0	29.4	64.7	-	11.8	47.1	-

「その他」の自由記述回答は以下のとおり。市町広報への掲載等の回答が挙げられた。

- ・ 事業者に任せているため不明
- ・ 市広報への記事掲載
- ・ 事業者のHPでの周知
- ・ 市町広報等への掲載
- ・ わからない・把握していない
- ・ 訪問介護員として従事希望者からの問合せや来庁された時に研修に関する説明を行う。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

b. 研修の受講者を確保するための工夫や取組

ア) 周知のための工夫や取組

研修の受講者を確保するための工夫や取組は、県や事業者のホームページでの周知といった回答が多く挙げられたが、地域の公民館にチラシを配布している都道府県もあった。自由記述回答は以下のとおり。

- ・ 本県ホームページでの周知
- ・ HPに掲載する。(事業者、県双方でHPに掲載している)
- ・ 指定研修実施事業者の情報一覧をホームページに掲載している。
- ・ 地域の公民館にチラシを配布
- ・ 県のホームページに、研修の概要や受講者を募集している研修の開催時期、受講費用などを随時掲載し、周知している。
- ・ 年度ごとに、介護員養成研修の1年間の研修実施予定を県HPで公開している。ただ、生活援助については県立高校での実施のみのため掲載していない。
- ・ 本県において、周知に関する取組は行っていないが、下記の補助事業において、各市町が周知活動に取り組んでいる(広報誌や世帯回覧の活用)。
- ・ 県HPで指定事業者一覧表を掲載

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

イ) その他受講に繋げるための工夫や取組

その他受講に繋げるための工夫や取組は、受講料等の費用補助の実施等の回答が挙げられた。自由記述回答は以下のとおり。

- ・ 研修を受講する従業者を支援する介護事業者に補助する事業を実施している。(受講料補助：受講者1人につき上限12,000円、代替職員補助：受講者1人につき上限30,000円)
- ・ 施設の窓など、見えやすいところにポスターを貼る。
- ・ 介護事業所に周知を図る
- ・ 訪問介護員として従事希望者からの問合せや来庁された時に研修に関する説明を行っている。
- ・ 受講費用の一部助成
- ・ 離島地域の住民に介護の仕事に関する基礎的な研修(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修)を受講してもらうための費用を補助(県→市町)。※住民は、市町が開催する研修の受講にあたり、受講料の負担が一部で済む(もしくは自己負担なし)。また、他の地域で開催される研修を受講する際にも旅費の助成が受けられる。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

c. 受講者数の合計

受講者数の合計は、図表 12 のとおりであった。実数合計値を見ると、「～19 歳」、「60 歳～69 歳」、「50 歳～59 歳」の順で多かった。ただし、「～19 歳」の人数が多いことは、高校等での履修によるものと考えられる。

性別毎に見ると、女性では 1 名～15 名が多く、26 名以上と回答した都道府県はなかった。男性では「1～5 名」の回答のみであり、女性と比較して男性の受講者数が少ないことが明らかとなった。

年代を見ると、女性では「50～59 歳」、「60～69 歳」、「70 歳以上」で「0 名」の回答が少なく、男性では「60～69 歳」、「70 歳以上」では「0 名」の回答が少なかった。

図表 12 受講者数（合計）

	件数	平均 (名)	標準 偏差	最小 値	最大 値	実数 合計値
～19 歳	8 8.8	4.0	6.8	0.0	20.0	32.0
20 歳～29 歳	8 8.8	2.5	3.5	0.0	9.0	20.0
30 歳～39 歳	9 9.9	0.8	0.8	0.0	2.0	7.0
40 歳～49 歳	9 9.9	1.3	1.7	0.0	4.0	12.0
50 歳～59 歳	10 11.0	2.6	1.8	0.0	5.0	26.0
60 歳～69 歳	9 9.9	3.2	3.0	0.0	9.0	29.0
70 歳以上	8 8.8	2.3	1.9	0.0	6.0	18.0
年齢不明・把握していない	7 7.7	0.9	1.4	0.0	4.0	6.0
障害を有する方	6 6.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国籍を有する方	6 6.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	11 12.1	13.6	6.9	4.0	28.0	150.0

図表 13 女性の受講者数

	件数	0名	1名	6名	11名	16名	21名	26名	31名以上	無回答	
～19歳	17 100.0	4 23.5	1 5.9	1 5.9	-	1 5.9	-	-	-	10 58.8	(件) (%)
20歳～29歳	17 100.0	4 23.5	3 17.6	-	-	-	-	-	-	10 58.8	(件) (%)
30歳～39歳	17 100.0	4 23.5	3 17.6	-	-	-	-	-	-	10 58.8	(件) (%)
40歳～49歳	17 100.0	5 29.4	2 11.8	-	-	-	-	-	-	10 58.8	(件) (%)
50歳～59歳	17 100.0	2 11.8	6 35.3	-	-	-	-	-	-	9 52.9	(件) (%)
60歳～69歳	17 100.0	2 11.8	4 23.5	2 11.8	-	-	-	-	-	9 52.9	(件) (%)
70歳以上	17 100.0	2 11.8	5 29.4	-	-	-	-	-	-	10 58.8	(件) (%)
年齢不明・把握していない	17 100.0	4 23.5	1 5.9	-	-	-	-	-	-	12 70.6	(件) (%)
障害を有する方	17 100.0	5 29.4	-	-	-	-	-	-	-	12 70.6	(件) (%)
外国籍を有する方	17 100.0	5 29.4	-	-	-	-	-	-	-	12 70.6	(件) (%)

図表 14 男性の受講者数

	件数	0名	15名	6510名	1515名	16520名	21525名	26530名	31名以上	無回答	
～19歳	17 100.0	5 29.4	1 5.9	-	-	-	-	-	-	11 64.7	(件) (%)
20歳～29歳	17 100.0	5 29.4	1 5.9	-	-	-	-	-	-	11 64.7	(件) (%)
30歳～39歳	17 100.0	5 29.4	1 5.9	-	-	-	-	-	-	11 64.7	(件) (%)
40歳～49歳	17 100.0	6 35.3	1 5.9	-	-	-	-	-	-	10 58.8	(件) (%)
50歳～59歳	17 100.0	5 29.4	2 11.8	-	-	-	-	-	-	10 58.8	(件) (%)
60歳～69歳	17 100.0	4 23.5	2 11.8	-	-	-	-	-	-	11 64.7	(件) (%)
70歳以上	17 100.0	3 17.6	3 17.6	-	-	-	-	-	-	11 64.7	(件) (%)
年齢不明・把握していない	17 100.0	5 29.4	-	-	-	-	-	-	-	12 70.6	(件) (%)
障害を有する方	17 100.0	5 29.4	-	-	-	-	-	-	-	12 70.6	(件) (%)
外国籍を有する方	17 100.0	5 29.4	-	-	-	-	-	-	-	12 70.6	(件) (%)

d. 把握している主な受講理由

受講者の受講理由を把握・調査している都道府県は1件のみであったが、当該都道府県が把握している主な受講理由は、「訪問介護の仕事に就きたかったため」、「求職中で、就職準備のため」、「介護職員初任者研修等の他の介護資格取得に向けた準備のため」であった。

図表 15 把握している主な受講理由（複数回答）

	件数	訪問介護の仕事に就きたかったため	訪問介護以外の介護の仕事に就きたかったため	求職中で、就職準備のため	介護職員初任者研修等の他の介護資格取得に向けた準備のため	家族等の介護のため	ボランティア活動のため	教養のため	その他	無回答
(件)	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-
(%)	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-

e. 修了者の研修修了後の主な動向

修了者の研修修了後の動向を把握・調査している都道府県も1件のみであったが、当該都道府県が把握している修了者の研修修了後の主な動向は、「介護事業者等で生活援助従事者として勤務している」および「介護職の上位資格取得のために学習している」であった。

図表 16 修了者の研修修了後の主な動向（複数回答）

	件数	介護事業者等で生活援助従事者として勤務している	介護以外の類似サービス提供	「介護事業者等で生活援助従事者として勤務している」「介護以外の類似サービス提供している」以外の仕事に就いている	介護職の上位資格取得のために学習している	家族等の介護をしている	ボランティア活動をしている	その他	無回答
(件)	1	1	-	-	1	-	-	-	-
(%)	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-

f. 研修の実施に関する課題

研修実施事業者、都道府県に関する課題は、事業者数が少ない、受講者希望者が少ない等の回答が多く挙げられた。研修受講者・修了者に関する課題は、受講希望者が少ない、修了者の活躍の場が少ない等の回答が多く挙げられた。自由記述回答は、「研修事業者に関する課題」、「研修受講者、修了者に関する課題」、「都道府県に関する課題」にそれぞれ分類し、以下のとおりであった。

図表 17 研修の実施に関する課題（分類：研修事業者に関する課題）

研修事業者に関する課題
<ul style="list-style-type: none">生活援助従事者研修を希望する事業者が少ない点指定事業者数が少ない研修実施事業者数が増えない。研修事業者からの指定申請が少なく、研修数が少ないため、受講しやすい環境づくりが課題参入事業者の不足研修の開催頻度が低いこと。（予算や受講希望者が少ないことが原因だと思われる。）受講者が集まらない。受講者が少なく、研修開催の周知方法を検討する必要がある。新型コロナウイルスの影響もあり受講者の募集を行っても募集定員に満たず、実施を取りやめることも少なくないため、事業を休止・廃止せざるをえない状況となっている。受講者の増加応募者が少ない。受講者の確保

図表 18 研修の実施に関する課題（分類：研修受講者、修了者に関する課題）

研修受講者、修了者に関する課題
<ul style="list-style-type: none">研修受講者が少なく、受講動機を高める取組が課題介護員養成研修事業者として指定を受けた高校が生徒に意向を聞くも応募者が少なかった。研修受講希望者が少ないこと。また、研修は修了したが就労につながらず、研修を活用することができていない方が一定数いること。初任者研修修了者に比べて求人が少ない。初任者研修は浸透しているが、生活援助者研修はまだ浸透しているとは言いがたく、介護事業所に就職する際に優位性があるとは言えない。研修実施事業者が少ない、修了者の活躍の場が少ない受講者の高年齢化

図表 19 研修の実施に関する課題（分類：都道府県に関する課題）

都道府県に関する課題
<ul style="list-style-type: none">・ 生活援助従事者研修を希望する事業者が少ない点・ 指定事業者数が少ない・ 研修実施事業者数が増えないこと。・ 研修指定事業者数が少ないこと。また、指定はしているが開講予定がない事業者があること。・ 生活援助従事者研修を実施する事業者が増えない。・ 研修指定事業者が少ない。・ 研修事業実施について、毎年度事業者に計画書や届け出を随時提出を求めているが、失念等が多く状況確認に時間を要する。・ 訪問介護員等の介護人材の確保が必要であり、介護に関する入門的研修や生活援助従事者研修、初任者研修等の受講者の増加が課題・ 修了者の活躍の場が少ない（介護事業者においても人材を活用しにくい）・ 介護職員初任者研修との棲み分け・ 広報の方法

3) 都道府県での生活援助従事者研修の位置付け等について（令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績が有る場合）

a. 生活援助従事者研修の事業にかかる費用

生活援助従事者研修の事業に係る費用は、令和2年度に生活援助従事者研修を実施した都道府県のうち半数以上が「0円」と回答していた。

また、補助金・交付金の活用状況を見ると、「地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）を活用している」は5件（29.4%）であった。

図表 20 生活援助従事者研修の事業に係る費用

	件数	0円	1～5,000円	5,001～10,000円	10,001～15,000円	15,001～20,000円	20,001～25,000円	25,001～30,000円	30,001～35,000円	35,001～40,000円	40,001～45,000円	45,001～50,000円	50,001円以上	無回答
(件)	17	4	3	-	2	1	2	1	1	1	1	-	1	-
(%)	100.0	23.5	17.6	-	11.8	5.9	11.8	5.9	5.9	5.9	5.9	-	5.9	-

図表 21 補助金・交付金の活用状況（複数回答）

	件数	い（地域医療介護人材確保総合確保基金）を活用している	その他の補助金・交付金を活用している	活用していない	無回答
(件)	17	5	-	10	2
(%)	100.0	29.4	-	58.8	11.8

b. 都道府県内の体制

生活援助従事者研修事業のための都道府県内の体制については、令和2年度に生活援助従事者研修を実施したほぼ全ての都道府県が「自部署のみで担当している」と回答し、「自庁内の他部署と連携・協働している」と回答した都道府県は1件のみであった。

図表 22 都道府県内の体制（単一回答）

	件数	自部署のみで担当している	自庁内の他部署と連携・協働している	無回答
(件)	17	16	1	-
(%)	100.0	94.1	5.9	-

c. 市町村との連携の有無

生活援助従事者研修の実施にあたっての市町村との連携については、令和2年度に生活援助従事者研修を実施したほぼ全ての都道府県が「市町村との連携無し」と回答し、「市町村との連携有り」と回答した都道府県は1件のみであった。

「市町村との連携有り」と回答した都道府県が、市町村と連携している業務内容は、「生活援助従事者研修に関する広報活動」であった。

図表 23 市町村との連携の有無（単一回答）

	件数	市町村との連携有り	市町村との連携無し	無回答
(件)	17	1	16	-
(%)	100.0	5.9	94.1	-

図表 24 市町村と連携している業務内容（複数回答）

	件数	生活援助従事者研修の把握	生活援助従事者研修に関する広報活動	その他	無回答
(件)	1	-	1	-	-
(%)	100.0	-	100.0	-	-

d. 生活援助従事者研修事業の委託状況

生活援助従事者研修事業の委託状況については、「事業を委託している」と回答した都道府県は2件のみであった。

図表 25 市町村と連携している業務内容（単一回答）

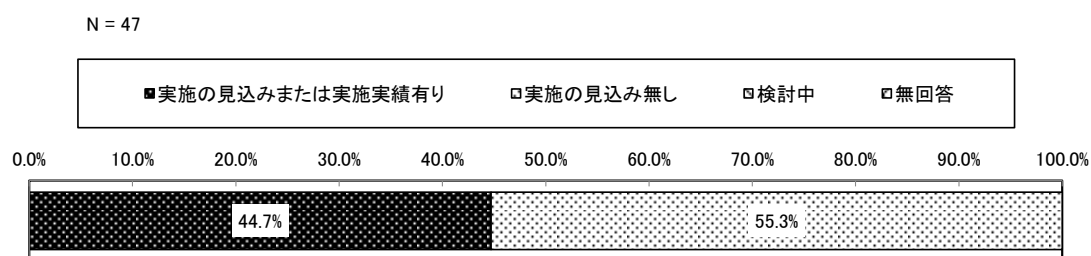
	件数	事業を委託している	事業委託はしていないが、連携・協力をしている	委託も連携もしていない	無回答
(件)	17	2	-	15	-
(%)	100.0	11.8	-	88.2	-

4) 今後の予定や取組について

a. 今年度（令和3年度）における実施の見込み、または実施実績の有無

今年度（令和3年度）における生活援助従事者研修の実施の見込みまたは実施実績の有無は、「実施の見込みまたは実施実績有り」が21件（44.7%）、「実施の見込み無し」が26件（55.3%）であった。

図表 26 生活援助従事者研修事業の評価の実施状況（単一回答）



	件数	実施の見込みまたは実施実績有り	実施の見込み無し	検討中	無回答
(件)	47	21	26	-	-
(%)	100.0	44.7	55.3	-	-

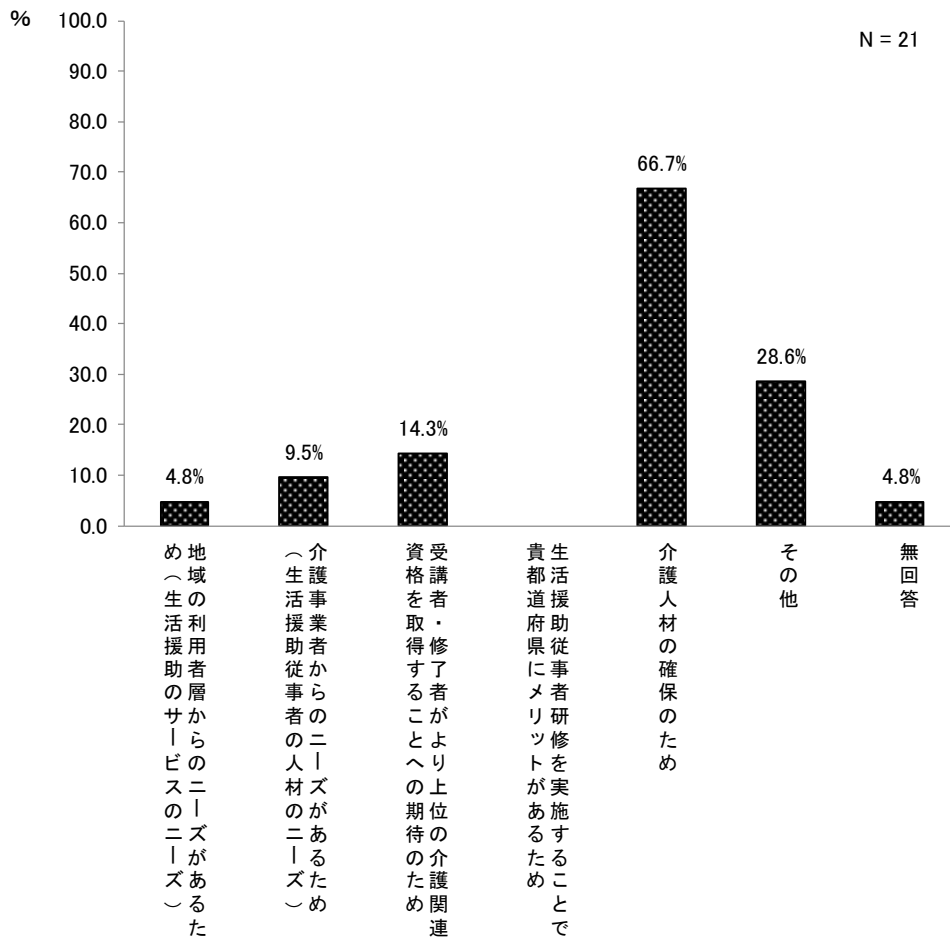
b. 令和3年度に研修を実施する主な理由

今年度に実施見込みまたは実施実績が有る都道府県が、研修を実施する主な理由は、「介護人材確保のため」が14件（66.7%）と最も多く、次いで「受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため」3件（14.3%）、「介護事業者からのニーズがあるため（生活援助従事者の人材のニーズ）」が2件（9.5%）、「地域の利用者層からのニーズがあるため（生活援助のサービスのニーズ）」が1件（4.8%）であった。

なお、「その他」の自由記述回答は以下のとおり。研修事業者からの指定申請があった等の回答が挙げられた。

- ・ 研修実施団体から研修指定申請があったため。
- ・ 研修事業者による希望
- ・ 研修の実施を希望する事業者が現れたため。
- ・ 一部の方から研修実施のニーズがあるため。
- ・ 生活援助中心型のサービスに従事する者の視野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため。
- ・ 県立高校のカリキュラム

図表 27 令和3年度に研修を実施する主な理由（複数回答）



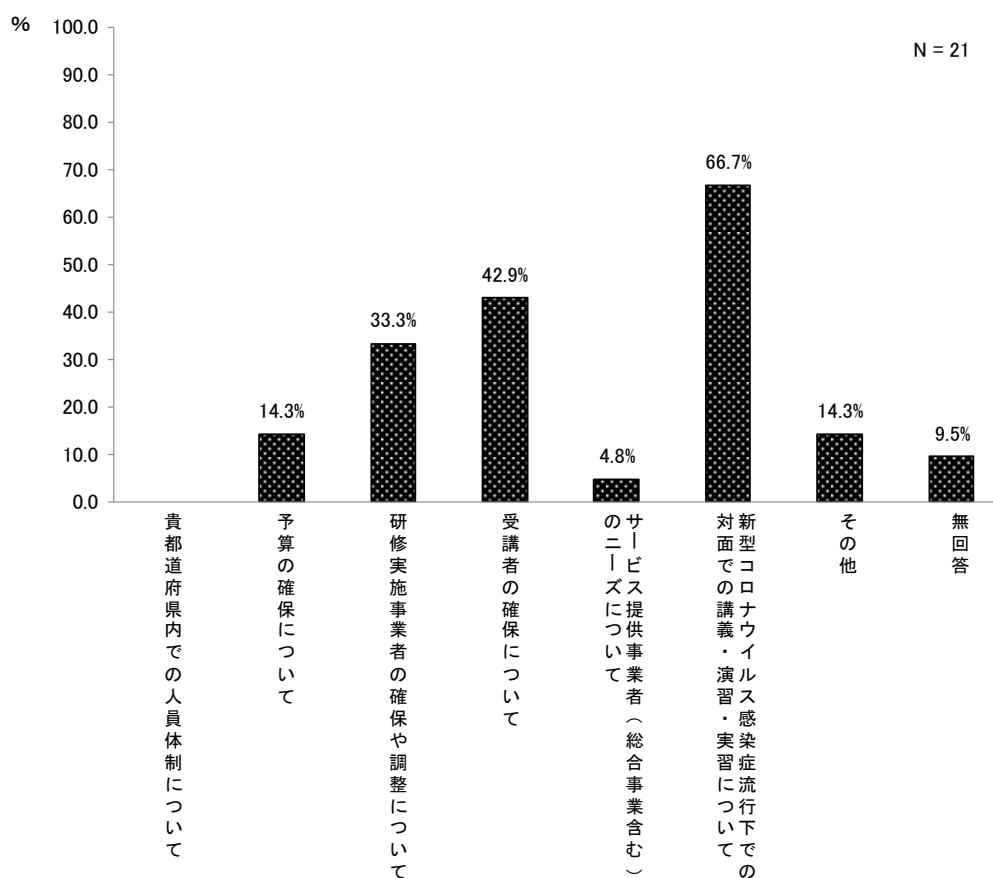
	件数	地域の利用者層からのニーズがあるため（生活援助のサービスのニーズ）	介護事業者からのニーズがあるため（生活援助従事者の人材のニーズ）	受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため	生活援助従事者研修を実施することで貴都道府県にメリットがあるため	介護人材の確保のため	その他	無回答
(件)	21	1	2	3	-	14	6	1
(%)	100.0	4.8	9.5	14.3	-	66.7	28.6	4.8

c. 都道府県内で検討した際の主な検討課題

今年度を実施見込みまたは実施実績が有る都道府県が、今年度における研修の実施について都道府県内で検討した主な検討課題は、「新型コロナウイルス感染症流行下での対面での講義・演習・実習について」が14件（66.7%）と最も多く、次いで「受講者の確保について」が9件（42.9%）、「研修実施事業者の確保や調整について」が7件（33.3%）であった。

「その他」の自由記述回答は、「介護事業者からのニーズ（生活援助従事者の人材のニーズ）」であった。

図表 28 都道府県内で検討した際の主な検討課題（複数回答）

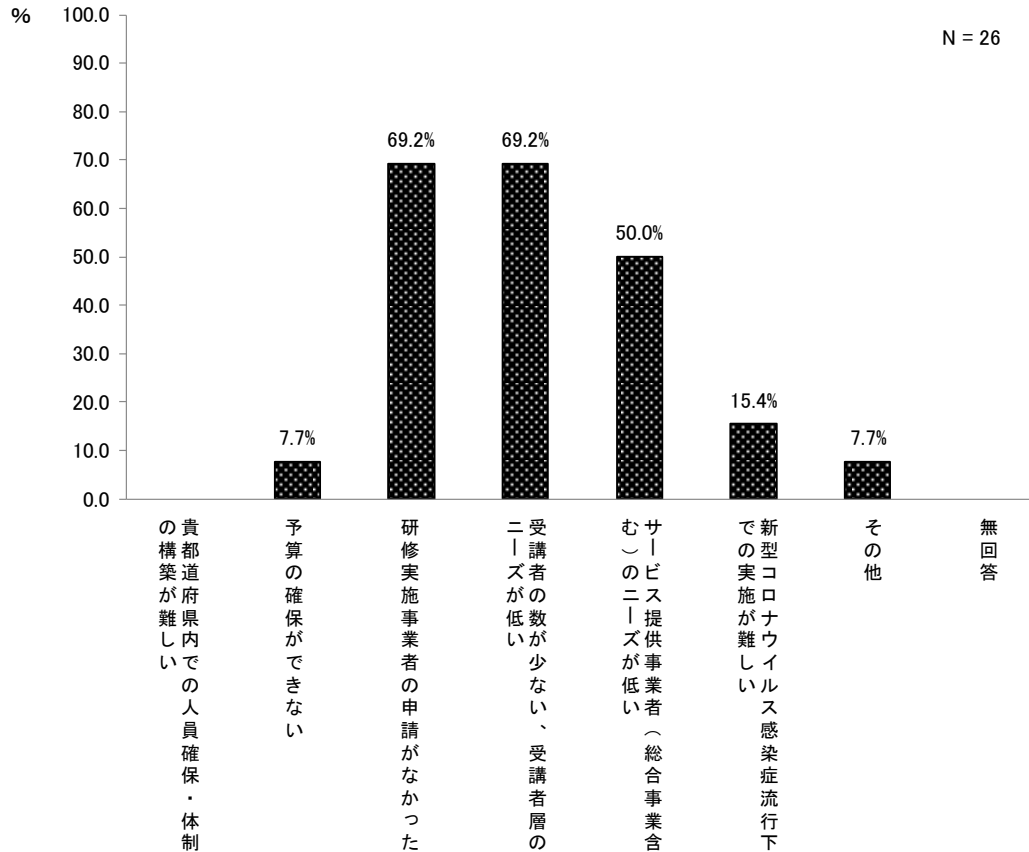


	件数	貴都道府県内での人員体制について	予算の確保について	研修実施事業者の確保や調整について	受講者の確保について	サービス提供者（総合事業含む）のニーズについて	新型コロナウイルス感染症流行下での対面での講義・演習・実習について	その他	無回答
(件)	21	0	3	7	9	1	14	3	2
(%)	100.0	0.0	14.3	33.3	42.9	4.8	66.7	14.3	9.5

d. 実施の見込みが無い場合の主な理由

今年度の実施見込みが無い都道府県における、その主な理由は、「研修実施事業者の申請がなかった」および「受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い」が 18 件（69.2%）で最も多く、次いで「サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い」が 13 件（50.0%）であった。

図表 29 実施の見込みがない場合の主な理由（複数回答）



	件数	貴都道府県内での人員確保・体制の構築が難しい	予算の確保ができない	研修実施事業者の申請がなかった	受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い	サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い	新型コロナウイルス感染症流行下での実施が難しい	その他	無回答
(件)	26	-	2	18	18	13	4	2	-
(%)	100.0	-	7.7	69.2	69.2	50.0	15.4	7.7	-

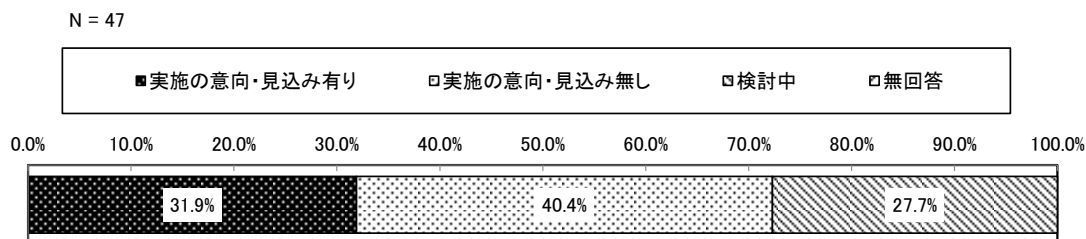
「その他」の自由記述回答は以下のとおり。県主催では研修を実施していない等の回答が挙げられた。

- ・ 都道府県においては事業者を指定し研修を行っているため
- ・ 県で直接実施はしていないが、市町村が研修を実施する場合の経費に対する補助や受講料の助成制度を設けている。

e. 令和4年度における実施のご意向や見込みについて

令和4年度における生活援助従事者研修の実施の意向や見込みについては、「実施の意向・見込み無し」が19件（40.4%）と最も多く、次いで「実施の意向・見込み有り」が15件（31.9%）、「検討中」が13件（27.7%）の順であった。

図表 30 令和4年度における実施のご意向や見込み（単一回答）

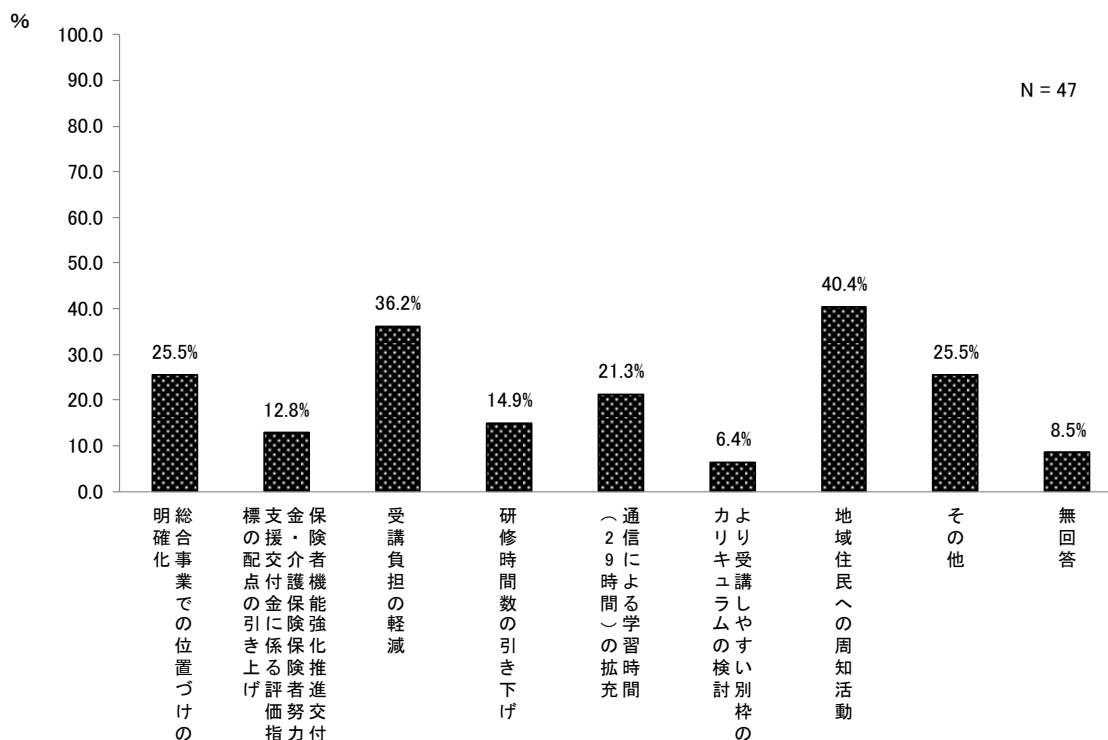


	件数	実施の意向・見込み有り	実施の意向・見込み無し	検討中	無回答
(件)	47	15	19	13	-
(%)	100.0	31.9	40.4	27.7	-

f. 生活援助従事者研修受講者確保のために効果があると考えられる取組

生活援助従事者研修受講者確保のために効果があると考えられる取組は、「地域住民への周知活動」が19件（40.4%）と最も多く、次いで「受講負担の軽減」が17件（36.2%）であった。

図表 31 生活援助従事者研修修了者確保のために効果があると考えられる取組（複数回答）



件数	総合事業での位置づけの明確化	評価指標の引き上げ	保険者機能強化推進交付金・介護保険関係者に係る	受講負担の軽減	研修時間数の引き下げ	通信による学習時間（29時間）の拡充	より受講しやすい別枠のカリキュラムの検討	地域住民への周知活動	その他	無回答
(件)	47	12	6	17	7	10	3	19	12	4
(%)	100.0	25.5	12.8	36.2	14.9	21.3	6.4	40.4	25.5	8.5

「その他」の自由記述回答は以下のとおり。介護事業者への周知等、生活援助従事者のニーズ向上のための取組が多く挙げられた。

- ・ 生活援助員としての就業先の確保
- ・ サービス提供事業者への当該研修の周知
- ・ 介護事業者からのニーズ（生活援助従事者の人材のニーズ）
- ・ 介護事業所における研修修了者のニーズ向上
- ・ 生活援助従事者研修の国における身体介護が出来る制度への変更の取組の検討
- ・ 他の研修との違いや、生活援助従事者研修を受けるからこそそのメリットの周知
- ・ 仕事の魅力の向上。
- ・ 介護新任職員合同入職式

5) 令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯の回答別の、令和2年度に生活援助従事者研修を実施しなかった主な理由

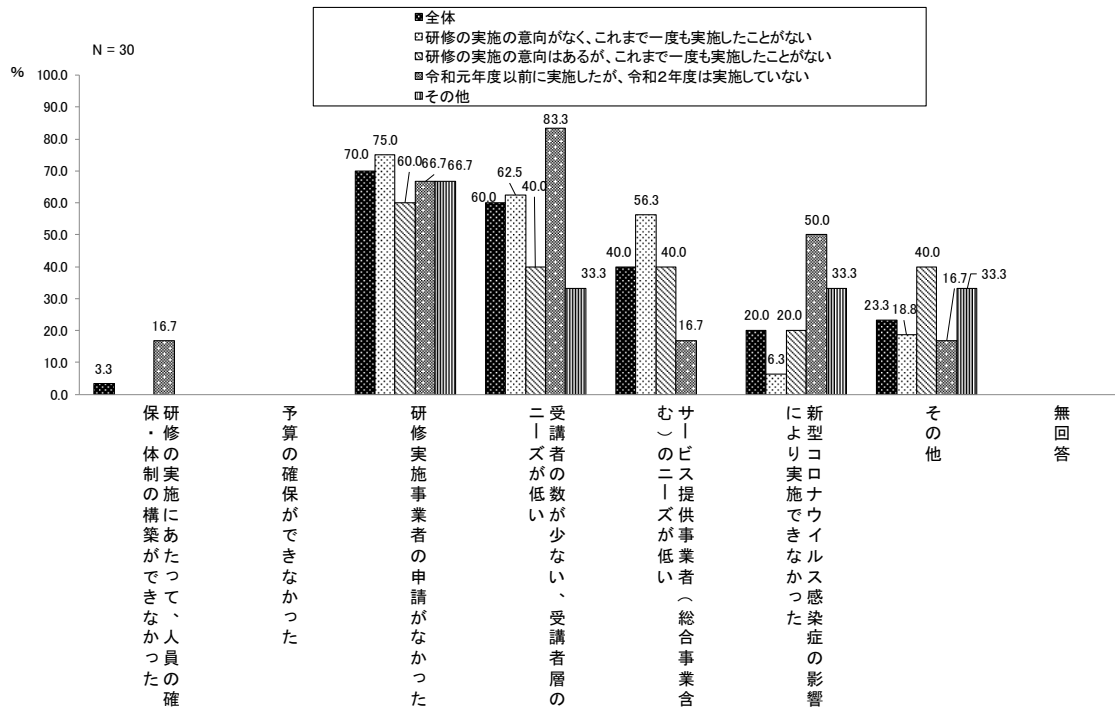
令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯の回答別の、令和2年度に生活援助従事者研修を実施しなかった理由について、クロス集計を行った。

令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯が「研修の実施の意向がなく、これまで一度も実施したことがない」および「研修の実施の意向はあるが、これまで一度も実施したことがない」と回答した都道府県では、令和2年度に研修を実施しなかった主な理由は「研修実施事業者の申請がなかった」が最も多く、次いで「受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い」、「サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い」の順であった。

一方で、令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯が「令和元年度以前に実施したが、令和2年度は実施していない」と回答した都道府県では、令和2年度に研修を実施しなかった主な理由は「受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い」が最も多く、次いで「研修実施事業者の申請がなかった」、「新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった」の順であった。

これらの結果からは、生活援助従事者研修の実施の意向があるが実施できていない場合は、研修実施事業者の申請がなく確保できなかったことが、実施できない主な理由として考えられる。また、生活援助従事者研修を過去に実施したが、その後実施しなくなった場合には、受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低いことで、受講者を十分に確保できなかったことが、実施を止めた主な理由となっていることが考えられる。

図表 32 令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯の回答別の令和2年度に生活援助従事者研修を実施しなかった主な理由（複数回答）



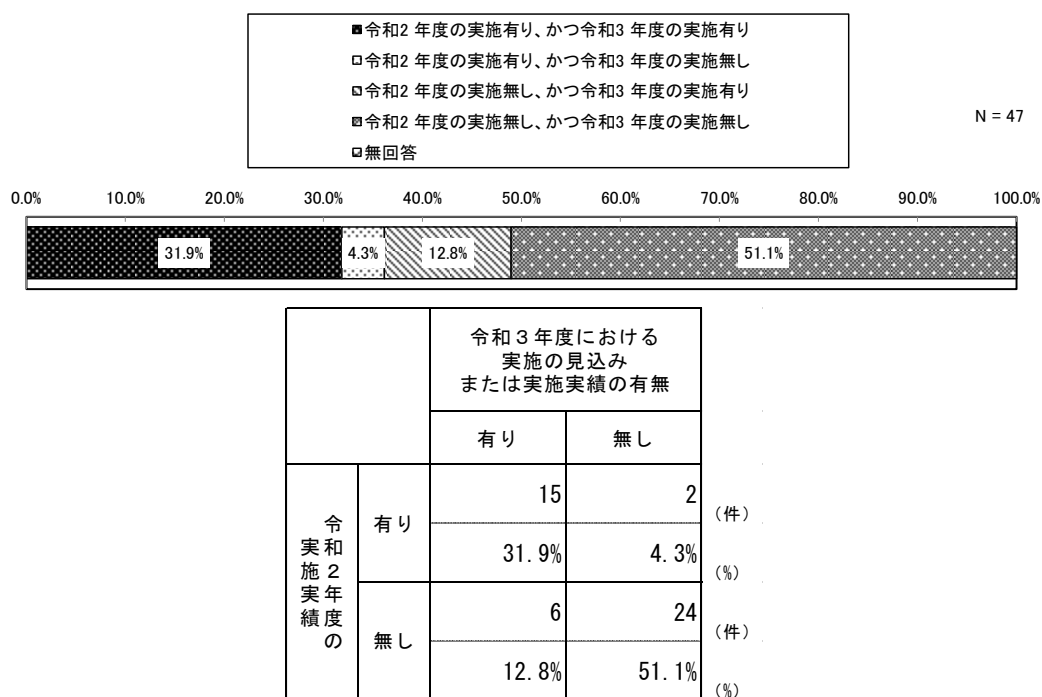
		令和2年度に研修を実施しなかった主な理由									
		件数	研修の実施にあたって、人員の確保ができていなかった	予算の確保ができていなかった	研修実施事業者の申請がなかった	受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い	サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い	新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった	その他	無回答	
令和2年度までの研修の実施に関する経緯	全体	30	1	-	21	18	12	6	7	-	(件)
		100.0	3.3	-	70.0	60.0	40.0	20.0	23.3	-	(%)
	研修の実施の意向がなく、これまで一度も実施したことがない	16	-	-	12	10	9	1	3	-	(件)
		100.0	-	-	75.0	62.5	56.3	6.3	18.8	-	(%)
	研修の実施の意向はあるが、これまで一度も実施したことがない	5	-	-	3	2	2	1	2	-	(件)
		100.0	-	-	60.0	40.0	40.0	20.0	40.0	-	(%)
	令和元年度以前に実施したが、令和2年度は実施していない	6	1	-	4	5	1	3	1	-	(件)
		100.0	16.7	-	66.7	83.3	16.7	50.0	16.7	-	(%)
	その他	3	-	-	2	1	-	1	1	-	(件)
		100.0	-	-	66.7	33.3	-	33.3	33.3	-	(%)

6) 令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無別の、令和3年度における実施の見込み、または実施実績の有無

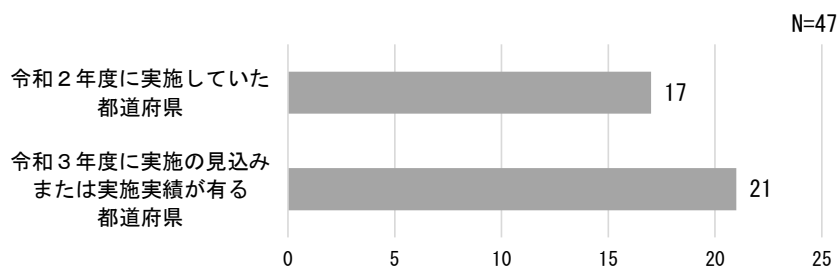
令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無別の、令和3年度における実施の見込み、または実施の有無の関係については、「令和2年度の実施無し、かつ令和3年度の実施無し」が24件(51.1%)と最も多く、次いで「令和2年度の実施有り、かつ令和3年度の実施有り」が15件(31.9%)であった。「令和2年度の実施無し、かつ令和3年度の実施有り」は6件(12.8%)あった。

令和2年度に実施していた場合は、引き続き令和3年度も実施見込みまたは実施実績がある都道府県が多いものの、2団体では実施を取りやめていた。一方で、令和2年度に実施していないが令和3年度に実施見込みまたは実施実績がある団体もおり、令和2年度と比較して、令和3年度は実施する都道府県数がやや増加していた(図表34)。

図表 33 令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無別の、令和3年度における実施の見込み、または実施実績の有無



図表 34 生活援助従事者研修の実施状況



2.2.2 研修実施事業者調査結果概要

(1) 調査結果のまとめ

○ 受講者の傾向

- ・ 受講者に多い年代は、女性では40歳代～60歳代、男性では50歳代～60歳代であった。
- ・ 主な受講理由は、訪問介護含む介護の仕事への就労希望であった。
- ・ 修了後の動向は、生活援助従事者として勤務、生活援助従事者やその類似サービス以外の仕事に従事、介護職の上位資格取得のために学習が多く挙げられていた。

○ 実施しない理由

- ・ 実施しない理由としては、以下が多く挙げられていた。
 - 市民の生活援助従事者研修の認知度が低い。
 - 受講生が集まらないために採算が取れない。
 - 初任者研修に力を入れているため。
 - カリキュラムが作りづらい、初任者研修との整合性を取ることが難しい。
 - 人員の確保・体制の構築ができなかった。
 - 現場見学の手配が難しい。
 - サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い。
 - 求人が極めて少ないため。
 - 取得後のメリットがないため。
 - 都道府県から指定を受けることが難しかったため。
 - 都道府県からの周知や情報共有がなかった・遅かったため。

○ 実施している場合の課題認識

- ・ 令和2年度に実施している場合の課題としては、以下が多く挙げられていた。
 - 受講者数の確保、講師の確保が難しい。
 - 生活援助従事者研修の認知度が低い、向上する必要がある。
 - 生活援助従事者の求人が不足している、修了後の就労先の確保が難しい。
 - 修了者が初任者研修を受講する場合のカリキュラムの免除をどのようにするか。
- ・ 令和3年度に実施見込みが有る、実施実績が有る場合の検討課題でも、受講者の確保が難しいという課題が最も多く挙げられていた。

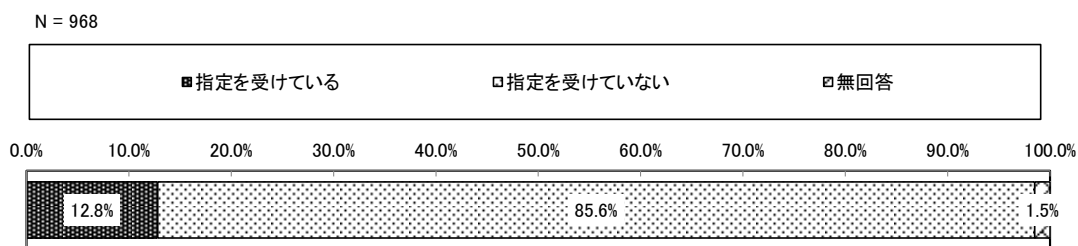
(2) 調査結果概要

1) 令和2年度の生活援助従事者研修実施の有無

a. 生活援助従事者研修実施指定の有無

令和2年度の生活援助従事者研修実施の指定の有無は、「指定を受けている」が124件(12.8%)、「指定を受けていない」が829件(85.6%)であった。

図表 35 令和2年度の生活援助従事者研修実施の指定の有無（単一回答）

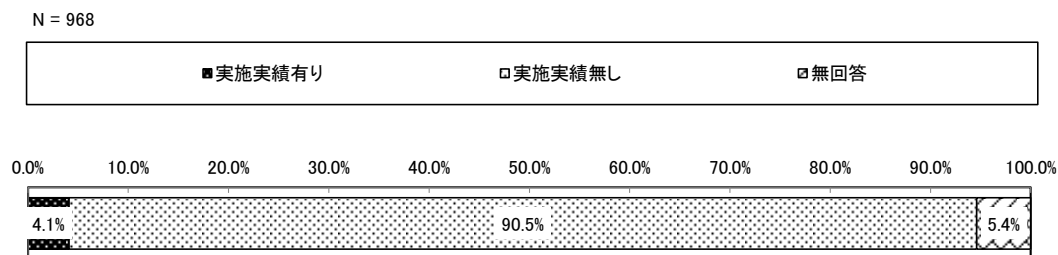


	件数	指定を受けている	指定を受けていない	無回答
(件)	968	124	829	15
(%)	100.0	12.8	85.6	1.5

b. 令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無

令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無は、「実施実績有り」が40件（4.1%）、
「実施実績無し」が876件（90.5%）であった。

図表 36 令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無（単一回答）



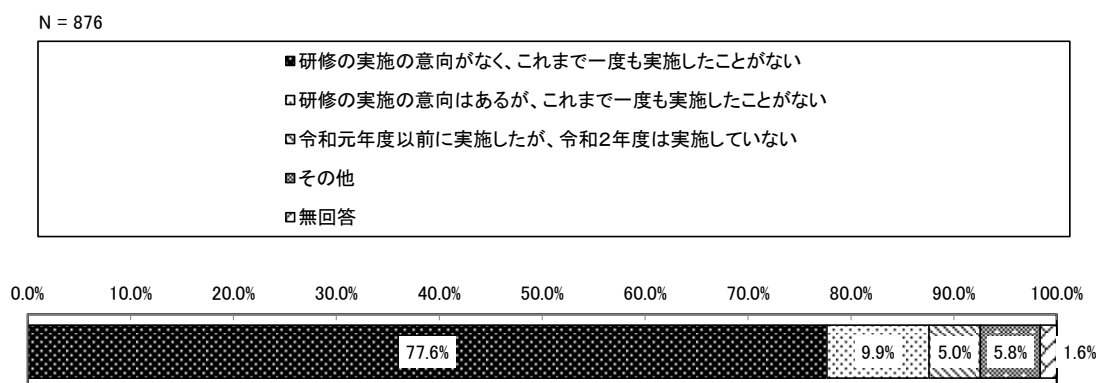
	件数	実施実績有り	実施実績無し	無回答
(件)	968	40	876	52
(%)	100.0	4.1	90.5	5.4

c. 令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯

令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績が無い場合の、これまでの生活援助従事者研修の実施の経緯について、「研修の実施の意向がなく、これまで一度も実施したことがない」が680件(77.6%)、「研修の実施の意向はあるが、これまで一度も実施したことがない」が87件(9.9%)、「令和元年度以前に実施したが、令和2年度は実施していない」が44件(5.0%)であった。

「その他」の自由記述回答を見ると、受講生がいない・集客できないという回答が多く挙げられていた。

図表 37 令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯（単一回答）



	件数	これ研修の実施の意向がなく、これまで一度も実施したことがない	これ研修の実施の意向はあるが、これまで一度も実施したことがない	令和元年度以前に実施したが、令和2年度は実施していない	その他	無回答
(件)	876	680	87	44	51	14
(%)	100.0	77.6	9.9	5.0	5.8	1.6

「その他」の自由記述回答は以下のとおり。

- ・ 以前に募集したが、人数が集まらず開講できなかったため。
- ・ コロナ禍によるもの、事前準備の時間がとれない。
- ・ 最低人数が集まらなかった
- ・ 受講生があつまらない
- ・ 講師などの人員が不足している
- ・ 実施体制が整っていない
- ・ 指定を受けていないため
- ・ 受講希望者が全くいない。研修に対して、問い合わせも全くない。
- ・ 時間数上不可能
- ・ 県の指定を受けていますが、実施していません
- ・ 県からの委託事業計画になかったため
- ・ 研修指定をとらなかった
- ・ 需要が無かったため
- ・ 令和元年度に募集をしたが集客できずに中止をした
- ・ 研修を計画し募集をしたが集客が出来なかった

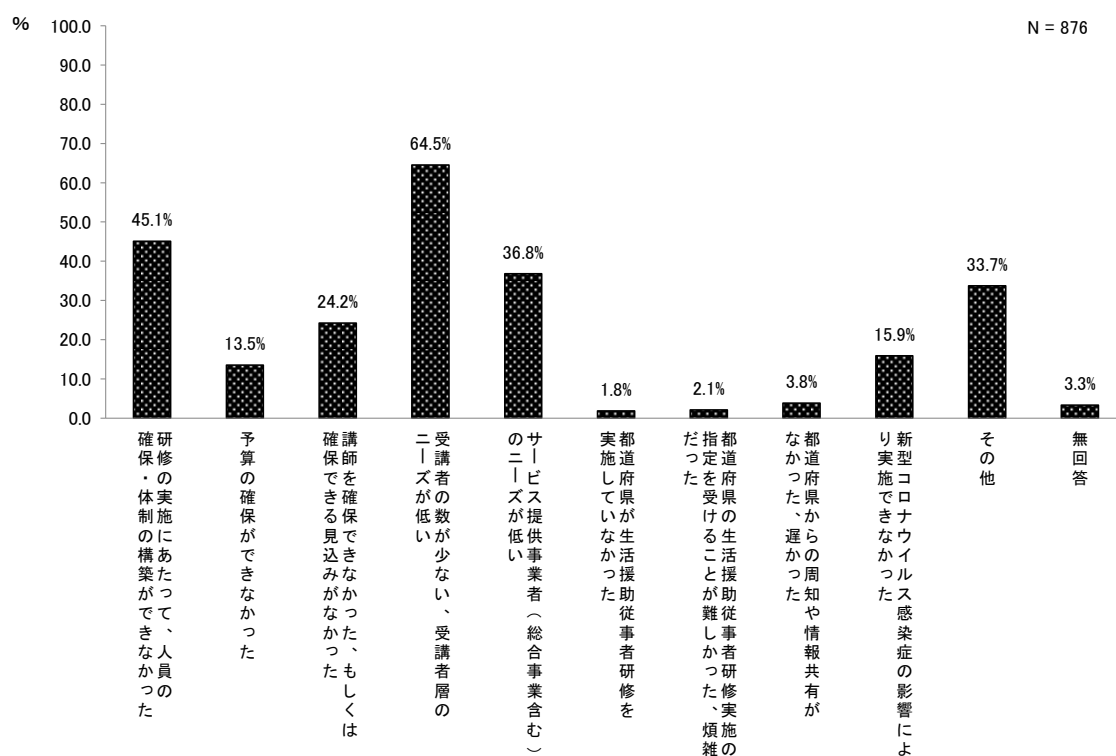
注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。また、内容が重複する回答は省略した。

d. 令和2年度に生活援助従事者研修を実施しなかった主な理由

令和2年度に生活援助従事者研修を実施しなかった主な理由は、「受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い」が最も多く 565 件（64.5%）、次いで「研修の実施にあたって、人員の確保・体制の構築ができなかった」が 395 件（45.1%）、「サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い」が 322 件（36.8%）であった。

「その他」の自由記述回答を見ると、受講生が集まらない、初任者研修に力を入れている、利用者や事業所からのニーズがない、といった回答が多く挙げられていた。

図表 38 令和2年度に研修を実施しなかった主な理由（複数回答）



件数	研修の実施にあたって、人員の確保・体制の構築ができなかった	予算の確保ができなかった	講師を確保できなかった、もしくは見込みがなかった	受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い	サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い	都道府県が生活援助従事者研修を実施していなかった	都道府県の生活援助従事者研修実施の指定を受けることが難しかった、煩雑だった	都道府県からの周知や情報共有がなかった、遅かった	新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった	その他	無回答	
(件)	876	395	118	212	565	322	16	18	33	139	291	30
(%)	100.0	45.1	13.5	24.2	64.5	36.8	1.8	2.1	3.8	15.9	33.2	3.4

「その他」の自由記述回答は以下のとおり。

- ・ 市民の生活援助従事者研修の認知度が低い
- ・ 現場見学の手配が困難
- ・ 研修を実施する体制に余裕がない
- ・ 収支が見合わない、需要がない
- ・ 身体介護のニーズが高く仕事先が少ない
- ・ 生活援助のサービス実施が主として置いていない。
- ・ 県内の求人が極めて少ないため
- ・ 資格取得後の勤務先が限定されていて、事業者のニーズが少なく、参入へのメリットが感じられない
- ・ 受講者の就職率が悪い
- ・ 将来的なスキルアップやキャリアアップを考え得ると、受講者のメリットを感じにくい
- ・ 正社員就職に繋がる研修ではないため
- ・ 生活援助従事者研修を修了し、次に介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修を受講する場合、科目の免除についてどのように取り扱えばよいか、わからない。
- ・ カリキュラムが作りづらい（初任者研修との整合性が難しい）
- ・ 初任者研修を実施しているため
- ・ 初任者研修と同時に開催することがカリキュラム上困難であり、開催するにあたり非効率的であるため。
- ・ 資格の細分化事態が疑問。もともと給与差も無資格者に比べて初任者研修レベル保有者でも大きな差はない為、採用してもどう扱うべきだろうか。
- ・ 総合事業の緩和したサービスのヘルパー養成を無料で市で行っているため、有料の講習を希望する市民がいない。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。また、内容が重複する回答は省略した。

e. 都道府県側に求める取組や工夫

令和2年度に研修を実施しなかった主な理由を、回答内容の趣旨から「認知度向上、周知・広報に関する回答」、「カリキュラムに関する回答」、「修了後のキャリアに関する回答」、「国・自治体の制度に関する回答」、「その他の回答」の5つに分類した。

「認知度向上、周知・広報に関する回答」では、自治体や国に生活援助従事者研修の認知度向上のための取組に注力してほしい、生活援助従事者研修のメリットや支援制度についての説明会を開催してほしい、といった回答が挙げられた。

「カリキュラムに関する回答」では、要綱の記載がわかりづらいため、免除しやすくなるよう明確な基準を示してほしい、重複する部分を免除したカリキュラムのモデルを提示してほしい、といった回答が挙げられた。

「修了後のキャリアに関する回答」では、国家資格である介護福祉士受検に利用できる実務者研修のニーズが多いため、それに準じた何らかの扱いがあるとよい、といった回答が挙げられた。

「国・自治体の制度に関する回答」の分類では、必修研修に位置づけてはどうか、受講料の補助制度の設置をしてほしい、指定申請に係る手続きを簡略化してほしい、といった回答が挙げられた。

「その他の回答」では生活援助従事者研修および修了者の位置づけや、人材活用の方向性が不透明である、といった回答が挙げられた。

自由記述回答は以下のとおり。

図表 39 都道府県側に求める取組や工夫（分類：認知度向上、周知・後方に関する回答）

認知度向上、周知・広報に関する回答
<ul style="list-style-type: none">・ 都道府県が各市町村に、総合事業における「生活援助従業者研修」の必要性や補助金対象としているかの認識を情報発信していないのではないかと・ 介護職を希望される市民の方は大変少なく、このままでは、介護職員と利用者も老々介護になってしまいます。都道府県や市町村の福祉計画や介護保険計画を推進するために介護職を必要としていることを自治体としてもっと発信していただき、また、若い人が家庭を持ち、お金の為に転職しなくてもいいような介護報酬になるよう国に働きかけていただかないと、受講生は増えないと思います。福祉の仕事はやりがいだけでは継続できません。・ 生活援助従事者研修についての説明会を企画してほしい・ 訪問介護での生活援助の要望は聞かれているが、この研修の認知度は低く無資格で訪問介護で働きたいという人がほとんどいない。生活援助の介護報酬が低くヘルパーの時給が低いことや、限定した資格よりも介護施設等で活用できる初任者研修の方が需要が高い。行政が在宅支援と介護人材が必要と考えるのであれば、受講後のキャリアアップの支援（補助金等）、定年を迎えた人材へのアピール、無料での受講など必要であると感じる。このままでは需要はなくなると思う。・ 昨年からは介護職員初任者講座（通信）の指定を受けました。生活援助従事者研修につ

いても話題となり他社講座等に問い合わせをしたところ、コロナウイルスもあり全く人が集まらず開講できないと言われました。訪問介護サービスを提供している立場から、利用者の生活は生活援助と身体介護は隣りあわせで分ける必要があるのか？ヘルパー調整がしにくい等の現場意見もありました。介護の仕事に人が集まらない要因は資格の問題だけではないと考えられます。生活援助従事者研修は研修期間も短く介護の入り口としてのメリットはあるかもしれませんが、介護の資格は多種多様で分かりにくいのも現状で、もっと広くアナウンスする必要があると思います。

- ・ 介護マンパワーの裾野を広げるため当該資格の創設の必要性は認めるところにあります。しかしながら、「気軽に、お手軽に介護の仕事を始めましょう」的な広報は、専門職のステータスや社会意識に誤解を招きかねない、と懸念致します。資格取得を目指す方が、責任と誇りを感じられる様な広報をお願いしたく存じます。
- ・ 生活援助従事者研修のニーズの情報提供を頂きたい。当該研修を推進するのであれば、実施する利点を明確にしていきたい。また、県からの支援については介護人材総合対策補助金を活用する事業の支援事業はあるが、実施主体が市町村に限るとなっており、支援策の実態が分からない。
- ・ 介護業界へのPRプロジェクト等の企画を提案して頂けると参加型から介護の業界に興味を持っていただけるのではないのでしょうか。また研修用の部品レンタル等があれば学校の予算がない時や受講生が少人数であっても研修が実施できるよう提案させていただきます。
- ・ 都道府県にはこの資格の知名度を上げるキャンペーンを行ったり、資格取得に係る費用を条件付きで負担するなどして受講希望者が増えるようアプローチして欲しい。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

図表 40 都道府県側に求める取組や工夫（分類：カリキュラムに関する回答）

カリキュラムに関する回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成研修事業指定要綱、科目免除の取り扱い別紙4別表1内の《斜体は内容を軽くして教える部分》となると、同じ授業の中での授業構成が困難であり、時間配分の調整が困難である。具体的にご教示いただけると構成や講師への理解も進む可能性がある。 ・ 生活援助従事者研修を受講し、その後初任者研修を受講希望された際の免除について、通学で講義の中での時間を免除することは難しい。通信で行うことができれば、対応も容易にできる。この度は、コロナ禍で通信が可能になったが、通常通信で行う場合、前年度に5講座以上行った実績がある事業者となっている。通信で行うことが可能なら生活援助従事者研修も実施しやすいので、5講座以上の縛りを無くしてほしい。 ・ 生活援助従事者研修の受講を希望する問い合わせが全くといって無い。広報費をかけて募集したとしても効率が悪いことが予想される。初任者研修と重複してカリキュラムを設定するにしても、どこまでが生活援助のカリキュラムで設定したらよいか不明である。初任者研修との重複する研修カリキュラムのモデルを提示いただきたい。

- 生活援助従事者研修の指定を受け、研修事業を展開していくことは可能であるが、ステップアップをしていくことを想定していくと初任者研修の科目免除の関連がとても煩雑である。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

図表 41 都道府県側に求める取組や工夫（分類：終了後のキャリアに関する回答）

○ 修了後のキャリアに関する回答
<ul style="list-style-type: none"> 国家試験介護福祉士受験に利用できる実務者研修のニーズが多いので、それに準じたなんらかの扱いが望ましい。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

図表 42 都道府県側に求める取組や工夫（分類：国・自治体の制度に関する回答）

○ 国・自治体の制度に関する回答
<ul style="list-style-type: none"> 無償化。エリアごとに行政から委任する形にする。講師を一人で行える形にする。申請・報告を簡略化する。学校、各種サロン、介護予防事業等々で気軽に受けられる形にする。介護保険と連動したメリットを組み込む。演習と学科に分け、学科をいつでもどこでも受けられるeラーニング化する。（簡易テストで理解度をあげる。間違った時は説明文に戻るとか…）演習を登録担当講師制にして、調整が付けばいつでも、どこでも受講できるようにする。受講生が講師の所に行くだけでなく、逆も可能にする。または地域に会場を作る。 令和3年度改定で、施設従事者の資格取得が1年以内に少なくとも認知症介護基礎研修受講が必須とされたが、有料である。それに比べて、生活支援従事者研修は委託・無料で行われることが多く、最低限の必須研修との位置づけもない。少なくとも必須研修に入るという位置づけと、無料ではなく少額でも有料研修として、有料であっても受講したい、就業する意欲がある人を対象にしないと、研修の認知度が上がっていかないと感じる 現状としてはお金を払ってまで取得する資格ではないという認識をされていると感じるので、今のままでは事業として行うのは難しい。 生活援助員となっても、活躍できる場が乏しく、受講ニーズ及び事業者ニーズのどちらも非常に少ないのではないかと感じる。講座開催においても、講座収入に対して周知や受講生募集に係る費用を考えると、講座の実施を見送らざるを得ません。このような受講生の募集及び講座実施に対する補助等があればまた研修実施を検討する事業者も増加するのではないでしょうか。 介護職員初任者研修の指定申請書類で、講師の「実務経験証明書」の提出については、1度提出した物は5年以上たっても有効として、同じ内容の証明書の再提出する手間を省いてほしい。（依頼先が複数であったり、遠方な場合は大変である）講師1名が3科目以上を担当できないという要件クリアが困難だった。 介護職員初任者研修において申請し、重複する部分（例：実施会場、講師等）については、指定申請の免除があるとよい。市における生活援助従事者研修の受託事業所が1か所に限られており、入札形式（最も安価な価格を定めた事業所が選ばれる）となっていること。また手上げをする時期等についても問い合わせするまでわからず、

積極的に受託しようとは思わない。特令和2年度のコロナ禍においては研修自体、開催がなされたのかも不明。自治体にこの事業を推進する意欲が感じられない。

- ・ 都道府県に希望することというよりも、研修を実施するにあたり、事業指定申請の事務手続きが煩雑の割に事業効果が低い。
- ・ 介護職員初任者研修と生活援助従事者研修を一体的に実施したいが、研修形式を変更する予定がないため、「生活援助従事者研修における、他研修と一体的に実施できる範囲について、研修形式が「通信形式」の場合は、全ての科目について一体的な実施を不可とする」と定めてあるかぎりには実施することは難しい。※介護職員初任者研修（通信形式）と生活援助従事者研修（通信形式）という一体的実施ができるよう緩和していただきたい。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

図表 43 都道府県側に求める取組や工夫（分類：その他の回答）

○ その他の回答

- ・ 介護職を増やすために間口を広げたいのであれば初任者研修を受講しやすくした方が効果があると思う。
- ・ 生活援助者従事者修了者の位置付けや活用方法等不透明な部分が多々ある。

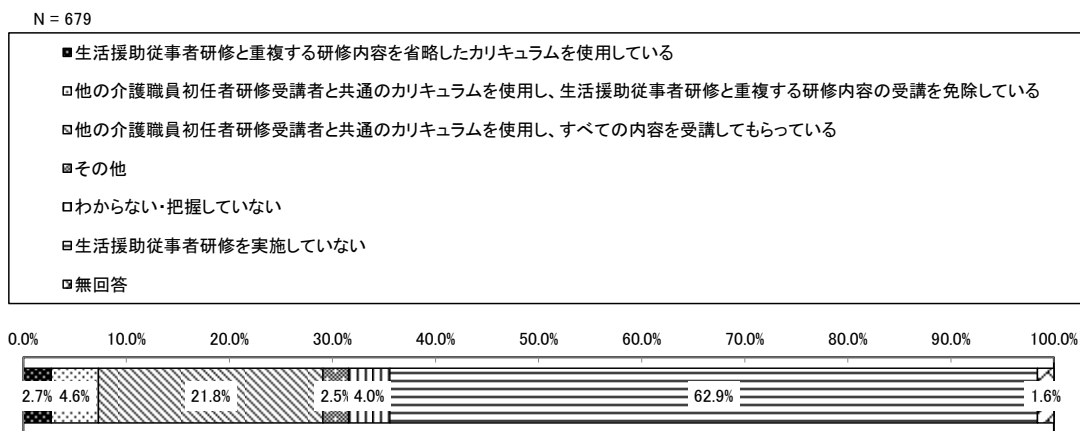
注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

2) 令和2年度に実施した生活援助従事者研修の状況

a. 生活援助従事者研修の修了者が介護職員初任者研修を受講する場合のカリキュラムについて

令和2年度の介護職員初任者研修の実施実績が有る場合、生活援助従事者研修の修了者が介護職員初任者研修を受講する場合のカリキュラムについては、「他の介護職員初任者研修受講者と共通のカリキュラムを使用し、すべての内容を受講してもらっている」が148件(21.8%)と最も多かった。

図表 44 生活援助従事者研修の修了者が介護職員初任者研修を受講する場合のカリキュラムについて（単一回答）



	件数	用研生活 修援助 して内容 を省 略した 研修と 重複 する カリ キュ ラム を使	免除 する 研修 と重 複す る研 修内 容の 受講 を従	他の 介護 職員 初任 者研 修受 講者 と共 通	他の 介護 職員 初任 者研 修受 講者 と共 通 の カリ キュ ラム を使 用し、 すべ ての 内 容を 受講 する	その 他	わ か ら な い・ 把 握 し て い な い	生 活 援 助 従 事 者 研 修 を 実 施 し て い な い	無 回 答
(件)	679	18	31	148	17	27	427	11	
(%)	100.0	2.7	4.6	21.8	2.5	4.0	62.9	1.6	

「その他」の自由記述回答は以下のとおり。

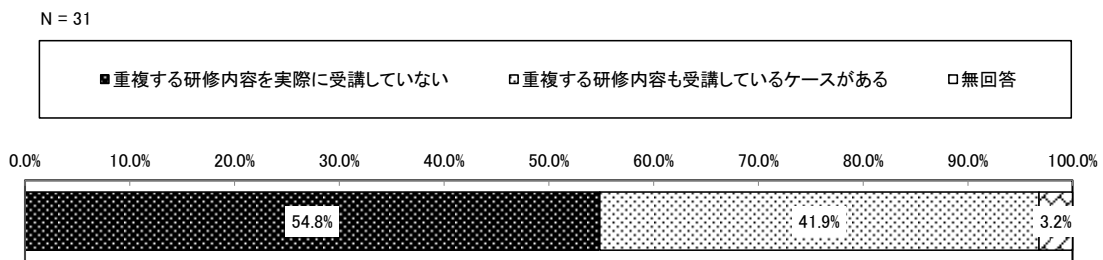
- ・ 科目単位の免除が可能であれば免除しますが、科目の何時間分免除では免除対応できません
- ・ 弊社が実施している介護職員初任者研修は求職者支援訓練の認定を受けており、その運営管理を行っている独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に確認したところ、カリキュラム省略や免除はできないとの回答でした
- ・ 公共職業訓練での実施のため免除や省略は行っていない
- ・ 初任者研修は委託訓練のみを開講していますので、生活援助従業者研修を修了された方が来られても免除はありません
- ・ 公共職業訓練の一環の為すべて受講していただいている
- ・ 共通のカリキュラムを使用し、一部免除している。
- ・ 該当者があった場合、当人と重複する内容および介護職員初任者研修修了筆記評価については共通内容での評価となること等説明し、免除とするか、すべての内容を受講するかを協議の上、決定する。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。また、内容が重複する回答は省略した。

b. 生活援助従事者研修の修了者で介護職員初任者研修を受講している方の状況

「他の介護職員初任者研修受講者と共通のカリキュラムを使用し、生活援助従事者研修と重複する研修内容の受講を免除している」と回答した場合の、生活援助従事者研修の修了者で介護職員初任者研修を受講している方の状況については、「重複する研修内容を実際に受講していない」の回答のほうがやや多くなっていたが、「重複する研修内容も受講しているケースがある」という回答も見られた。

図表 45 生活援助従事者研修の修了者で介護職員初任者研修を受講している方の状況
(単一回答)



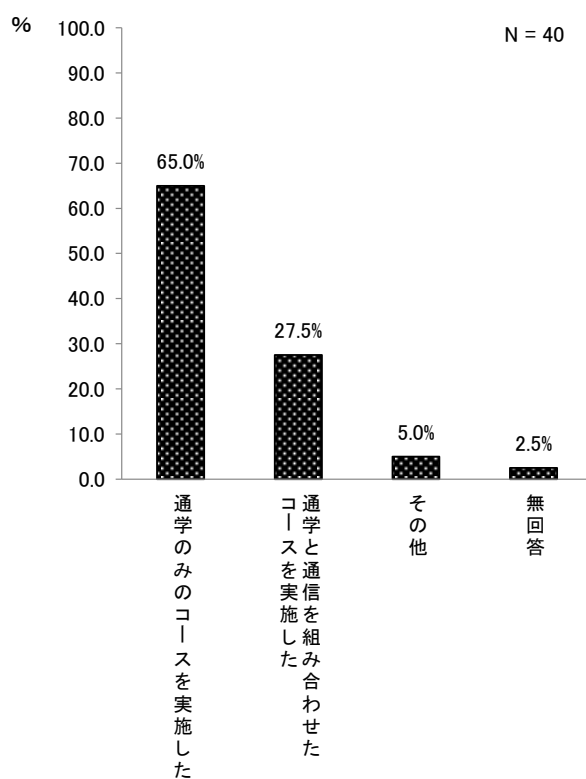
	件数	重複する研修内容を実際に受講していない	重複する研修内容も受講しているケースがある	無回答
(件)	31	17	13	1
(%)	100.0	54.8	41.9	3.2

c. 研修の実施形式

令和2年度に生活援助従事者研修を実施した場合、実施した研修の形態は、「通学のみ」のコースを実施したは、「通学と通信を組み合わせたコースを実施した」の2倍以上であった。

また、通学と通信を組み合わせたコースを実施した場合、通信での研修の実施方法は、その他以外では、「動画等の教材（e-learning 形式）は提供せず、テキストでの自主学習とレポートの提出」であった。

図表 46 研修の形態（単一回答）



件数	通学のみコースを実施した	通学と通信を組み合わせたコースを実施した	その他	無回答
(件)	40	26	11	2
(%)	100.0	65.0	27.5	5.0

図表 47 「通学と通信を組み合わせたコースを実施した」場合の通信での研修の実施方法
(単一回答)

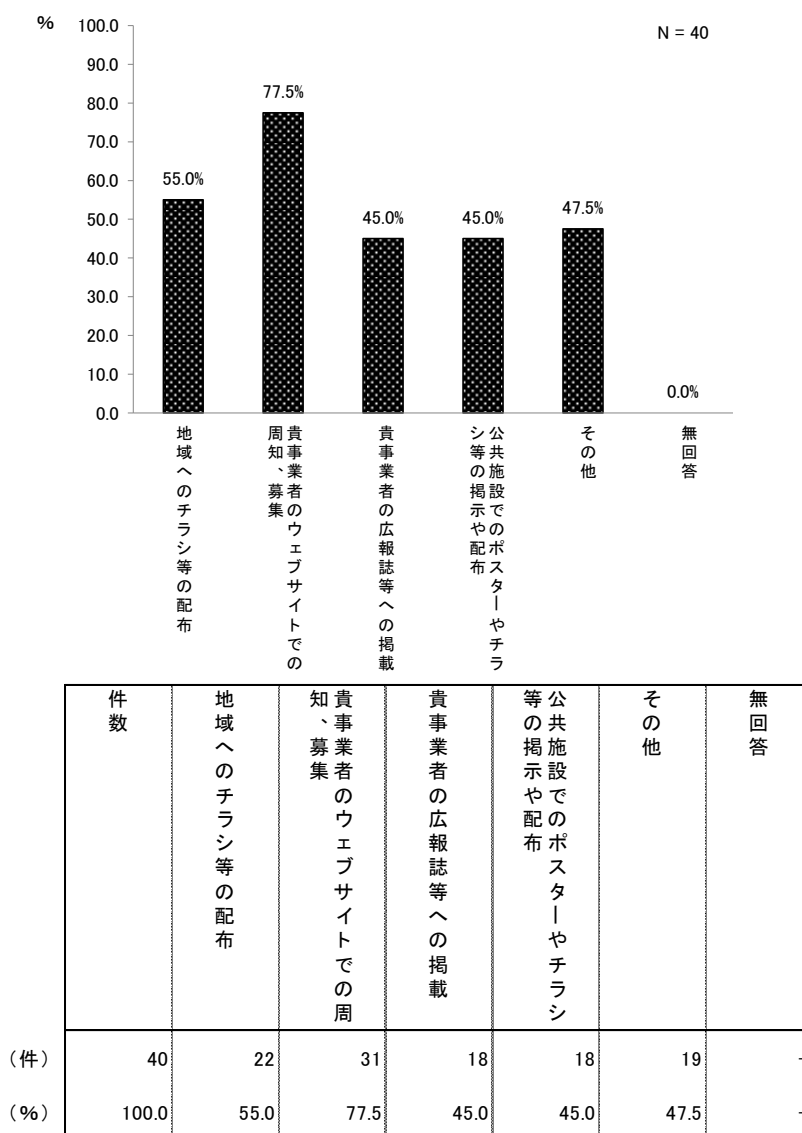
	件数	動画等の視聴（e-learning形式）	習とレポートの提出（動画等の教材提供せず、テキストでの自主学）	その他	わからない・把握していない	無回答
(件)	11	-	10	1	-	-
(%)	100.0	-	90.9	9.1	-	-

d. 受講者の募集や研修の周知方法

令和2年度に生活援助従事者研修を実施した場合、受講者の募集や研修の周知の方法は、「貴事業者のウェブサイトでの周知、募集」が最も多かった。

また、最も効果的だった募集や周知方法は、「地域へのチラシ等の配布」が9件（22.5%）と最も多く、次いで「貴事業者のウェブサイトでの周知、募集」及び「公共施設でのポスターやチラシ等の掲示や配布」が7件（17.5%）と同数であった。

図表 48 受講者の募集や研修の周知方法（複数回答）



図表 49 受講者の募集や研修の周知方法のうち、最も効果的だった方法（単一回答）

	件数	地域へのチラシ等の配布	貴事業者のウェブサイトでの周知、募集	貴事業者の広報誌等への掲載	公共施設でのポスターやチラシ等の掲示や配布	その他	無回答
(件)	40	9	7	4	7	12	1
(%)	100.0	22.5	17.5	10.0	17.5	30.0	2.5

「その他」の自由記述回答は以下のとおり。

- ・ 村内の広報での周知
- ・ 関係機関へのチラシ等の配布
- ・ 町内の広報への掲載
- ・ 口コミやもともと問い合わせがあった人
- ・ 外部事業所への FAX 送信
- ・ 介護事業所へのダイレクトメール
- ・ 有料広告、メディアに依頼
- ・ 他講習の受講生に周知啓発
- ・ 高等学校の授業の中で選択した生徒に対してのみ行っているため、在校生以外の募集は行っていない
- ・ 校内の選択系列の際、生活・福祉系列を選択した生徒へ受講募集用紙を配布している

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。また、内容が重複する回答は省略した。

e. 研修の受講者を確保するための工夫や取組

ア) 周知のための工夫や取組

研修の受講者を確保するための工夫や取組は、会議等での口頭での周知や直接事業所等へ連絡する等の回答が挙げられた。自由記述回答は以下のとおり。

- ・ 事業所内で掲示を行い、無資格者への受講を促す。
- ・ もともと問い合わせをいただいていた事業所等への口コミ
- ・ 不特定多数への告知ではなく、特定の団体へのアプローチを実施
- ・ 介護入門の研修を年4回県内各地にて開催しており、その研修の受講者に対し、ステップアップの研修として勧めている。
- ・ 広報誌以外に、会議・集会などで口頭で開催の周知を行う
- ・ 送迎バスに貼付
- ・ 関係機関へのチラシ等の配布
- ・ 近隣市町村の広報に掲載してもらう
- ・ 町の告知放送で募集をかけた。会議や地域の集まり等でお知らせした。
- ・ 自治体内の3町の役場、社協へのチラシ設置の依頼及び広報・地域の担当者会議等での周知
- ・ 地元紙の広告の掲載
- ・ 地域の介護福祉施設を訪問し、直接研修の周知を図る
- ・ 地域新聞に折り込みチラシを入れ、個別家庭に配布。
- ・ 地域に密着した地域版にチラシを配布
- ・ 自治体からの委託で「生活援助従事者研修」の修了資格が得られる「支えあい地域支援サポーター講座」を実施
- ・ 受講生が少なくても（研修）を開催し続けること。
- ・ 若年層の方にも馴染みやすい、見やすくシンプルなデザインでチラシ・ポスターを作成すること
- ・ オープンキャンパス等で本学で取得できる資格の一つとしてPRしている

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。また、内容が重複する回答は省略した。

イ) その他受講に繋げるための工夫や取組

その他受講に繋げるための工夫や取組は、興味・関心のありそうな方への直接的なアピールやカリキュラムの変更対応等の回答が挙げられた。

自由記述回答は以下のとおり。

- ・ 研修内容などを聞きに来た方に、知り合いで興味を持っている方が居たなら誘っていただく
- ・ 市の事業なので、市政だよりによる広報や公民館へのチラシ配布、地域包括支援センター職員による、地域住民の一本釣りなどを実施
- ・ 栄養士や医療事務の資格を主に目指す学生に対して、介護の知識の必要性を説き受講に繋げている
- ・ 介護職に従事するための第一歩で、介護職員初任者研修へと段階的に進めることを説明している。
- ・ 当会でやっている入門的研修の受講者への案内
- ・ 関係機関へのチラシ等の配布
- ・ チラシ作成時に「自治体の介護人材確保対策支援補助金」の対象講座であることを明記。
- ・ ① 2市町村の行政負担で講座を実施。我が事業所の広報紙やホームページへの掲載
② その他の市町村の人は4全額自己負担
- ・ 受講料を低額に設定
- ・ 可能な限り、受講希望の問い合わせがあった場合、カリキュラムの日程通りに通学困難な場合、補講日を柔軟に再設定し、出来るだけ資格取得へ向けた支援を実施する方針としている。
- ・ 働きながらでも受講できる
- ・ 関係各所への広報を怠らない事と、新しくできた施設・人の出入りの多い施設へのポスター掲示依頼をすること。未依頼の場所のチェックをすること

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。また、内容が重複する回答は省略した。

f. 研修を開催した時間帯、開催日数

令和2年度に生活援助従事者研修を実施した場合、研修を開催した時間帯は、「平日の日中に開催する」が最も多く、「土曜日・日曜日に開催する」と「平日の夜間に開催する」は少数であった。

時間帯別の研修の開催日数は、15日間以下と、16日間以上が同程度であった。

図表 50 開催した研修の時間帯（単一回答）

	件数	平日の日中に開催する	平日の夜間に開催する	土曜日・日曜日に開催する	その他	無回答
(件)	40	32	3	7	2	-
(%)	100.0	80.0	7.5	17.5	5.0	-

図表 51 時間帯別の研修の開催日数

	件数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日以上	無回答
平日の日中の開催日数	32	4	6	6	4	5	1	2	4			
	100.0%	12.5%	18.8%	18.8%	12.5%	15.6%	3.1%	6.3%	12.5%			
平日の夜間の開催日数	3	-	-	1	1	-	-	1	-			
	100.0%	-	-	33.3%	33.3%	-	-	33.3%	-			
土曜日・日曜日の開催日数	7	2	1	1	1	-	2	-	-			
	100.0%	28.6%	14.3%	14.3%	14.3%	-	28.6%	-	-			
その他の時間帯の開催日数	2	-	-	-	1	-	-	1	-			
	100.0%	-	-	-	50.0%	-	-	50.0%	-			

g. 受講者数

受講者数の合計は、図表 52 のとおりであった。実数合計値を見ると、「年齢不明・把握していない」、「～19歳」、「60歳～69歳」、「50歳～59歳」の順で多かった。ただし、「～19歳」の人数が多いことは、高校等での履修によるものと考えられる。

図表 52 受講者数（年代別）

	件数	平均 (名)	標準 偏差	最小 値	最大 値	実数 合計 値
～19歳	32	3.4	5.1	0.0	24.0	109.0
20歳～29歳	31	1.1	1.9	0.0	9.0	34.0
30歳～39歳	32	1.3	1.8	0.0	6.0	40.0
40歳～49歳	34	1.7	2.8	0.0	16.0	58.0
50歳～59歳	34	2.4	3.1	0.0	15.0	81.0
60歳～69歳	33	3.1	4.7	0.0	21.0	103.0
70歳以上	32	1.3	1.8	0.0	6.0	40.0
年齢不明・把握していない	26	6.5	32.5	0.0	169.0	169.0
障害を有する方	25	0.9	3.1	0.0	13.0	23.0
外国籍を有する方	25	0.0	0.2	0.0	1.0	1.0
合計	40	15.9	26.2	1.0	169.0	634.0

図表 53 女性の受講者数

	件数	5名	10名	15名	20名	25名	30名	31名以上	無回答
～19歳	40	14	11	4	-	1	-	-	10 (件)
	100.0	35.0	27.5	10.0	-	2.5	-	-	25.0 (%)
20歳～29歳	40	16	13	1	-	-	-	-	10 (件)
	100.0	40.0	32.5	2.5	-	-	-	-	25.0 (%)
30歳～39歳	40	15	16	-	-	-	-	-	9 (件)
	100.0	37.5	40.0	-	-	-	-	-	22.5 (%)
40歳～49歳	40	12	20	-	1	-	-	-	7 (件)
	100.0	30.0	50.0	-	2.5	-	-	-	17.5 (%)
50歳～59歳	40	15	16	2	1	-	-	-	6 (件)
	100.0	37.5	40.0	5.0	2.5	-	-	-	15.0 (%)
60歳～69歳	40	12	17	1	1	1	-	-	8 (件)
	100.0	30.0	42.5	2.5	2.5	2.5	-	-	20.0 (%)
70歳以上	40	19	12	1	-	-	-	-	8 (件)
	100.0	47.5	30.0	2.5	-	-	-	-	20.0 (%)
年齢不明・把握していない	40	24	-	-	-	-	-	1	15 (件)
	100.0	60.0	-	-	-	-	-	2.5	37.5 (%)
障害を有する方	40	22	-	2	-	-	-	-	16 (件)
	100.0	55.0	-	5.0	-	-	-	-	40.0 (%)
外国籍を有する方	40	23	1	-	-	-	-	-	16 (件)
	100.0	57.5	2.5	-	-	-	-	-	40.0 (%)

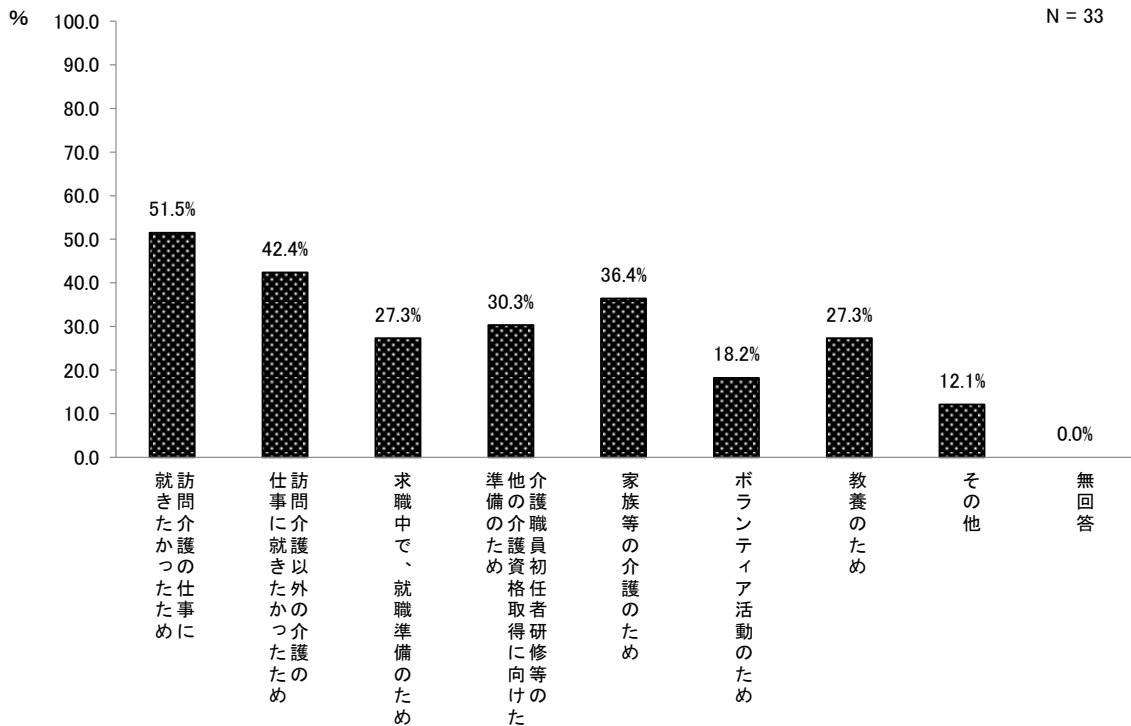
図表 54 男性の受講者数

	件数	0名	1 5 5名	6 5 1 0名	1 1 5 1 5名	1 6 5 2 0名	2 1 5 2 5名	2 6 5 3 0名	3 1 名 以上	無回答
～19歳	40 100.0	16 40.0	10 25.0	1 2.5	-	-	-	-	-	13 (件) 32.5 (%)
20歳～29歳	40 100.0	20 50.0	5 12.5	-	-	-	-	-	-	15 (件) 37.5 (%)
30歳～39歳	40 100.0	22 55.0	6 15.0	-	-	-	-	-	-	12 (件) 30.0 (%)
40歳～49歳	40 100.0	20 50.0	5 12.5	-	-	-	-	-	-	15 (件) 37.5 (%)
50歳～59歳	40 100.0	19 47.5	10 25.0	-	-	-	-	-	-	11 (件) 27.5 (%)
60歳～69歳	40 100.0	17 42.5	11 27.5	-	-	-	-	-	-	12 (件) 30.0 (%)
70歳以上	40 100.0	21 52.5	6 15.0	-	-	-	-	-	-	13 (件) 32.5 (%)
年齢不明・把握していない	40 100.0	25 62.5	-	-	-	-	-	-	1 2.5	14 (件) 35.0 (%)
障害を有する方	40 100.0	22 55.0	1 2.5	1 2.5	-	-	-	-	-	16 (件) 40.0 (%)
外国籍を有する方	40 100.0	24 60.0	-	-	-	-	-	-	-	16 (件) 40.0 (%)

h. 把握している主な受講理由

令和2年度に生活援助従事者研修を実施し、受講理由を把握している場合、把握している主な受講理由は、「訪問介護の仕事に就きたかったため」が17件(51.5%)と最も多く、次いで「訪問介護以外の介護の仕事に就きたかったため」が14件(42.4%)、「家族等の介護のため」が12件(36.4%)の順であった。

図表 55 把握している主な受講理由（複数回答、最大3つまで選択）



件数	訪問介護の仕事に就きたかったため	訪問介護以外の介護の仕事に就きたかったため	求職中で、就職準備のため	介護職員初任者研修等の他の介護資格取得に向けた準備のため	家族等の介護のため	ボランティア活動のため	教養のため	その他	無回答
33	17	14	9	10	12	6	9	4	-
100.0	51.5	42.4	27.3	30.3	36.4	18.2	27.3	12.1	-

i. 研修の受講料

令和2年度に生活援助従事者研修を実施した場合、研修の受講料は、10,000円以下と、25,000円以上がそれぞれ同程度であり、平均約18,000円であった。

図表 56 研修の受講料（階級別）

	件数	0円	1～5,000円	5,001～10,000円	10,001～15,000円	15,001～20,000円	20,001～25,000円	25,001～30,000円	30,001～35,000円	35,001～40,000円	40,001～45,000円	45,001～50,000円	50,001円以上	無回答
(件)	40	10	9	6	1	—	2	2	1	2	—	1	5	1
(%)	100.0	25.0	22.5	15.0	2.5	—	5.0	5.0	2.5	5.0	—	2.5	12.5	2.5

j. 研修テキストの作成状況

使用している研修テキストの作成状況は、回答のあった事業者のほとんどが「貴事業者ではない事業者が作成した」としていたが、「介護労働安定センターのテキストとそれをさらに詳しく説明するための講師独自の補足資料の併用」といった回答もあった。

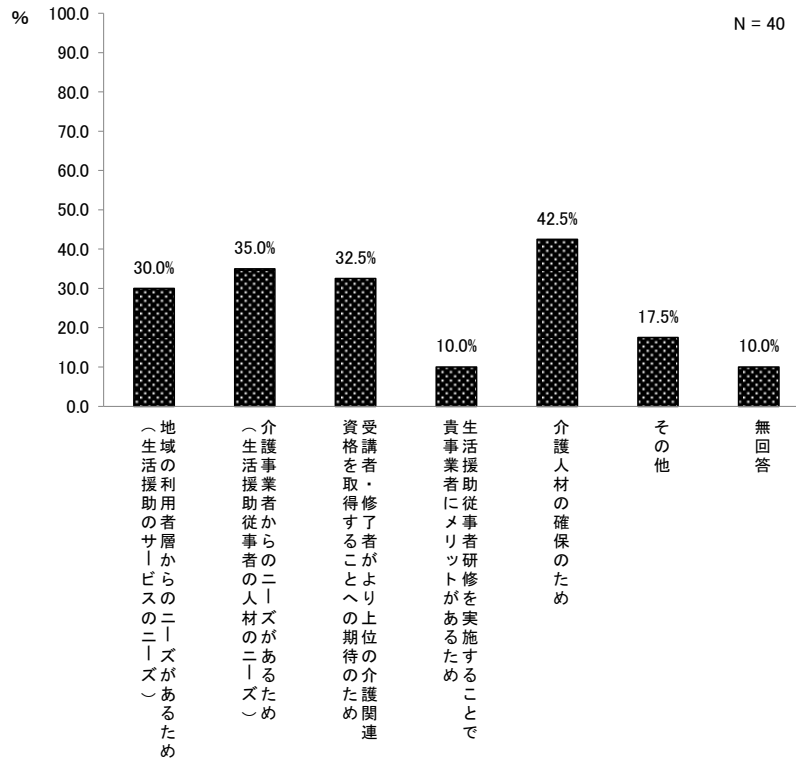
作成した事業者については、「中央法規出版（株）」、「長寿社会開発センター」、「介護労働安定センター」、「QOL サービス」が挙げられていた。

k. 生活援助従事者研修を令和2年度に実施した理由

生活援助従事者研修を令和2年度に実施した理由は、「介護人材の確保のため」が17件(42.5%)と最も多く、次いで「介護事業者からのニーズがあるため(生活援助従事者の人材のニーズ)」が14件(35.0%)であった。

「その他」の回答では、「県の障害者就労促進事業のため」、「委託元の市が地域生活支援者の養成を企画していて、生活援助従事者の研修がうってつけだった」等が挙げられた。

図表 57 生活援助従事者研修を令和2年度に実施した理由(複数回答)

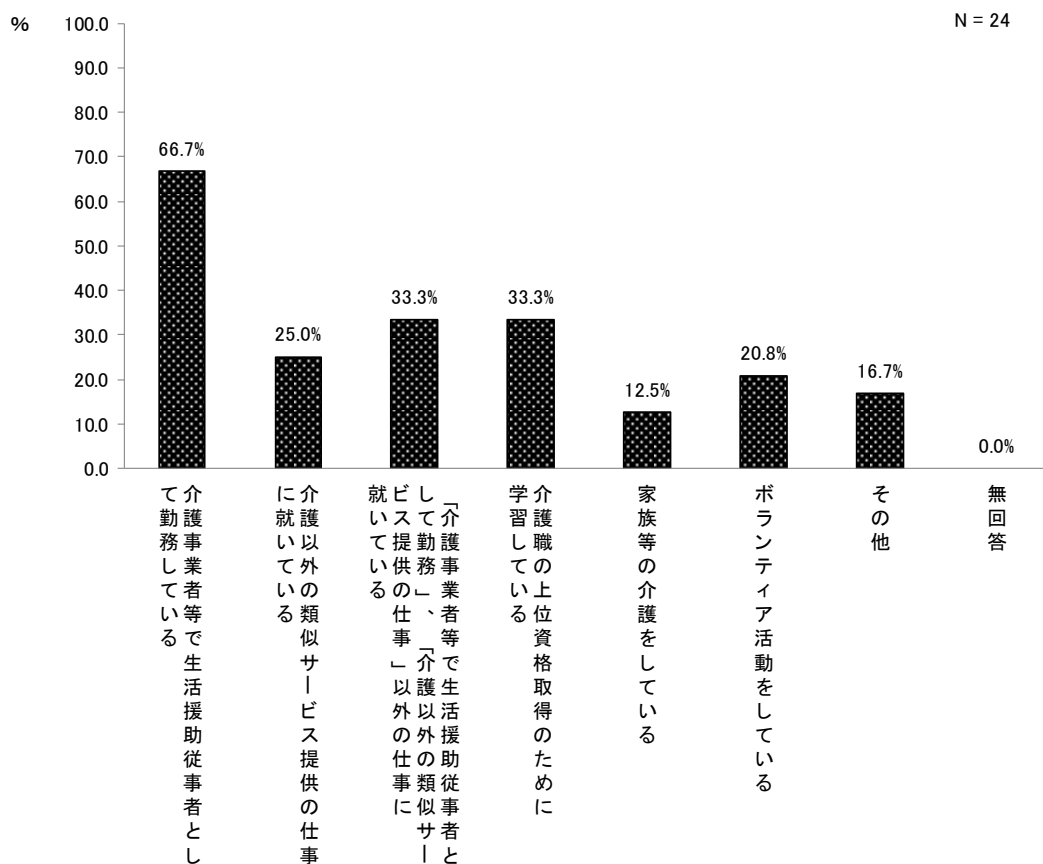


理由	件数	割合 (%)
地域の利用者層からのニーズがあるため(生活援助のサービスのニーズ)	12	30.0
介護事業者からのニーズがあるため(生活援助従事者の人材のニーズ)	14	35.0
受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため	13	32.5
生活援助従事者研修を実施することで貴事業者にメリットがあるため	4	10.0
介護人材の確保のため	17	42.5
その他	7	17.5
無回答	4	10.0

I. 修了者の研修修了後の主な動向

令和2年度に生活援助従事者研修を実施し、修了者の研修修了後の主な動向を把握している場合、修了者の研修修了後の主な動向は、「介護事業者等で生活援助従事者として勤務している」が66.7%、「介護以外の類似サービス提供の仕事に就いている」が25.0%、「介護職の上位資格取得のために学習している」と「介護事業者等で生活援助従事者として勤務している」「介護以外の類似サービス提供の仕事に就いている」以外の仕事に就いている」が33.3%であった。

図表 58 修了者の研修修了後の主な動向（複数回答）



	件数	介護事業者等で生活援助従事者として勤務している	介護以外の類似サービス提供の仕事に就いている	「介護事業者等で生活援助従事者として勤務している」「介護以外の類似サービス提供の仕事に就いている」以外の仕事に就いている	介護職の上位資格取得のために学習している	家族等の介護をしている	ボランティア活動をしている	その他	無回答
(件)	24	16	6	8	8	3	5	4	-
(%)	100.0	66.7	25.0	33.3	33.3	12.5	20.8	16.7	-

m. 生活援助従事者のやりがいや意義

研修指定事業者が考える生活援助従事者のやりがいや意義についての自由記述回答を、回答内容の趣旨から「介護人材の確保に関する回答」、「キャリア形成・就労支援に関する回答」、「介護人材の裾野の拡大、介護分野の教養に関する回答」、「その他の回答」の4つに分類した。

「介護人材の確保に関する回答」では、地域の介護人材の確保に貢献できる、といった回答が多く挙げられた。

「キャリア形成・就労支援に関する回答」では、県として障害者の一般就労に力をいれているため、生活援助従事者研修を活用している、年齢に関係なく就労できる内容のため、高齢者にとっても意義のある研修である、無資格からでもキャリアアップが可能である、といった回答が挙げられた。

「介護人材の裾野の拡大、介護分野の教養に関する回答」では、研修の受講により自立支援や要介護者の尊厳などについて考えることができるようになる、介護人材の質の底上げだけでなく、高齢化社会において意義のある研修である、といった回答が挙げられた。

「その他の回答」では、介護職員初任者研修では、社会福祉士として働く際に必要となる知識を学べると考えている、といった回答が挙げられた。

図表 59 生活援助従事者のやりがいや意義の自由記述回答

<p>○ 介護人材の確保に関する回答</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の介護人材確保に、少しでも貢献できればいいと考える ・ 地元介護職の資格取得に貢献できている ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援が必要な高齢者や地域福祉への理解と関心を深め、生活支援サービスの担い手として活動する人材を養成し社会貢献が出来ればいいと思います。 ・ 介護職員が不足している中、特に訪問介護員の従業員の確保は急務となっている。その一端を担えていることにやりがいはあると感じている。 ・ 長寿社会を支える担い手として生活援助における支援を行い、人の役に立っていることを実感し、仕事にやりがいを感じるができると思う。
<p>○ キャリア形成・就労支援に関する回答</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県では、清掃、介護、観光を障害者の一般就労が期待される重点分野としており、この研修を介護の基礎的な知識と技術を取得する研修と位置づけて実施している。 ・ 訪問介護員として働ける資格が取得できるため、就職先の幅が広がる。 ・ 主たる仕事とすることは基より、将来、老後も含めあらゆる場面で活用できる資格である。 ・ 医療従事者にとって知識と技術は必須と考える ・ 生活援助の部分では年齢に関係なく高齢の方でも就労できる。年をとっても誰かのためにできる事がある。 ・ 隙間時間で働きたい、定年を迎えたがまだ社会の役に立ちたい、と言う方が資格をとって働くことにより人も助けることに繋がっている。 ・ 母子家庭の母・寡婦の生活安定と経済的な自立を図るための就労支援の一環のなかで、介護における根拠に基づいた専門性や介護保険制度を知る機会を与える ・ 長期間に渡り、介護の専門職として就労ができる。さまざまな事業（訪問・通所・入所に関わらず）で携わることができ、自分にあう働き方（パートからフルタイム）も選ぶことができる。 ・ キャリアアップできる仕事であり、人の人生を支える仕事であり、やりがいは大きい ・ 身体介護はできないが、訪問介護を希望している人には短時間で取得できる、生活援助を専門に行う人材が確保できる ・ 楽しいことばかりではありませんが、実際に笑顔で働けること。無資格からでもキャリアアップ可能。働きながらも介護福祉士を目指すこともできる。 ・ 生活援助を必要としている人が多くおられ、生活援助は大変であるが不可欠な仕事であると考え ・ ①中高年の活躍の場になっている。②介護員不足を補える。③介護難民を防げる。④中高年本人の介護予防になる。⑤介護事業への入り口としてすそ野を広げられる。⑥次のステップの初任者研修への参加者につながる。⑦次のステップの介護福祉士への道も伝えられ介護員人材の将来につながる。⑧いい人材を見つけられる。 ・ 訪問介護と同じように利用者に寄り添ったサービスを提供できるところにやりがいを感じると思います

○ 介護人材の裾野の拡大、介護分野の教養に関する回答

- ・ 本県においては超高齢化社会と言われており介護を必要とする方々に少しでもより良い介護を受けていただきたく、また、地域の介護施設より求人との問い合わせが多くある為。介護職に従事するだけでなく、高齢化社会においてこの資格を取得することは大きな意味があると考えます。
- ・ 介護・福祉サービスについて学ぶことにより、心と体の仕組みを理解するだけでなく、自立支援や被介護者の尊厳等について考えることができるようになる。
- ・ 高校卒業後に介護現場で働く際に率先力となるため、介護を身近なものとして考えてもらうため
- ・ 高齢者に自宅で普通に生活していただくことの大切さを知り、支援を行うことで、高齢者に元気で長く自宅で自立した生活を送っていただくこと。
- ・ 人はひとりでは生きていくことは出来ないし、人とのつながりはとても大切。この仕事を始めることで自分以外の人に関心を持ち、生活の基盤を支えていることを実感できることがとても有意義であると考えます。
- ・ 例え老いたり、障害により自立が難しくなっても、その人の尊厳を守る役割を担う
- ・ 生活する中でなんらかの事情や病気によりできることが困難になり他人にお願いすることに抵抗や申し訳ないと思われる気持ちにどれだけ寄り添い支援を行い「ありがとう」と言われた時にうれしい気持ちになります。いいこと事ばかりではありませんが「ありがとう」と言われる仕事を多くの方に伝えてあげたいです。
- ・ 当該講座は地域の支え合いの活動に興味のある方に向いていると思います。ただし、受講する方がボランティア的な活動を指向されているので、受講料を払ってでも受けたいと思われる方は少ないかもしれません

○ その他の回答

- ・ 賃金が低いわりに重労働
- ・ 介護職員初任者研修のみ行っています。社会福祉士養成校ですので、卒業後相談員として働くのに必要となる基礎的な介護知識を学べると考えています。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。また、内容が重複する回答は省略した。

n. 研修の実施に関する課題

研修の実施に関する課題について、事業者側の課題としては、研修期間が短い、受講者が少なく採算が取れないといった回答が挙げられた。研修受講者・修了者側では、受講料や受講時間が負担、修了後の活動等が挙げられた。

図表 60 研修の実施に関する課題

○ 回答事業者側の課題
<ul style="list-style-type: none">・ 研修期間が短いと思います。もう少し長くしても良いのではないかと思います。・ 研修期間が4ヶ月以内のため、障害特性において、参加しづらい方がいる。・ 受講者が少ない。経営的には成り立たないので受講料を上げたいが上げられない。・ 開設にかかる手続きが煩雑・開設者に対する公的支援が乏しい・ 行政等からの委託でなく、自社で実施した場合、採算性が見込めるだけの受講生が確保できない・ 受講者をどのように確保するか・ 受講申込みが少ない・ 定員20名に対し、定員を確保できていない。受講者確保が課題。・ 受講者の確保・ 受講者募集の周知及びの受講者の増加・ 受講者が少ない。・ 受講人数がもう少し増えればと考えている・ 講師の確保・ 講師要件を満たす講師の確保・ コロナ禍での研修開催 講師の育成確保・ 現在のコロナ禍において職場実習等が実施出来ない状況にある為、それに代わるものを思案中である・ 長く介護職の仕事を希望される方への情報提供（介護福祉士取得に向けての実務者研修の案内）・ どんな研修か知らない方が多いので知っていただく必要がある。・ 地域住民へ内容や必要性を伝える・ 研修費用が高額である・ 選択する生徒数の減少と現在施設でのインターンシップができないこと。・ 高校のカリキュラムと並行する形での受講となっており、研修のカリキュラムと高校のカリキュラムの整合性が難しい。・ 業務を抱えている中での講義や演習、実習を行うことが難しい。・ 25名定員としていたので研修をおこなう広い教室の確保

○ 研修受講者・修了者に関する課題

- ・ 受講者数の減少
- ・ 受講生確保 制度認知度が低い メイン講座内容よりもサブ講義内容に期待をもって参加される方もいた
- ・ 生活援助従事者が知られていない
- ・ 働ける場所が少ない。
- ・ 訪問ヘルパーとしての活動がされていない。
- ・ 全員が介護の仕事に就くわけではない。
- ・ 介護事業所に就職する受講生を増加させるための工夫が必要。
- ・ 生活援助従事者の資格を修了しても、介護保険者によっては、訪問介護員の資格として認めていないところがあり、修了しても使えないケースがある
- ・ 修了者の半分しか介護職を希望していない事が課題である
- ・ 受講希望者が減ってきている。
- ・ 介護系資格取得を希望される方が身近にいらっしゃる方へ紹介頂けるようなご案内
- ・ 障害者サービス事業所への県の補助金がないので受講料が負担
- ・ 23日の日程を確保しなければならないこと
- ・ 受講必須時間が長すぎるため、受講者の負担が大きい
- ・ 初任者研修での免除ができるようにしたい
- ・ 主たる取得希望の資格ではないため、意欲が低い者がいる。
- ・ 課題の提出が遅れる、途中辞退者が多い
- ・ 本校生徒の実態（発達障害者、中学校まで不登校生徒が多数在籍）から、介護の質を高めながら数多く人材を養成するのが困難。
- ・ 授業についていけなくなり、修了できない。
- ・ 自ら研修を受けに来たのではなく会社から頼まれてきた、
- ・ 受け身の姿勢が多いため、活用する力を身に付けてほしい
- ・ コロナ禍で通信学習を導入したことでの学習不足の懸念
- ・ コロナウイルスの濃厚接触者で自宅待機の方への対応策
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の為、修了者の就職活動の動きが鈍かった

その他の課題

- ・ 講習内容の周知
- ・ 最近では受講希望者が減っており、増加するための対策
- ・ 研修受講者の確保（通信受講も考えていきたい）
- ・ 座学時間より演習時間を重視すべき
- ・ 生活援助従事者のカリキュラムに移動介助の関する実習が義務付けられているが、身体介護を行わないこの資格で実習が必要な意味が分からない。（身体介助を行う初任者研修は実習を行わない形での実施が可能なので、制度のちぐはぐさを感じる）
- ・ 介護職員初任者研修と重複している部分の免除をしやすい生活援助従事者研修ではないため、生活援助従事者研修のメリットが認識されにくい事。講座開講組織・担当

者への支援バックアップ制度などを知らない若しくは無い事。

- ・ 生活援助従事者研修の資格での求人が少ない。
- ・ 介護職を希望する生徒が少ない
- ・ 介護職へのイメージがよくない。
- ・ コロナによる実習受け入れ施設の確保
- ・ コロナ禍により、車椅子等での実習先が見つからず、なかなか受け入れて貰えないのが現状である。

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。また、内容が重複する回答は省略した。

o. 受講者から寄せられた生活援助従事者研修に関する意見や感想等

受講者から寄せられた生活援助従事者研修に関する意見や感想等については、以下の回答が挙げられた。介護について知ることができた・勉強になるといった趣旨のほか、より短い時間数のほうがよいといった意見や感想が挙げられた。

- ・ 障害事業所就業者への県の補助金がないのが残念。この資格で居宅介護の家事援助はできるようになっている。
- ・ 研修を修了するためには相当の時間を要するため、受講者が少ない。初級レベルの研修であればもっと短期短時間で取得できるようにしないと底辺は広がらない。
- ・ 時間が長い 研修の名称が分かりづらい 資格取得して実際何ができるかが分かりづらい
- ・ 生活援助従事者研修の資格での、求人が少ない。
- ・ 実際に福祉の現場で働いている有資格者が講師でした、そういった方々の生の声を聞くことが出来て良かった。子供が介護の仕事をしているので研修を受けようと思った受けて良かったなどの感想があった。
- ・ ・今後の就労に活かしていきたい。・長かったけど勉強になった。・高齢者や介護のことを知ることができた。
- ・ はじめ、介護の職に就く予定はなかったが、介護職になることにした。
- ・ 介護職に就いている生徒からは、介護福祉士の資格取得のために役に立ったと聞いている。
- ・ 当初は最後まで受講できるか不安でしたが講師の方々が工夫をしてわかりやすく教えていただいたり事例や経験談を話していただきいろんな意見や感想があるのだと知りました。3ヶ月と長い研修についていけるか不安でしたがあっという間でとても充実していました。実習も一人暮らしのお宅や障害お宅へ行き利用者さんとヘルパーさんとの関係がとても良く信頼関係が成り立っていると実感できました。今回の研修で得た資格を仕事に活かしたいです。
- ・ 修了者の方々からはとてもよい研修だったと感想をいただきました。修了生を雇い入れしてくれた事業所からはまた来年度も実施してほしいと意見をいただきました
- ・ 実習に出すと自分の技術不足を痛感して帰ってきます。介護福祉士養成ではなく社会福祉士を目指す人たちなので、それで問題はありますが、以降の学習意欲向上につながっているようです。
- ・ 高校在学中に学ぶことができ、卒業後に福祉介護の道に進まなくてもとても勉強

になった。・卒業後は介護職員として働くため、基礎基本を学ぶことができて良かった。

- ・説明が分かりやすく、介護施設の状況把握などができ、今後の就労につながりそうです。
- ・専門用語には苦勞をしたが研修を受けることによっていろんな知識や技術を身に付けることができた。また、ベテランの講師陣から聞く体験談が大変興味深くためになった。
- ・資格取得しているため、積極的に自信を持って支援ができるという感想が多い。
- ・講座自体は大変勉強になったという声を多くいただいています。
- ・ためになる研修だった。・将来、役に立つ内容であった。
- ・先生方が体験談などの具体例を挙げながら講義をしてくださったので、講義内容がとても分かりやすかったです。介護士になりたいと思っているので、そのための学びを高校2年次より受講でき、自分のスキルアップにつながると思いました。
- ・自分が介護を受ける立場になるかもしれないので受けて良かった。すべての人が自分らしく生活するために皆で助け合い支え合いながらいきましょうという国の方向性が見えた。
- ・介護職員になる決意ができた。・受講日にはコロナ対策がきちんとされていたので安心であった。講師の先生方も分かりやすく説明してくださり、理解しやすかったし、どんな質問にも対応して頂けた。・短期間で集中して学ぶことができた。・今後介護福祉を目指したい為
- ・受講アンケートの結果から、研修内容については問題は無い。
- ・全く知識がない状態で受講しましたが、よく理解できました。初任者も挑戦したい。
- ・これからの人生観が変わってきました。・人との関わり方、接し方等を学び、また勉強するにつれ色々な事に気づき、考えさせられることがたくさんありいいきっかけになった。・これからの生活にも役立つ。
- ・まだ受講中であるため集計できず

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。また、内容が重複する回答は省略した。

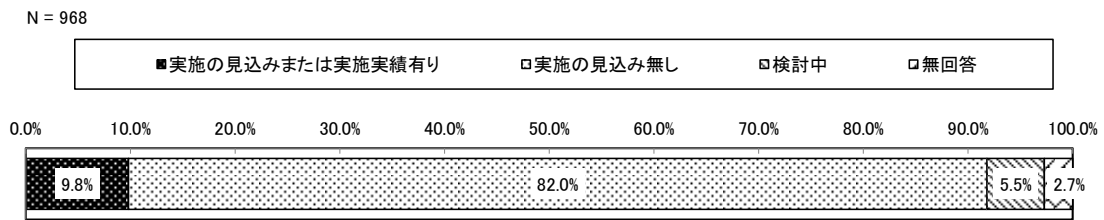
3) 今後の予定について

a. 令和3年度における実施の見込みまたは実施実績の有無

令和3年度における生活援助従事者研修の実施見込みまたは実施実績の有無については、「実施の見込みまたは実施実績有り」が95件（9.8%）、「実施の見込み無し」が794件（82.0%）となっていた。

令和2年度の実施の有無と比較すると、やや増加している。

図表 61 令和3年度における実施の見込みまたは実施実績の有無（単一回答）

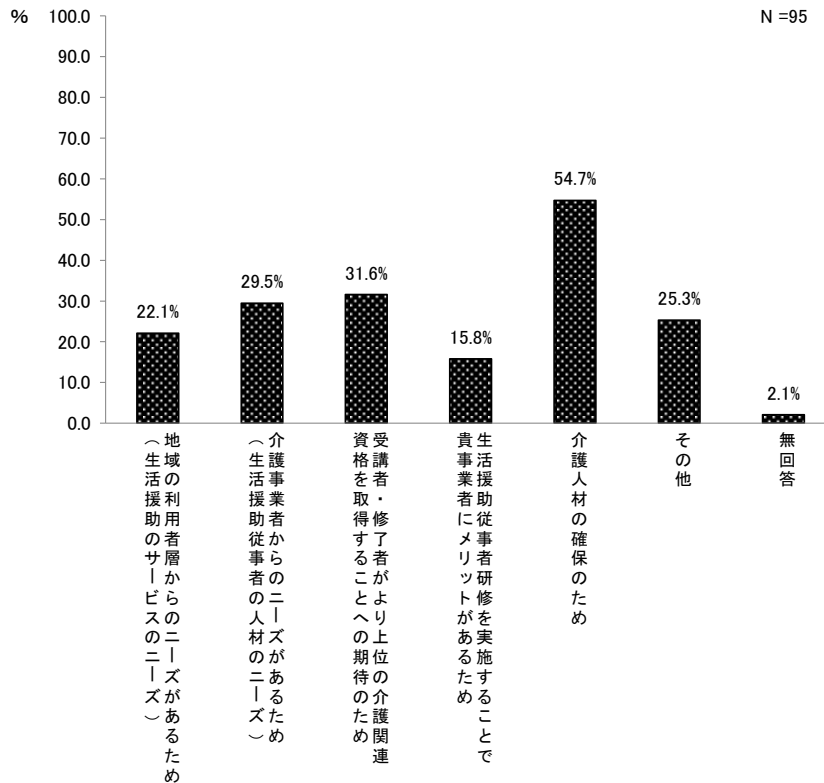


	件数	実施の有無 実績の見込み または実施実	実施の見込み 無し	検討中	無回答
(件)	968	95	794	53	26
(%)	100.0	9.8	82.0	5.5	2.7

b. 研修を実施する主な理由

令和3年度における生活援助従事者研修の実施見込みまたは実施実績が有る場合の、研修を実施する主な理由については、「介護人材の確保のため」が 52 件（54.7%）と最も多く、次いで「受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため」が 30 件（31.6%）、「介護事業者からのニーズがあるため（生活援助従事者の人材のニーズ）」が 28 件（29.5%）の順であった。

図表 62 研修を実施する主な理由（複数回答）



件数	地域の利用者層からのニーズがあるため（生活援助の利用者層からのニーズがあるため（生	介護事業者からのニーズがあるため（生活事業者からのニーズがあるため	受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため	生活援助従事者研修を実施することで貴事業者にメリットがあるため	介護人材の確保のため	その他	無回答
(件)	21	28	30	15	52	24	2
(%)	22.1	29.5	31.6	15.8	54.7	25.3	2.1

「その他」の自由記述回答は以下のとおり。

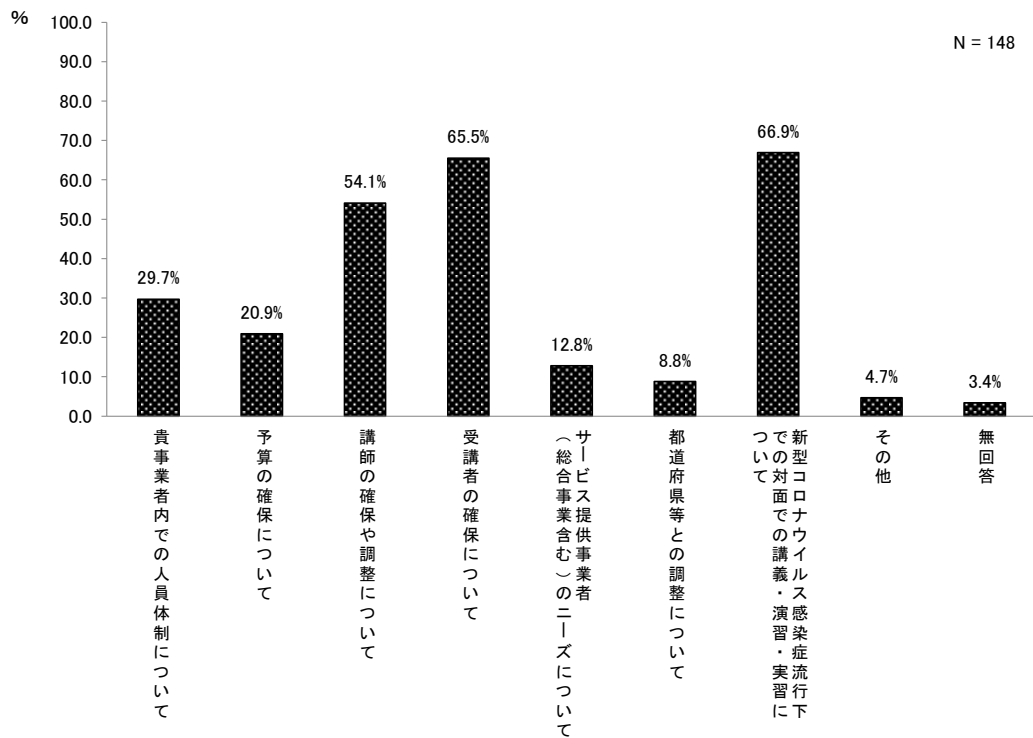
- ・ 受講希望者がいるため
- ・ 受講対象の外国人留学生在が入国したため1年遅らせての開講となった
- ・ 自治体から委託を受けた
- ・ 委託があった為
- ・ 県の障害者就労促進事業のため
- ・ 市からの委託により実施
- ・ 県からの委託事業
- ・ 市から委託
- ・ 市町村より実施依頼があったため
- ・ 地域の事業者、新規入職者からの介護職員初任者研修のニーズがあるため。県からの要請があったため。
- ・ 中高年の仕事として適している。又社会参加で生き甲斐、自身の介護予防にもなる。
- ・ 中断していた研修受講者の研修修了のため
- ・ 介護の知識を兼ね揃えた栄養士として、スキルアップするため。
- ・ 臨地・臨床実習や卒業してから歯科衛生士の仕事に活かせるように実施している
- ・ 資格取得のため
- ・ 介護の質的向上を図るため
- ・ 事業所内のサービス向上のため
- ・ 就業支援
- ・ 公共職業訓練として実施
- ・ 地域の介護人材を増やしたい為
- ・ カリキュラムに選択教科として置いているため
- ・ 高等学校での取り組みのため
- ・ 学科カリキュラムのなかで必修科目となっている
- ・ 授業の一環で実施中。
- ・ 初任者研修は例年実施しており、学生の中に希望者も多数いるため。コロナウイルスの影響が少し落ち着いたため。
- ・ 募集しましたが今回も受講生がいませんでした

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

c. 研修の実施における主な検討課題

令和3年度における生活援助従事者研修の実施見込みまたは実施実績が有る場合、もしくは実施を検討中の場合、研修の実施における主な検討課題は、「新型コロナウイルス感染症流行下での対面での講義・演習・実習について」が最も多く99件(66.9%)、次いで「受講者の確保について」が97件(65.5%)、「講師の確保や調整について」が80件(54.1%)の順であった。

図表 63 研修の実施における主な検討課題（複数回答、最大3つまで選択）



	件数	貴事業者内での人員体制について	予算の確保について	講師の確保や調整について	受講者の確保について	サービス提供者事業者(総合事業含む)のニーズについて	都道府県等との調整について	新型コロナウイルス感染症流行下での対面での講義・演習・実習について	その他	無回答
(件)	148	44	31	80	97	19	13	99	7	5
(%)	100.0	29.7	20.9	54.1	65.5	12.8	8.8	66.9	4.7	3.4

「その他」の自由記述回答は以下のとおり。

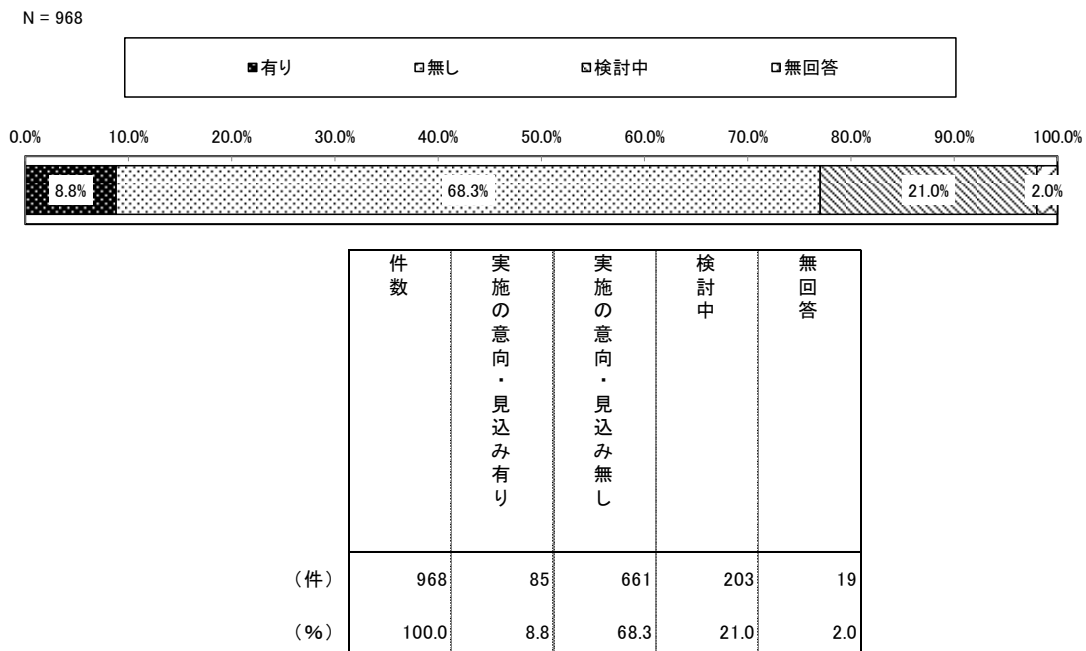
- ・ 企業実習先の確保
- ・ 感染が心配である
- ・ 開催日程 平日のみと土日のみ開催希望有り 要望を取り入れた
- ・ 主に外国人を対象としているが、コロナの影響により昨年1月入学予定者が入国できていない。
- ・ 外国人の受講に対する配慮について
- ・ 会場となる老健施設の面会制限が解除されていない為。
- ・ 会場の手配
- ・ 人員体制の整備

注) 自由記述回答は明らかな誤字脱字の修正と固有名詞を伏せ字にしたほかはそのまま掲載した。

d. 令和4年度における実施の意向や見込み

令和4年度における生活援助従事者研修の実施の意向や見込みについては、「実施の意向・見込み無し」が661件(68.3%)、検討中が203件(21.0%)、「実施の意向・見込み有り」が85件(8.8%)であった。

図表 64 令和4年度における実施の意向や見込み（単一回答）



4) クロス集計結果

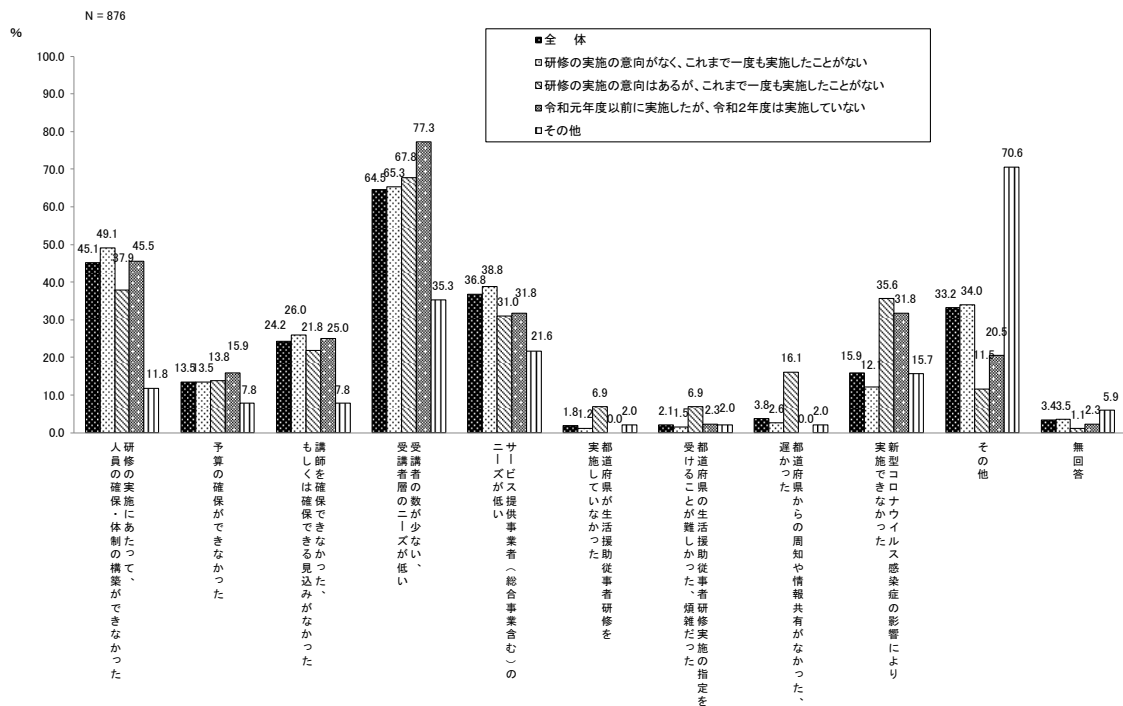
a. 令和2年度までの生活援助従事者研修の経緯の回答別の、令和2年度に生活援助従事者研修を実施しなかった主な理由

令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯の回答別の、令和2年度に生活援助従事者研修を実施しなかった理由についてクロス集計を行った。

令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯が「研修の実施の意向がなく、これまで一度も実施したことがない」および「研修の実施の意向はあるが、これまで一度も実施したことがない」と回答した事業者では、新型コロナウイルス感染症の影響を除き、令和2年度に研修を実施しなかった主な理由は「受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い」が最も多く、次いで「研修の実施にあたって、人員の確保・体制の構築ができなかった」、「サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い」の順であった。

一方で、令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯が「令和元年度以前に実施したが、令和2年度は実施していない」と回答した事業者でも、新型コロナウイルス感染症の影響を除き、令和2年度に研修を実施しなかった主な理由は「受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い」が最も多く、次いで「研修の実施にあたって、人員の確保・体制の構築ができなかった」、「サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い」の順であった。

図表 65 令和2年度までの生活援助従事者研修実施の経緯の回答別の令和2年度に生活援助従事者研修を実施しなかった主な理由（複数回答）

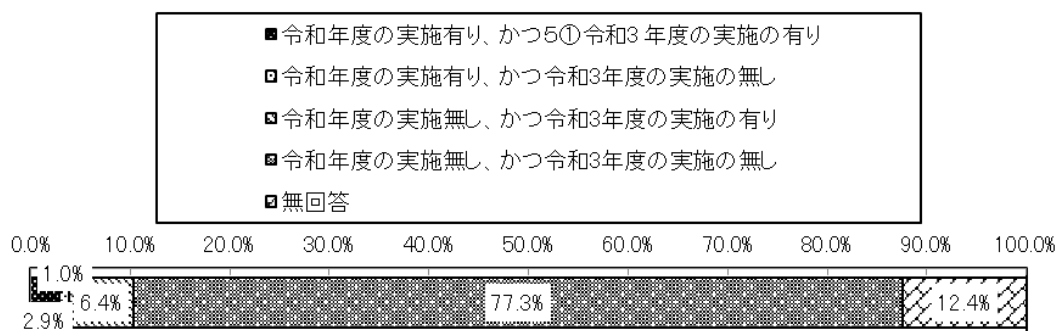


		令和2年度に研修を実施しなかった主な理由											無回答
		件数	研修の実施にあたって、 人員の確保・体制の構築が できなかった	予算の確保が できなかった	講師を確保 できなかった、 見込みが なかった	受講者の 数が少ない、 ニーズが 低い	サービス 提供事業者 （総合事業 含む）の ニーズが 低い	都道府県 が生活援助 従事者研修 を実施して いなかった	都道府県 の生活援助 従事者研修 実施の 指定を受ける ことが難し かった、煩 雑だった	都道府県 からの周知 や、遅か った	新型コロナウイルス 感染症の影 響により 実施できな かった	その他	
令和2年度までの 研修の実施に 関する経緯	全 体	876	395	118	212	565	322	16	18	33	139	291	30 (件)
		100.0	45.1	13.5	24.2	64.5	36.8	1.8	2.1	3.8	15.9	33.2	3.4 (%)
	研修の実施の意向がなく、 これまで一度も実施していない	680	334	92	177	444	264	8	10	18	82	231	24 (件)
		100.0	49.1	13.5	26.0	65.3	38.8	1.2	1.5	2.6	12.1	34.0	3.5 (%)
	研修の実施の意向はあるが、 これまで一度も実施していない	87	33	12	19	59	27	6	6	14	31	10	1 (件)
		100.0	37.9	13.8	21.8	67.8	31.0	6.9	6.9	16.1	35.6	11.5	1.1 (%)
令和元年度以前に実施したが、 令和2年度は実施していない	44	20	7	11	34	14	-	1	-	14	9	1 (件)	
	100.0	45.5	15.9	25.0	77.3	31.8	-	2.3	-	31.8	20.5	2.3 (%)	
その他	51	6	4	4	18	11	1	1	1	8	36	3 (件)	
	100.0	11.8	7.8	7.8	35.3	21.6	2.0	2.0	2.0	15.7	70.6	5.9 (%)	

b. 令和2年度までの生活援助従事者研修の経緯の回答別の、令和3年度における実施の見込み、または実施実績の有無

令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無別の、令和3年度における実施の見込み、または実施の有無の関係については、「令和2年度の実施無し、かつ令和3年度の実施無し」が748件（77.3%）と最も多く、次いで「令和2年度の実施無し、かつ令和3年度の実施有り」が62件（6.4%）であった。「令和2年度の実施無し、かつ令和3年度の実施有り」は28件（2.9%）あった。

図表 66 令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無別の、令和3年度における実施の見込み、または実施実績の有無（複数回答）



c. 令和2年度までの生活援助従事者研修の受講者の、受講理由と研修修了後の主な動向

令和2年度の生活援助従事者研修の受講理由別の、修了後の動向についてクロス集計を行った。

受講理由を「訪問介護の仕事に就きたかったため」および「訪問介護以外の介護の仕事に就きたかったため」と回答した場合の、修了者の研修修了後の主な動向は、「介護事業所等で生活援助従事者として勤務している」が最も多く、次いで「介護以外の類似サービス提供の仕事に就いている」と「介護職の上位資格取得のために学習している」が同程度である傾向を示した。

一方で、受講理由を「求職中で、就職準備のため」および「介護職員初任者研修等の他の介護資格取得に向けた準備のため」と回答した場合は、「介護事業所等で生活援助従事者として勤務している」、次点で「介護以外の類似サービス提供の仕事に就いている」、「介護職の上位資格取得のために学習している」が同程度であった。

受講理由を「ボランティア活動のため」および「教養のため」と回答した場合の、修了者の研修修了後の主な動向は、「介護事業所等で生活援助従事者として勤務している」が最も多かった。

図表 67 令和2年度の生活援助従事者研修の受講者の、
受講理由と修了後の動向（複数回答）

		修了者の研修修了後の主な動向									
		件数	介護事業者等として勤務している	介護以外の類似サービス提供の仕事に就いている	上記1、2以外の仕事に就いている	介護職の上位資格取得のために学習している	家族等の介護をしている	ボランティア活動をしている	その他	無回答	
把握している主な受講理由	全体	24 100.0	16 66.7	6 25.0	8 33.3	8 33.3	3 12.5	5 20.8	4 16.7	- -	(件) (%)
	訪問介護の仕事に就きたかったため	10 100.0	9 90.0	4 40.0	3 30.0	4 40.0	2 20.0	1 10.0	- -	- -	(件) (%)
	訪問介護以外の介護の仕事に就きたかったため	12 100.0	9 75.0	5 41.7	6 50.0	4 33.3	1 8.3	1 8.3	2 16.7	- -	(件) (%)
	求職中で、就職準備のため	8 100.0	7 87.5	3 37.5	2 25.0	6 75.0	3 37.5	- -	- -	- -	(件) (%)
	介護職員初任者研修等の他の介護資格取得に向けた準備のため	7 100.0	4 57.1	1 14.3	2 28.6	4 57.1	1 14.3	- -	3 42.9	- -	(件) (%)
	家族等の介護のため	7 100.0	5 71.4	1 14.3	3 42.9	3 42.9	2 28.6	2 28.6	1 14.3	- -	(件) (%)
	ボランティア活動のため	6 100.0	3 50.0	- -	1 16.7	- -	- -	4 66.7	- -	- -	(件) (%)
	教養のため	8 100.0	5 62.5	2 25.0	3 37.5	2 25.0	- -	4 50.0	- -	- -	(件) (%)
	その他	2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -	- -	- -	1 50.0	1 50.0	- -	(件) (%)

2.3 ヒアリング調査

2.3.1 目的

生活援助従事者研修の普及啓発に向けた検討、および今後の生活援助従事者研修制度のあり方や位置づけの検討に資する資料を収集するため、生活援助従事者研修の実態や課題・ニーズについて、受講者確保などの目的で独自の取組を実施している都道府県やその他自治体と、研修実施事業者等にヒアリング調査を実施した。

2.3.2 調査対象

(1) 調査対象

- ① 生活援助従事者研修を実施している都道府県
- ② 生活援助従事者研修に類似した研修を実施している自治体等
- ③ 生活援助従事者研修を実施している研修実施事業者
- ④ 生活援助従事者研修の修了者
- ⑤ 公益社団法人シルバー人材センター

(2) 選定方法

調査対象は、アンケート調査の回答をもとに、以下の視点から選定した。

- ① 生活援助従事者研修を実施している都道府県
 - ・ 令和2年度に生活援助従事者研修を実施し、受講者確保等の目的で独自の取組を実施している都道府県を選定。
- ② 生活援助従事者研修に類似した研修を実施している自治体等
 - ・ 生活援助従事者研修のあり方や課題の検討のための参考として、類似した独自の研修を実施している自治体等を選定。
- ③ 生活援助従事者研修を実施している研修実施事業者
 - ・ 令和2年度に生活援助従事者研修を実施し、生活援助従事者研修の修了者が介護職員初任者研修を受講する際のカリキュラムの調整（免除）事例、受講者確保の工夫の取組事例、他事業との連携や多様な人材の活躍の事例、修了後のキャリアパス事例等がある事業者を、生活援助従事者研修の活用や修了者の活躍状況、所在する自治体に偏りのないよう選定。
- ④ 生活援助従事者研修の修了者
 - ・ ヒアリング対象に選定した研修実施事業者から、調査へのご協力に同意いただいた方をご紹介いただいた。
- ⑤ 公益社団法人シルバー人材センター
 - ・ 生活援助サービス中心のサービス提供を行う訪問介護事業所における高齢者人材の活用事例として、公益社団法人佐倉市シルバー人材センターを選定。

2.3.3 調査方法

- ・ WEB 会議、電話、訪問のいずれかの形式による聞き取り

2.3.4 調査時期

- ・ 令和3年12月～令和4年1月

2.3.5 調査項目

- ① 生活援助従事者研修を実施している都道府県
- ② 生活援助従事者研修に類似した研修を実施している自治体等
 - ・ 実施までの経緯・背景
 - ・ 生活援助従事者研修の位置付け、目的
 - ・ 生活援助従事者研修の活用状況や工夫していること、独自の取組等
 - ・ 生活援助従事者研修に関する課題・ニーズ
- ③ 生活援助従事者研修を実施している研修実施事業者
 - ・ 実施する目的
 - ・ 受講者確保のための取組・研修の周知方法
 - ・ 生活援助従事者研修の実施状況
 - ・ 受講者の状況、属性等
 - ・ 修了者の動向・勤務状況、就労支援の取組の有無
 - ・ 受講者からのニーズや寄せられた意見・感想
 - ・ 生活援助従事者研修に関する課題、ニーズ
- ④ 生活援助従事者研修の修了者
 - ・ 受講のきっかけ
 - ・ 実施方法や時間数についての意見・感想
 - ・ 研修の科目や研修の内容についての意見・感想
 - ・ 修了後の勤務状況
 - ・ 介護関連の資格取得状況や今後の予定・希望について
- ⑤ 公益社団法人シルバー人材センター
 - ・ 介護事業所の運営状況
 - ・ 生活援助サービスを提供するメリット
 - ・ 会員のうちヘルパーとして従事されている方について
 - ・ 利用者からの感想・意見など

2.3.6 調査結果概要

ヒアリング調査対象は下表のとおりとした。調査結果は、ヒアリング対象区分ごとに主な意見と要旨を以降に整理した。

図表 68 ヒアリング調査対象一覧

No	区分	所在地	名称	実施日	実施方法
1	都道府県	兵庫県	兵庫県 健康福祉部少子高齢局 高齢政策課 介護人材対策班 障害福祉局 ユニバーサル推進課 障害者就労支援班	令和4年 1月7日(金)	Web 会議
2	都道府県	神奈川県	神奈川県 地域福祉課 福祉介護人材グループ	令和3年 12月27日(月)	Web 会議
3	自治体等	練馬区	練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 計画係	令和3年 12月23日(木)	Web 会議
4	自治体等	練馬区	株式会社みんなのかいご	令和4年 1月13日(木)	Web 会議
5	研修実施事業者	栃木県	NPO 法人グループ たすけあいエプロン	令和4年 1月12日(水)	Web 会議
6	研修実施事業者	福島県	研修実施事業者 A (※)	令和4年 1月25日(火)	Web 会議
7	研修実施事業者	群馬県	認定 NPO 法人じゃんけんぼん	令和4年 1月13日(木)	電話
8	研修実施事業者	福島県	株式会社福島福祉カレッジ	令和4年 1月14日(金)	電話
9	研修実施事業者	島根県	公益財団法人 介護労働安定センター島根支部	令和4年 1月19日(水)	Web 会議
10	研修実施事業者	三重県	公益財団法人 介護労働安定センター三重支所	令和4年 1月25日(火)	電話
11	修了者 A	栃木県	(受講先：NPO 法人グループたすけあいエプロン)	令和4年 1月12日(水)	Web 会議
12	修了者 B	島根県	(受講先：公益財団法人介護労働安定センター島根支部)	令和4年 1月25日(火)	電話
13	修了者 C	三重県	(受講先：公益財団法人介護労働安定センター三重支所)	令和4年 1月22日(土)	電話
14	修了者 D	三重県	(受講先：公益財団法人介護労働安定センター三重支所)	令和4年 1月24日(月)	電話
15	高齢者人材の活用事例	千葉県	公益社団法人 佐倉市シルバー人材センター	令和4年 1月18日(火)	訪問

※研修実施事業者 A については、匿名を希望

(1) 都道府県・自治体等に対するヒアリング調査結果

1) 生活援助従事者研修の実施までの経緯（発端・きっかけ）について

図表 69 生活援助従事者研修の実施までの経緯・背景

調査対象	内容
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> 生活援助従事者研修は障害者重点分野就労促進事業の一環として障害福祉局ユニバーサル推進課の管轄下で実施しており、少子高齢局高齢政策課では研修実施事業者からの申請がなく、生活援助従事者研修を実施していない。 障害者就労支援の重点分野は清掃と介護であり、県の就労促進事業として、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に委託し実施していた介護の研修を、<u>より専門性が高く、資格が取得できる生活援助従事者研修に令和元年度から置き換えて実施している。</u>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年に要綱を改正し、指定手続きを開始した。 令和 2 年度までの実績は、秦野市からの委託を受けて実施している 1 事業者のみである。 秦野市では、要支援者を対象とした認定ヘルパー制度があるが、<u>利用者が要介護に移行した際にサービス提供ができなくなる</u>ことが課題となっており、<u>解決策として生活援助従事者研修を活用している。</u>
練馬区 (株式会社みんなのかいご含む)	<ul style="list-style-type: none"> <u>介護人材の確保・育成を目的に、人材の裾野を広げる取り組みとして、練馬区介護サービス事業者連絡協議会（以下、事連協）と連携し、平成 28 年度に「練馬区介護従事者養成研修」を創設した。</u> 株式会社みんなのかいごなどの事連協に所属する事業者から、研修のカリキュラム案（14 時間）や子育て世代に配慮した研修時間帯について提案を受け、制度に組み込んだ。

生活援助従事者研修を実施している自治体では、都道府県、あるいは都道府県が管轄する市町村が独自に行っていた介護分野の研修に置き換える形か連続する形で実施していた。より専門性が高いことと、要支援・要介護に関わらずサービスを提供できることを生活援助従事者研修のメリットとして認識していた。

一方で、生活援助従事者研修を実施していない自治体では、生活援助従事者研修と類似の目的を持つ独自の研修を設けており、生活援助従事者研修に置き換えることなく、継続して実施していた。

2) 生活援助従事者研修の位置づけや目的について

図表 70 生活援助従事者研修の位置づけや目的

調査対象	内容
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護人材の裾野の拡大のために</u>、未経験者や、身体介護が難しい方の介護職への新規参入をねらいとしている。
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護職は無資格でも従事できるが、段階的に資格を取得しキャリアアップを図ることがモチベーションや仕事に対する満足度の向上につながる</u>ことから、生活援助従事者研修をその最初のステップとして位置付けている。 ・ <u>要支援から要介護に区分変更した場合でも継続してサービス提供できる点にニーズがある</u>と考えている。
練馬区（株式会社みんなのかいご含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護人材の裾野を広げる取組</u>として、元気高齢者や子育て世代など、介護職に興味・関心がある層を対象に、将来的に介護業界で就業してもらうことを念頭に知識やスキルを習得してもらうことを目的としている。 ・ 修了者には区の資格取得費用助成事業を周知し、<u>介護従事者初任者研修</u>などの上位資格の取得を勧めている。 ・ ターゲット層は20代～60代であるが、特に就労していない子育て世代を想定している。

生活援助従事者研修を実施している自治体、類似の研修を実施している自治体では、それぞれ介護人材の裾野の拡大、および上位資格の取得につなげることを目的としていた。

生活援助従事者研修を実施している自治体においては、要支援者に限定されないサービス提供を研修実施のねらいの一つとしていた。

3) 自治体独自の取組の具体的な内容・活用状況や工夫していることなどについて

図表 71 自治体独自の取組の具体的な内容・活用状況や工夫していること等

調査対象	内容
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害者就労支援の重点分野の一つである介護分野での就労促進のため、生活援助中心型のサービスを提供する事業所での就職を目指す、障害のある方を対象に実施している。</u> ・ 令和3年度の実施状況は、6月～11月末に開催し、受講者は20代～40代の男女各5名ずつ、計10名であった。補講の実施も含め、全員が修了した。 ・ <u>障害を有する方への配慮として、本来の研修時間は59時間のところ、余裕をもって63.5時間に設定している。テキストに読み仮名を振っている。さらに通所介護事業所や訪問介護事業所への実習を行い、丁寧な研修を心がけている。</u> ・ 令和元年度は修了者11名中2名が介護分野へ、2名が事務補助と清掃分野へ就労した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、就労実績はない。 ・ 障害者重点分野就労促進事業の予算は、介護分野と清掃分野合計の委託費が254万4千円、そのうち2分の1を国庫補助金（地域生活支援促進事業）から活用している。
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療介護総合確保基金の介護人材確保に関するメニューに従って介護事業者への補助制度を創設した。 ・ 介護職員研修受講促進支援事業費補助という事業を立てており、費用のうち3分の1を県が、3分の2を事業者が負担している。 ・ 事業者に対して県からメールを発信し周知を行っている。 ・ <u>予算上限近くまで申請を受けており、反響もよい。</u>補助制度に課題はなく、今後も同様の形式で継続する予定である。 ・ <u>研修の周知として、秦野市では市の広報への記事の掲載や、基準緩和型訪問サービス事業者・認定ヘルパー研修修了者へのチラシ配布を実施しており、チラシの配布が受講につながっていると認識している。</u>
練馬区（株式会社みんなのかいご含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月に実施した研修では、20代～60代の計44名の受講者のうち、39名が修了した。主な受講者層は50代～60代の女性である。 ・ 過去には、障害を有する方1名、外国籍の方1名も終了している。 ・ 研修の周知はSNSを含め複数の媒体で行っており、<u>チラシにQRコードを掲載し簡単に申込ができるようにしている。</u> ・ <u>子育て中の受講者への配慮として、研修時間を概ね10時～15時とするとともに、研修を開催する建物内に託児室を設けている。託児室は、年間では5件程度利用されている。</u> ・ 修了者への就労支援として、就業していない修了者を対象に、フォ

	<p><u>ローアップ研修を年1回開催している。フォローアップ研修では、半日のカリキュラムで、前半は研修、後半は就職説明会を実施し、事業者とのマッチングの機会を提供している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>これまでに約 850 名が研修を修了し、約 250 名が就職相談会でマッチングした。就業率は約 3 割である。</u> ・ 区の資格取得費用助成事業において、介護職員初任者研修受講料、実務者研修受講料、介護福祉士受検手数料及び登録手数料を助成している。研修修了者のうち助成を受けたものは、介護職員初任者研修が約 90 名、実務者研修が約 30 名、介護福祉士が約 5 名である。 ・ 修了者の就業率が 3 割であるため、今後向上させたいと考えている。 ・ <u>課題として、修了者がサービスを提供できるのは要支援者のみのため、実際に就業できる事業所や従事できる業務に限られることが挙げられる。</u>
--	--

- ・ 兵庫県では、障害者就労支援の一環として生活援助従事者研修を活用していることがわかった。受講者への配慮として、本来の研修時間よりも長い 63.5 時間に設定し、読み仮名を振ったテキストを使用している。さらに通所介護事業所や訪問介護事業所への実習も行っており、実際に介護分野の就労に結び付いていた。
- ・ 神奈川県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、研修受講者が従事する事業者への補助制度を設けていることがわかった。具体的な活用状況は不明だが、既に介護事業所で従事する方の受講促進に寄与していると考えられる。
 - ▶ 受講者確保の取組として、事業者や認定ヘルパー研修修了者へのチラシ配布が効果的であった。
- ・ 練馬区において実施されている「練馬区介護従事者養成研修」においては、50 代～60 代の女性を中心に、多くの受講者の確保を実現していた。
 - ▶ 受講者確保のための取組として、研修の周知に複数の媒体を活用する、チラシに QR コードを記載し申込手続きを簡素にするなどの工夫が見られた。また、子育て中の受講者への配慮として、託児室を設け、研修時間をおおむね 10 時～15 時に設定していた。修了者への就労支援としてフォローアップ研修と就職説明会も実施しており、修了者の約 3 割が介護分野へ就労した実績があるが、修了者がサービス提供できる対象者が要支援者に限られることを課題として認識していた。

4) 生活援助従事者研修に関する課題・ニーズについて

図表 72 生活援助従事者研修に関する課題・ニーズについて

調査対象	内容
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度での実施を検討していたが、地域医療総合確保基金に研修実施事業者の費用補助が含まれなかったため、実施しないこととなった。 ・ <u>受講者確保に関する課題として、生活援助従事者研修の認知度が比較的低いことや、事業者のニーズとして身体介護ができる職員の比重が大きいことが挙げられる。</u> ・ 受講者からは、4か月間の研修を終えて達成感がある、介護の勉強ができてよかった、他の事業所とのつながりができてよかったなどの感想があった。 ・ <u>生活援助従事者を雇う側の事業所が生活援助従事者研修を知らないことが、受講生が少ない原因の一つと考えられるため、介護事業所へ周知できるとよいのではないか。</u>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一般市民の中では生活援助従事者研修の認知度が低いため受講希望者が集まりにくく、そのため、研修事業者からの指定申請も少ないのではないか。</u>一方で、秦野市のように、既に介護に携わっている方に対しては一定のニーズがある研修であると考えている。 ・ 秦野市の修了者を対象としたアンケート結果では、<u>研修の満足度は高かったため、受講意欲のある方にとっては意義のある研修だと考えている。</u>

- ・ 兵庫県、神奈川県ともに、受講者の研修への満足度は高い一方で、一般市民、介護事業者において、生活援助従事者研修の認知度が低いことが課題として挙げられた。
- ・ 兵庫県からは、生活援助従事者研修の普及促進の課題として、介護事業者は身体介護ができる職員により大きいニーズを持つことが挙げられた。

(2) 研修実施事業者に対するヒアリング調査結果

1) 生活援助従事者研修を実施する目的について

図表 73 生活援助従事者研修を実施する目的について

内容
<ul style="list-style-type: none">・ <u>介護人材不足、およびヘルパー不足が最も大きな理由である。</u>生活援助従事者研修は、中高年の生きがいにもつながると考えている。・ <u>訪問介護は利用者の多様なニーズに応える必要があるため、研修修了者を登録ヘルパーとして採用し、利用者のニーズに対応している。</u>・ <u>福祉系学科に在籍する学生が2年次に受講する。3年次に介護職員初任者研修を受講する際に、カリキュラムの一部免除が可能となることから、そのようなスケジュールとしている。</u>・ <u>2年次に生活援助従事者研修を実施することで、早い段階から福祉に対する興味を持ってもらい、介護職への就職を視野に入れてもらうことをねらいとしている。</u>・ <u>インフォーマル事業でボランティアをされている方、利用される方に研修の案内、紹介をしている。</u>・ <u>介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修を実施する中で、介護人材の裾野を広げたいという想いと、介護人材不足の課題意識があり、生活援助従事者研修の実施に至った。</u>・ <u>障害者を対象とした就労支援事業所の利用者向けに実施している。</u>・ <u>各介護事業所から人材不足であると聞いており、門戸を広げ、介護人材を増やす目的のもと、令和元年度から実施している。</u><ul style="list-style-type: none">・ <u>生活援助従事者研修の活用により、介護人材だけでなく、地域の独居の高齢者を支援するボランティアも増やすことができると考えている。</u>

- ・ いずれの事業者も、介護人材確保と人材の裾野の拡大を共通の目的としていた。介護職員初任者研修も実施している事業者においては、カリキュラムの一部免除ができることも生活援助従事者研修の実施の理由として挙げていた。
- ・ 障害者の就労支援や、修了後にボランティアとして活動いただくことを想定して研修を実施する事業者も見られた。

2) 受講者確保のための取組・研修の周知方法について

図表 74 受講者確保のための取組・研修の周知方法について

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の制度として、<u>介護職員初任者研修、生活援助従事者研修共に、受講料の半額（上限5万円）が、修了後に介護事業所に就職することを条件に補助される。</u> ・ 県の補助は、<u>介護事業所等に就職する方、または既に勤務している方のみが対象の補助であるため、障害者支援施設で勤務する受講者は対象外となることが課題</u>と考えている。 ・ （研修実施事業者が所在する市町とその近隣の市町）では、<u>市町の補助により、当該市町の住民は生活援助従事者を無料で受講できる。</u>以前、市町独自の事業として「生活支援サポーター養成講座」を実施しており、生活援助従事者研修をその代替と位置付けているためである。 ・ 周知方法としては、市町と連携しているため、<u>行政窓口や図書館、医療機関等にチラシを配布している。</u>市長の広報や、当法人の通信にも掲載している。介護事業者間の連携のための会議体でも周知を行っている。 ・ 本校にて生活援助従事者研修を受講できることは特段発信していないが、<u>将来的に介護福祉士を目指す学生が入学し、研修を受講する。</u> ・ チラシを作成し、<u>当法人のボランティアや利用者など、すでにかかわりのある方に直接声をかけ渡している。</u> ・ チラシは<u>県と市の社会福祉協議会にも配布</u>している。 ・ 受講者の募集方法は、<u>当社のホームページに情報を掲載</u>している。また、基本的に当者の利用者を対象に生活援助従事者研修を実施しており、<u>事業所にポスターを掲載</u>している。 ・ 昨年度は<u>県内の事業所や公民館・集会所にチラシやポスターを配布</u>したが、効果が薄いと感じた。 ・ 今年度は、<u>新聞の折り込みチラシや、講習会場周辺の銀行や郵便局、スーパーマーケット、ハローワークなどにもポスター・チラシを配布</u>した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ チラシには、既に介護職として働いている方への周知として、<u>認知症介護基礎研修の免除や介護職員初任者研修のカリキュラム一部免除もメリットとして記載</u>した。

- ・ 地域によっては、介護事業者に就労することを条件とした受講料補助制度や、市町に居住する者であれば受講料が全額免除されるなど、受講料補助のための制度が設けられており、それらが活用されていた。
- ・ 周知方法は、ヒアリング対象の約半数の事業者が、社会福祉協議会などを介して地域の事業者へのチラシ・ポスターを配布しているほか、新聞の折り込みチラシの利用や、図書館、医療機関、スーパーマーケット、ハローワークなどにチラシ・ポスターを配布することにより、地域に対しての周知活動を行っていた。

3) 生活援助従事者研修の実施状況について

図表 75 生活援助従事者研修の実施状況について

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>就労中の方も受講しやすいように、土日祝日のみで開催している。59時間のうち29時間は通信講座で実施している。</u> ・ <u>介護職員初任者研修と重複するカリキュラムの免除については、各科目で履修する内容の一部のみが免除可能なため、対応することが難しい。科目ごとに免除可能かわかれば、容易に免除できるだろう。</u> ・ <u>重複する内容があることに対して、両方の研修の受講者からは、復習できてよかったという声もあった。</u> ・ <u>9月～翌年1月の期間において、全22日間で通信と通学を組み合わせ実施している。</u> ・ <u>介護職員初任者研修と重複するカリキュラムの免除については、要綱の通りに省略している。省略版のカリキュラムは、教員が検討した。</u> ・ <u>介護職員初任者研修と重複するカリキュラムの免除については、重複する部分についてのテキストが研修ごとに全く異なるため、免除してよいか判断できず、免除できていない。</u> ・ <u>生活援助従事者研修と比較して、介護職員初任者研修の内容はより専門的であるため、同じ科目であっても同じように扱ってよいのかわからない。</u> ・ <u>研修は平日の日中に開催している。開催時間帯は、障害者が通う就労継続支援B型事業所の開所時間に合わせて設定している。</u> ・ <u>受講者の負担軽減のため、研修時間を1日4時間程度としている。</u> ・ <u>障害を有する受講者への配慮として、読み仮名が振られているテキストを使用している。また、「褥瘡」などの普段使わない用語はイラストを用いて説明している。</u> ・ <u>内容としては、受講者にとって難しすぎることはなかった。</u> ・ <u>実績はないが、重複するカリキュラムについては、免除して実施する予定である。</u> ・ <u>平日9時半～16時半に開催している。1週あたり2日間、6週にわたって実施している。</u> ・ <u>入門的研修や認知症介護基礎研修と重複するカリキュラムの免除については、免除は可能だが、受講者が復習のためにも受講したいと希望したため、免除せずに実施した。</u> ・ <u>重複するカリキュラムの免除については、科目ごとに省略できるわけではなく、○時間免除と示されるため、実際のカリキュラムに落とし込むことが難しい。</u> ・ <u>介護職員初任者研修は生活支援の技術として身体介護が含まれるため、生活援助従事者研修とは科目が同じでも内容が異なる。最も異なる点は身体介護と排泄についてである。</u> ・ <u>項目ごとに免除する内容を決めることは難しく、時間割を考慮して免除する部分を決めた。</u> ・ <u>生活援助従事者研修と初任者研修で使用するテキストの出版社が異なる場合は、免除の判断が難しい。</u>

- ・ 事業者によっては、対象とする受講者層のニーズに合わせて研修時間帯や開催日程を調整していた。例えば、就労中や子育て中の方も受講できるよう、10時～15時の時間帯に開催する事業者もみられた。
- ・ 障害を有する方への配慮として、読み仮名が振られているテキストの使用や、専門的な用語はイラストを用い説明するなどの工夫を講じている事業者があった。
- ・ 介護職員初任者研修と重複するカリキュラムの免除については、実際に重複を免除している事業者からも、科目が同じでも内容の専門性が異なることと、科目ごとの免除ではなく、時間数により免除する必要があるため、免除が難しいという意見が挙げられた。
- ・ ヒアリング対象の事業者では、重複免除していない事業所の方が多かったが、重複免除しないカリキュラムで介護職員初任者研修を受講した受講者からは、復習ができてよかったという声も聞かれた。

4) 生活援助従事者研修の受講者について

図表 76 生活援助従事者研修の受講者について

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者はすべて女性で、令和2年度が15名、令和3年度が10名であった。<u>受講料が無料であることも関係し、介護職員初任者研修よりも多くの受講者が集まっている。</u> ・ <u>障害者支援施設で勤務している方2名、通所介護事業所で勤務している方3名が受講し、修了後もそれぞれ派遣元の事業所で勤務している。</u> ・ <u>子育てなどで長期間離職していたが、復職のために勉強し直したいという理由で受講されることもある。</u>潜在的な介護職員の発掘につながるという意味でも、非常に意義がある研修と考えている。 ・ 令和2年度には、<u>福祉系学科に在籍する10名の学生が生活援助従事者研修を受講した。</u>そのうち5名が介護福祉分野に進学・就職予定である。 ・ 令和2年度の受講者のうち8割が女性、年代は50代～70代であった。 ・ <u>受講希望者にはヒアリングを行い、就業の意向がある場合は介護職員初任者研修を勧めることもある。</u> ・ 就業意欲はあるが、実際に介護職として働くことができるか不安に思われている場合は、まずは生活援助従事者研修を受講いただくこともある。 ・ 令和2年度は、<u>20代～40代の女性8名、男性2名が受講した。</u>障害のない方については、訪問介護事業所に無資格で勤務していた1名の方が、勤務先から勧められて受講した。 ・ 時間に余裕がある方が受講することで介護職に興味を持つことを期待して、60歳以上の方を想定して実施している。 ・ 実態として、入門的研修も含めて<u>女性比率が高い。</u>介護初校は女性の仕事というイメージが強いのではないか。 ・ 令和2年度は、40代～50代を中心に、30代～60代の方が14名受講した。 ・ <u>サービス付き高齢者向け住宅にて無資格で勤務している方が受講する場合もある。</u>最初から介護職員初任者研修を受講するのはハードルが高いため、まずは生活援助従事者研修を受講するのではないか。

- ・ 全体の傾向として、中高年の女性が主な受講者層であることがわかった。
- ・ 復職のための勉強や、介護業界へ初めて参入する際に介護職のイメージを掴むために受講する場合や、サービス付き高齢者向け住宅などで無資格で勤務している方が職場の勧めで受講することがあるとわかった。
- ・ 障害者支援施設の職員なども受講していることから、生活援助従事者研修には、介護分野に限らない幅広いニーズがあることが示された。
- ・ ヒアリングを行ったインフォーマル事業を実施する事業者では、就業意欲がある方には介護職員初任者研修を勧めているという実態も確認できた。

5) 生活援助従事者研修の修了者の動向、就労支援について

図表 77 生活援助従事者研修の修了者の動向、就労支援について

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の<u>生活援助従事者研修修了者15名のうち、9名が当法人に従事している。</u> ・ <u>生活援助従事者研修修了者には、通所介護事業所の紹介も行っている。障害者支援施設で勤務している方2名、通所介護事業所で勤務している方3名が受講し、修了後もそれぞれ派遣元の事業所で勤務している。</u> ・ 令和2年度の修了者15名のうち、3名が介護職員初任者研修を受講した。 ・ 令和2年度の<u>受講者10名中、5名が介護福祉分野に進学・就職予定である。</u>学生は、本校進路指導部で事業所の求人票を見て就職活動を行っている。 ・ 元々、介護福祉士を目指して入学する学生もいることから、<u>令和2年度の受講者10名のうち、6名が介護職員初任者研修を受講した。</u> ・ 観光、医療、保育分野に進路をとる一部の学生からも、研修で学んだことを就業後に生かすことができるという意見が挙げられた。 ・ <u>ほとんどの修了者について、当法人のボランティアとして活動を続けていただいている。</u> ・ <u>修了者は、当社が実施している就労継続支援 B 型の家事代行サービスに従事している。</u> ・ <u>生活援助従事者研修のカリキュラムに障害に関する内容が含まれているため、受講者自らの障害の理解にもつながった。</u> ・ 障害者の中には、掃除や調理などの家事が得意で、生活援助サービスに適性がある方もいる。生活援助従事者研修を活用することで、介護職の補助になることができると考えている。 ・ 研修の最後に、<u>就職ガイダンスを開催している。</u>受講者の居住地などを考慮して、当法人が選定・依頼した事業者がガイダンスに参加する。 ・ <u>生活援助従事者研修については、事業者の認知度も低く、就職ガイダンスの依頼時に研修の概要や修了者の業務範囲について説明が必要となる。</u> ・ <u>修了後の働き方やキャリアパスについて、受講者、事業者ともに十分に理解できていないと感じる。</u>

- ・ ヒアリング対象の約半数の事業者では、多くの修了者が研修を受講した事業者が併設する事業所で従事していた。
- ・ 一部の修了者は、通所介護事業所、障害者支援施設、就労継続支援 B 型の家事代行サービス、サービス付き高齢者向け住宅などで従事しており、訪問介護事業所以外にも生活援助従事者の活躍の場があることが示された。
- ・ 学校法人においては、修了者の6割が介護職員初任者研修も受講していた。
- ・ 障害を有する修了者からは、カリキュラムに障害に関する内容が含まれているため、自らの障害の理解にもつながったという意見も挙げられた。

6) 修了者の勤務状況について

図表 78 修了者の勤務状況について

内容
<ul style="list-style-type: none">・ <u>当法人で従事している修了者については、担当利用者数は1名～9名、週に1日～5日訪問している。</u>・ 初回訪問時にサービス提供責任者が同行訪問し、生活援助従事者を指導する。2回目以降は、生活援助従事者が単独で訪問している。・ 生活援助従事者研修を昨年度から実施しているため、就労した修了者はまだいない。・ <u>配食の見守りボランティアとして活動している。</u>修了後は、自分ができること、してよいことの区別がつくようになった。・ <u>修了者は、当社が実施している就労継続支援 B 型の家事代行サービスに従事している。</u>・ 家事代行サービスの仕事に利用者に関わる場面では、<u>受講後の方が円滑にコミュニケーションをとれることが増えた。</u>利用者からも、スタッフが有資格者であることから安心感を持っていただけた。・ 感染症への理解を深めることができ、新型コロナウイルス対策もスムーズにできた。・ 仕事へのモチベーションにつながった。・ 就職ガイダンスで就労意向のあった一部の修了者に対して電話で聴取したところ、<u>3名が事業所の見学中または面接を予定していた。</u>

- ・ 生活援助従事者として訪問介護事業所で従事している場合は、担当利用者数や訪問回数に幅があり、自身のライフスタイルに合わせて勤務していることが伺えた。
- ・ 修了者はボランティアや家事代行サービスに従事することもあり、それぞれのニーズに応じて多様な働き方をしていることがわかった。

7) 受講者からのニーズや寄せられた意見・感想について

図表 79 受講者からのニーズや寄せられた意見・感想について

主な意見・感想
<ul style="list-style-type: none">・ <u>時間数は適当</u>と考えている。・ 障害に関する内容が含まれており、障害者支援施設で働くスタッフは障害についての基礎知識を十分に勉強できる内容と考えている。・ <u>修了後に介護職に就かないとしても、社会生活の中でも活かせる内容がほとんどである</u>と考えており、実際に修了者からもそのような声を聞いている。・ 法律や介護保険制度に関する専門用語を覚えるのが難しかったようである。・ <u>時間数が多いという意見はなかった。</u>・ <u>介護職員初任者研修より短くて易しいという印象で受講したが、実際は長く感じたという感想があった。</u>・ 研修を修了したことで、<u>自信につながった</u>という方もいた。・ 修了後の感想としては、修了できてよかった、今後は介護職員初任者研修を受講したいといったものがあった。<u>受講負担が大きく大変だったなどの声は聞かなかった。</u>・ 生活援助従事者研修を実施している事業者が少ないため助かったという感想もあった。・ 研修の内容については、<u>介護の仕事に一層興味を持った、介護職員が業務で意識していることがわかった</u>などの意見があった。・ 時間数については、<u>研修時間が長いと思うこともあったが、内容を考えると適切であった</u>という意見や、<u>短期間に集中して受講できてよかった</u>という意見が寄せられた。

- ・ 一部、研修時間が長いという意見も見られたが、介護職を目指して受講する場合、受講負担は大きくないという意見が多数であった。
- ・ 修了者からは、自信につながった、上位資格の取得を目指したい、介護職の業務内容の理解が深まったなどの肯定的な意見が多くみられた。

8) 生活援助従事者研修に関する課題、ニーズについて

図表 80 生活援助従事者研修に関する課題、ニーズについて

主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年々、受講者数が減少傾向にある。受講者確保を課題に感じている。</u> ・ 当法人では介護事業所を運営しており、自事業所で働くヘルパーが足りないために介護員を養成する研修を実施しているが、<u>介護事業所を運営していない研修事業者が研修を実施するのでは、経営が成り立たないのではないか。</u> ・ 通所介護は介護保険の報酬が安く、加算を取得しなければ経営が厳しい。通所介護事業所で無資格の職員、生活援助従事者、2級ヘルパーの割合が増えると、介護福祉士の割合が下がり、加算が取得できなくなる。そのためより多くの職員に介護福祉士を取得してほしいと思っている。 ・ 生活援助従事者研修により介護人材の裾野を広げなければ、よい人材を増やすこともできないと考えている。<u>訪問介護事業所としても、ヘルパー不足であるため、生活援助従事者が増えれば身体介護ができる職員の負担軽減につながる。</u> ・ <u>研修を実施する講師の確保を課題に感じている。</u>どの事業所も人材不足で苦勞されている中、講師の派遣を依頼するのは心苦しい。 ・ 地域で生活援助従事者研修を実施している事業者が他にいないため、補講などのスケジュールが難しい。 ・ <u>県の担当者にも生活援助従事者に詳しい方がいないため、不明点があっても詳しく聞ける場所がない。各都道府県へも詳しい説明が必要と思う。</u> ・ 就労継続支援 B 型事業所として、生活援助従事者研修は非常にメリットが大きく、この資格があつてよかったと感じている。 ・ <u>受講者の確保は難しく、運営面では利益が出ず収支がマイナスになることが想定される。</u>当社では、自治体の補助などは受けていないが、受講料無料で開講している。講師代や会場の借り上げ費用等について、国や県から補助を受けられるのであれば、研修を開催する事業者も増えるのではないか。 ・ <u>課題として、生活援助従事者の求人が少ないことが挙げられる。</u>介護職員初任者研修以上の資格を求められることが多い。<u>介護事業所や研修の運営側が、生活援助従事者をどのように生かせるかの認識を持たなければいけないと感じている。</u> ・ シニア世代にとっては時間数が短い生活援助従事者研修の方が、負担が軽いため向いているという印象を持っている。高齢者雇用にも貢献できるのではないか。 ・ <u>生活援助従事者研修の認知が進んでいない。修了後にできる業務が明確にわかるようなものがあるとよいのではないか。</u> ・ 講師は確保できているが、<u>生活援助従事者研修の認知度が低い</u>ため、依頼時には研修についての説明が必要である。 ・ 生活援助従事者は移乗・移動の業務に携わる場面无いため、事業所に実習をお願いしても何をすればよいかと聞かれてしまう。 ・ 実習について、生活援助従事者の業務内容を踏まえると、介護補助スタッフを雇用している事業所に依頼したほうがより有意義な実習が可能と考えるが、県では介護補助スタッフを雇用している事業所が少なく、実現には至っていない。実習先で介護職

員が身体介護を行う様子を見て、自分にできるか不安を抱かれる方もいる。

- ・ 受講者の確保が難しいことから、収益性に関する課題があるという意見があった。研修実施にかかる費用について、国や県からの補助制度の充実を求める声も挙げられた。
- ・ 講師の確保について、派遣元の介護事業者への支援も必要であるとの意見があった。
- ・ 介護事業者においても生活援助従事者研修の認知度が低いことが課題として挙げられた。付随する課題として、介護事業者や研修実施事業者が、生活援助従事者の活用方法や従事することができる業務について認識していない実態が伺えた。

(3) 研修修了者に対するヒアリング調査結果

1) 生活援助従事者研修の受講のきっかけについて

図表 81 生活援助従事者研修の受講のきっかけ

内容
<ul style="list-style-type: none">・ <u>パート退職後、行きつけの喫茶店に置いてあったチラシを見たことが受講のきっかけであった。</u>・ <u>60代～70代でも元気であれば仕事ができるという点と、行政補助があり無料で受講できるという点に惹かれ、受講してみようと思った。</u>・ 昨年6月から7月に開催された研修を受講し、修了後から間もなく訪問介護事業所で働いている。・ <u>職場の上司からの勧めで生活援助従事者研修を受講した。</u>・ 受講料は無料であったため、職場からの補助などはなかった。・ 介護法人で事務職のパート勤務をしている。<u>法人理事長から三重県で実施される生活援助従事者研修のチラシをいただいたことが受講のきっかけであった。</u>・ 1年間退職しており、復職後の勉強も兼ねて受講することにした。・ サービス付き高齢者向け住宅で勤務しており、将来的に介護福祉士になりたいと考えていたが<u>無資格だったため職場の先輩に相談したところ、生活援助従事者研修を紹介された。</u>

- ・ 受講のきっかけは、職場の上司などからの紹介が多かったが、地域の喫茶店に配布されたチラシを見て受講した方もいた。

2) 生活援助従事者研修の実施方法や時間数についての意見・感想について

図表 82 生活援助従事者研修の実施方法や時間数についての意見・感想

内容
<ul style="list-style-type: none">・ 毎週土曜日に5～6時間の研修が計6日間あり、座学と通所介護事業所での実習を受けた。・ <u>受講しやすいカリキュラムで、つらさは感じなかった。</u>・ 研修は1月～3月の平日9時半～16時半に開催された。降雪や凍結のために通学が大変であった。<u>通信での受講が可能であれば、より安心して受講できたと思う。</u>・ 通学みのコースで、1日6時間前後、週2日間、計12日間の研修だった。・ <u>研修日程がパート勤務日の場合は有給を取得した。勤務先の法人は受講に対して協力的であり、特に問題なく受講できた。</u>・ 1日あたりの時間数をやや長いと感じることもあり、<u>週2日通うことは大変だったが、その分短期間で研修が修了できたことはよかった。</u>・ 全て通学で受講した。・ 休憩を挟みつつ、快適に受講できた。<u>長時間とは思わず、負担も大きくなかった。</u>

- ・ ヒアリング対象の半数が、研修の時間数を長時間とは思わず、受講の負担は大きくなかったと回答した。一方で、やや長いと感じたが、全体として短期間で研修を修了できたことはよかったという意見も挙げられた。
- ・ 研修をすべて通学形式で受講した修了者からは、通信形式で受講したかったとの意見があった。

3) 生活援助従事者研修の科目や研修の内容についての意見・感想について

図表 83 生活援助従事者研修の科目や研修の内容についての意見・感想

内容
<ul style="list-style-type: none">・ 人権、尊厳、QOL、ノーマライゼーションなどを学ぶことができ、様々なことについて考えさせられた。・ <u>介護の仕事に就労するか否かに関わらず、人と関わっていくうえで大切なものを改めて学ぶことができた。</u>・ 一人ひとりの生活歴を尊重することを研修で学び、<u>利用者の入居前の生活様式を尊重する意識が高まり、利用者の気持ちを第一に考えて接するようになった。</u>・ <u>難易度はちょうどよいと感じた。</u>介護法人で事務職に就いているため、理解しやすい内容だった。・ <u>介護分野に参入する方や、介護職に就くか迷いがある方にとって、最初のステップの研修として適していると思う。</u>・ 生活援助従事者の名称について、「ヘルパー●級」という名称の方がわかりやすい。・ <u>介護分野の研修を始めて受講したが、わかりやすかった。</u>・ 受講に際して困ったことはなかった。

- ・ 受講することで利用者との接し方を学ぶことができ、実際の業務に生かすことができたとの意見が挙げられた。
- ・ 研修の難易度としてはちょうどよく、これから介護分野に参入する方向けの最初の研修として適しているという意見があった。

4) 生活援助従事者研修修了後の勤務状況について

図表 84 生活援助従事者研修修了後の勤務状況

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>週に2回程度訪問しており、担当利用者数は2名である。初回訪問時にはサービス提供責任者が同行し、一通りの業務について指導いただいた。2回目以降は単独で訪問している。</u> ・ <u>利用者に喜ばれることが最もうれしい。利用者に自身が訪問する日を待っていてもらえると、やりがいを感じる。</u> ・ <u>サービス付き高齢者向け住宅で週4日パート勤務をしており、研修修了前後で日数やシフト、業務内容に変化はない。</u> ・ <u>身体介護ができる職員が円滑に業務を行えるよう手伝いをするのが自身の業務であると考えており、身体介護ができるヘルパーから感謝された時には、やりがいを感じる。</u> ・ <u>受講後は、要介護の入居者も担当できるようになった。</u> ・ <u>事務職のため、働き方や業務内容について受講前後での違いはない。</u> ・ <u>介護の知識が身についたことで、ケアマネジャーとコミュニケーションしやすくなった。</u> ・ <u>生活援助従事者研修の受講による業務内容の変化はない。</u> ・ <u>受講によって、介護に対して自分の固定観念があったことに気付き、よい意味で考え方が変わった。利用者から求められていることを汲み取ったうえでケアを提供する重要性を学んだ。</u>

- ・ 修了後に訪問介護事業所で従事する方は、自身のライフスタイルに合わせて勤務していた。
- ・ 生活援助従事者として勤務する中で、利用者や身体介護ができるヘルパーとのかかわりの中でやりがいを感じているとのことであった。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅に従事する方や、事務職として働いている方については、受講前後で業務内容に変化はないが、要介護者も対象にサービス提供ができるようになり、利用者への考え方が変わったことでより適切なケアが提供できるようになった実態が伺えた。

5) 介護関連の資格取得状況や今後の予定・希望について

図表 85 介護関連の資格取得状況や今後の予定・希望について

主な意見
<ul style="list-style-type: none">生活援助従事者研修修了後、より深く勉強がしたいと思い、介護職員初任者研修を受講した。生活援助従事者研修がなければ、介護職に就くことはなかった。最初から身体介護を伴う業務を行うのは気後れしてしまうが、生活援助従事者の業務はこれまで行ってきた家事が主な業務内容であるため、自分にもできると思った。身体介護は負担が大きいため、現在の働き方を継続したい。現在、介護職員初任者研修を受講しており、一部カリキュラムを免除することができたため、生活援助従事者研修を受けてよかったと思っている。生活援助従事者研修修了後に介護職員初任者研修を受講した。カリキュラムを免除するかは、研修日ごとに自分で選べたため、復習のために受講したい内容があれば、免除対象であっても受講した。介護福祉士を目指しているため、今後は実務者研修を受講したい。

- ヒアリング対象者の半数以上が、研修修了後に上位資格を取得していた。そのうち1名は介護福祉士を目指されていた。
- 一方で、自身のライフスタイルに合わせた働き方ができる生活援助従事者としての勤務を継続したいという修了者もいた。

(4) 高齢者人材の活用事例

1) 佐倉市シルバー人材センターが運営する介護事業所について

図表 86 佐倉市シルバー人材センターでの介護事業所の運営状況について

内容
<ul style="list-style-type: none">・ シルバー人材センターは公益目的の事業を行っていることから、市民の役に立つことが役目であると考え、ヘルパー不足への対策として、当センターで訪問介護事業所を開設するに至った。・ 当時、当センターの会員のうち75名がヘルパーの資格を有していた。そのうち、意欲のある会員や介護事業所での勤務経験がある15名をヘルパーとして選出した。・ 開設前に地域包括支援センターや地域の大手介護事業所などから、<u>民間の訪問介護事業所で提供することが難しい要支援者の利用者への生活介護サービスを、公益社団法人であるシルバー人材センターの訪問介護事業所から提供してほしいと要望があった。</u>・ 千葉県内にある48の支部のうち、訪問介護事業所を開設しているのは当センターのみで、<u>当センターの訪問介護事業所では生活援助サービスを中心にサービス提供している。</u>・ 他市のシルバー人材センターにも介護業界で従事した経験を有する方や有資格者の会員はいるが、ヘルパー業務は身体的負担が大きいため、希望しない方が多いと聞く。<u>働く高齢者の体力に合った受け皿を設けることで、うまく人材を活用できるのではないか。</u>・ <u>身体的な負担が小さい生活援助サービスを中心に提供したい当事業所の意向と、他事業所のニーズがうまくマッチした。</u>・ 要介護度が低い利用者は、報酬は低いが身体介護の必要はないため、当センターのような公益を重視する団体が担うことで、他の民間事業所と棲み分けができています。

- ・ 佐倉市シルバー人材センターでは、身体的な負担が比較的小さい生活援助サービスを中心にサービス提供することで、高齢者人材を活用していることがわかった。
- ・ 身体的負担が小さい生活援助サービスを中心に提供している佐倉市シルバー人材センターの訪問介護事業所と、身体介護も含めたサービス提供を実施している民間介護事業所のニーズがマッチしており、うまく棲み分けができていたことがわかった。

2) 佐倉市シルバー人材センターが生活援助サービスを提供するメリットについて

図表 87 佐倉市シルバー人材センターが生活援助サービスを提供するメリット

内容
<ul style="list-style-type: none">ヘルパーとなる会員が利用者と同世代のため、<u>安心いただける利用者が多い。生活援助では調理もするが、利用者と味覚などの感覚が近く、利用者と同じ目線・立場でサービスを提供できる。</u><u>ヘルパーと利用者の年代が近い</u>ため、<u>関係性を構築しやすい。</u>当センターでは介護保険法外の日常生活支援業務と介護保険法に基づく生活援助サービスの両方のサービスを提供しているが、<u>両方を利用したい利用者に対して、同じ担当者がシームレスに提供できるのは大きな利点である。</u>

- 高齢者人材が生活援助サービスを提供するメリットとして、利用者と同年代のため、同じ目線・立場でサービス提供できることから、安心いただけることが多く、利用者との良好な関係性を構築しやすいという意見が挙げられた。
- 佐倉市シルバー人材センターでは、日常生活支援業務と生活援助サービスの両方を提供しているため、両方のサービスの利用者に対して同じ担当者がシームレスにサービス提供できることが利点として挙げられた。

3) 佐倉市シルバー人材センターの会員のうちヘルパーとして従事されている方について

図表 88 佐倉市シルバー人材センターの会員のうちヘルパーとして従事されている方

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当センターの事業所のヘルパーは <u>70代が中心で、最高齢は80歳である。</u>ヘルパーのうち8割程度が女性である。 ・ ヘルパーとして従事されている会員の中には、<u>介護事業所を退職した後、シルバー人材センターであれば少ない日数でも仕事ができるため参加された方</u>や、入会後に訪問介護事業所開設の話を受け、<u>再度介護職に挑戦しようとヘルパーとして働き始めた方がいる。</u> ・ 勤務状況としては、<u>非常勤職員として、週2日、8時半～17時の時間帯にサービス提供している場合や、常勤職員として、週4日勤務している場合もある。</u> ・ ヘルパーは身体介護を担当することもあるが、<u>主な業務内容は入浴の見守りなどであり、負担が大きい身体介護はほとんどない。</u> ・ 家庭の事情から辞めるヘルパーもいるが、ヘルパー本人の体力的な問題で辞める方はいない。<u>ケアマネジャーにも配慮いただき、高齢者人材の体力に無理のない範囲でケアを提供できるような利用者を紹介いただいている。</u> ・ 千葉県シルバー人材センター連合会が開催する介護職員初任者研修を受講し、ヘルパーとして活躍している会員も多い。 ・ 利用者には独居の方も多く、ヘルパーの訪問を待っている利用者が多い。<u>会話を交えながら業務を実施するため、生活に活力や刺激を与えられており、やりがいを感じている。</u>

- ・ 佐倉市シルバー人材センターの訪問介護事業所でヘルパーとして従事されている方は、70代が中心層であり、最高齢は80歳であった。
- ・ 佐倉市シルバー人材センターでは、主に介護職としての経験を持つ方がヘルパーとして活躍されており、ライフスタイルに合わせて勤務されていた。
- ・ 生活援助サービスを中心として、身体介護も含めてサービス提供しているが、移乗などのヘルパーの身体的負担が大きい業務はほとんどなく、ケアマネジャーとも連携し、体力に無理のない範囲でサービス提供できるような利用者を紹介いただいていた。
- ・ 実際にヘルパーとして従事されている方は、利用者とのかかわりの中でやりがいを感じているとの意見が挙げられた。

4) 利用者からの感想・意見などについて

図表 89 利用者からの感想・意見などについて

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・ 利用者と同じ目線・立場でサービス提供できており、<u>世代が近いので安心できる</u>などの意見が実際に寄せられている。・ 当センターは非営利団体のため、他事業所と比較して安価にサービス提供していることもあり、<u>利用者の7割～8割がリピーターで固定の利用者を確保</u>できている。

- ・ 実際に利用者からも、ヘルパーの年代が近いため安心できるといった意見が寄せられていることがわかった。
- ・ 多くの利用者がリピーターとなっていることから、地域介護に貢献していることが伺えた。

2.3.7 ヒアリング調査結果のまとめ

(1) 都道府県・自治体等へのヒアリング調査結果のまとめ

○ 生活援助従事者研修の実施までの経緯について

- ・ 生活援助従事者研修を実施している自治体の中には、介護人材確保の目的で独自に行われていた研修に置き換える形で実施しているケースがあった。生活援助従事者研修のメリットとして、より専門性が高いことや、要支援・要介護に関わらずサービスを提供できることが挙げられた。

○ 生活援助従事者研修の位置づけや目的について

- ・ 生活援助従事者研修を実施している自治体、および実施していない自治体の両方で、介護人材の裾野の拡大、および上位資格の取得につなげることを目的として研修を実施していた。

○ 自治体独自の取組の具体的な内容・活用状況や工夫していることなどについて

- ・ 障害者就労支援の一環としての位置づけや、地域医療介護総合確保基金の活用により受講者が従事する介護事業者への補助制度を設けることにより受講者確保を図るなど、自治体ごとに生活援助従事者研修を活用するための取組を実施していた。
- ・ 受講者確保のために特に有効と考えられる取組として、受講者が従事する介護事業者への補助制度や、託児室を設け研修時間をおおむね 10 時～15 時に設定するなど、受講者に配慮した取組が挙げられた。

○ 生活援助従事者研修に関する課題・ニーズについて

- ・ ヒアリング対象となったいずれの自治体においても、一般市民、介護事業者において生活援助従事者研修の認知度が低いことが課題として挙げられた。

(2) 研修実施事業者へのヒアリング調査結果のまとめ

○ 生活援助従事者研修を実施する目的について

- ・ いずれの事業者も、介護人材不足を共通の課題として認識しており、対策として生活援助従事者研修を実施していた。
- ・ 障害者の就労支援や、修了後にボランティアとして活動いただくことを想定して研修を実施する事業者も見られた。

○ 受講者確保のための取組・研修の周知方法について

- ・ 地域によっては、介護事業者に就労することを条件とした受講料補助制度や、市町に居住する方であれば受講料が全額免除されるなど、受講料補助のための制度が充実していた。
- ・ 周知方法として、ヒアリング対象の約半数の事業者が、社会福祉協議会などを介して地域の事業者へのチラシ・ポスターを配布しているほか、新聞の折り込みチラシの利用や、図書館、医療機関、スーパーマーケット、ハローワークなどにチラシ・ポスターを配布することにより、地域に対して広く周知活動を行っていた。

○ 生活援助従事者研修の実施状況について

- ・ 介護職員初任者研修と重複するカリキュラムの免除については、どの内容を免除するかを検討が難しく、免除できていないという事業者が見られた。また、実際に重複を免除している事業者からも、科目が同じでも内容の専門性が異なることと、科目ごとの免除ではなく、時間数により免除する必要があるため、免除が難しいという意見が挙げられた。
- ・ 研修実施状況については、事業者によっては、対象とする受講者層のニーズに合わせて研修時間帯や開催日程を調整していた。例えば、就労中や子育て中の方も受講できるよう、10時～15時の時間帯に開催する事業者もみられた。
- ・ 障害を有する方への配慮として、読み仮名が振られているテキストを使用する、専門的な用語はイラストを用い説明するなどの工夫を講じている事業者もあった。

○ 生活援助従事者研修の受講者について

- ・ 全体の傾向として、中高年の女性が主な受講者層であることがわかった。
- ・ 受講のきっかけとしては、復職のための勉強や、介護業界に参入する際に介護職のイメージを掴むために受講する場合や、サービス付き高齢者向け住宅などで無資格で勤務している方が職場の勧めで受講していた。
- ・ 障害者支援施設の職員なども受講していることから、介護分野に限らない幅広いニーズがあることが示された。

○ 生活援助従事者研修の修了者の動向、就労支援について

- ・ ヒアリング対象の約半数の事業者において、修了者の多くが研修を受講した事業者で従事していることがわかった。
- ・ 一部の修了者について、障害者支援施設、就労継続支援B型事業所、サービス付き高齢者向け住宅などで従事しており、訪問介護事業所以外にも生活援助従事者研修のニーズがあることが示された。
- ・ 学校法人においては、修了者の6割が介護職員初任者研修も受講していた。

○ 修了者の勤務状況について

- ・ 生活援助従事者として訪問介護事業所で従事している場合は、担当利用者数や訪問回数を調整し、ライフスタイルに合わせて働いていることがわかった。
- ・ 修了者はボランティアや家事代行サービスに従事することもあり、修了後はそれぞれのニーズに応じて多様な働き方をしていることがわかった。

○ 受講者からのニーズや寄せられた意見・感想について

- ・ 研修時間が長いという意見もあったが、特に介護職を目指して受講する場合、受講負担は大きくないという意見が多数であった。
- ・ 修了者からは、自信につながった、上位資格の取得を目指したい、介護職の業務内容の理解が深まったなどの肯定的な意見が多くみられた。

○ 生活援助従事者研修に関する課題、ニーズについて

- ・ 介護事業者においても生活援助従事者研修の認知度が低いことが課題として挙げられた。付随する課題として、介護事業者・研修実施事業者が生活援助従事者の活用方法や従事することができる業務について認識していないことから、周知のための取組が必要であるという声が挙げられた。
- ・ 受講者の確保が難しいことから、収益性に関する課題が挙げられた。研修実施にかかる費用について、国や県からの補助制度の充実を求める声も挙げられた。
- ・ 講師の確保について、介護業界全体で人材不足が課題となっている中、講師派遣元の介護事業者への支援も必要であるとの意見があった。

(3) 研修修了者へのヒアリング調査結果のまとめ

○ 生活援助従事者研修の受講のきっかけについて

- ・ 受講のきっかけは、職場の上司などからの紹介が多かったが、地域の喫茶店に配布されたチラシを見て受講した方もおり、地域に向けた周知の重要性が示唆された。

○ 生活援助従事者研修の実施方法や時間数についての意見・感想について

- ・ ヒアリング対象の半数が、研修の時間数を長時間とは思わず、受講の負担は大きくなかったと回答した。一方で、やや長いと感じたが、全体として短期間で研修を修了できたことはよかったという意見も挙げられた。
- ・ 研修をすべて通学形式で受講した修了者からは、通信形式で受講したかったとの意見があった。

○ 生活援助従事者研修科目や研修の内容についての意見・感想について

- ・ 受講することで利用者との接し方を学ぶことができ、実際の業務に生かすことができたとの意見が多く挙げられた。
- ・ 研修の難易度としてはちょうどよく、これから介護分野に参入する方向けの最初の研修として適しているという意見があった。

○ 生活援助従事者研修修了後の勤務状況について

- ・ 修了後に訪問介護事業所で従事している方は、自身のライフスタイルに合わせて勤務していた。
- ・ 修了者は、生活援助従事者として勤務する中で、利用者や身体介護ができるヘルパーとのかかわりの中でやりがいを感じているとのことであった。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅に従事する方や、事務職として働いている方については、受講前後で業務内容に変化はないが、要介護者も対象にサービス提供ができるようになり、利用者への考え方が変わったことでより適切なケアが提供できるようになったという実態が伺えた。

○ 介護関連の資格取得状況や今後の予定・希望について

- ・ ヒアリング対象者の半数以上が、研修修了後に上位資格を取得していた。そのうち1名は介護福祉士を目指されていた。
- ・ 一方で、自身のライフスタイルに合わせた働き方ができる生活援助従事者としての勤務を継続したいという希望を持つ修了者もいた。

(4) 高齢者人材の活用事例についてのヒアリング調査結果のまとめ

○ 介護事業所の運営状況について

- ・ 佐倉市シルバー人材センターが運営する訪問介護事業所では、高齢者の体力に合わせた業務として、身体的な負担が比較的小さい生活援助サービスを中心に提供していた。
- ・ 身体的負担が小さい生活援助サービスを中心に提供している佐倉市シルバー人材センターの訪問介護事業所と、身体介護も含めたサービス提供を実施している民間介護事業所のニーズがマッチしており、地域の中で棲み分けできていた。

○ 生活援助サービスを提供するメリットについて

- ・ ヘルパーと利用者が同年代のため、同じ目線・立場でサービス提供できることから、利用者との良好な関係性を構築していた。
- ・ 佐倉市シルバー人材センターが運営する訪問介護事業所では、日常生活支援業務と生活援助サービスの両方を提供しているため、両サービスの利用者に対して同じ担当者がシームレスにサービス提供できることが利点として挙げられた。

○ 会員のうちヘルパーとして従事されている方について

- ・ 佐倉市シルバー人材センターが運営する訪問介護事業所でヘルパーとして従事されている方は、70代が中心層であり、最高齢は80歳であった。主に介護職としての経験を持つ方が、ライフスタイルに合わせた勤務体系でヘルパーとして活躍されていた。
- ・ 生活援助サービスを中心として、身体介護も含めてサービス提供しているが、移乗などのヘルパーの身体的負担が大きい業務はほとんど実施していなかった。
- ・ ケアマネジャーとも連携し、高齢者人材の体力に無理のない範囲でサービス提供できるような利用者を対象としていた。
- ・ 実際にヘルパーとして従事されている方からは、利用者とのかかわりの中でやりがいを感じているとの感想が挙げられた。

○ 利用者からの感想・意見などについて

- ・ 実際に利用者からも、ヘルパーの年代が近いため安心できるといった意見が寄せられていた。
- ・ 多くの利用者がリピーターとなっていることから、地域介護に貢献していることが伺えた。

3. リーフレット・パンフレット等の作成

3.1 目的

本事業で実施したアンケート調査やヒアリング調査において、生活援助従事者研修が普及していない主な原因として、立場を問わず、生活援助従事者研修に対する認知度が低いことが挙げられた。これを踏まえ、生活援助従事者研修に関わる様々な立場の人々に対し、生活援助従事者研修の認知向上および普及を図ることを狙い、生活援助従事者研修の内容や、生活援助従事者研修修了者の業務内容および活躍事例等を記載した周知ツールを作成した。

3.2 作成の視点

生活援助従事者研修の認知度が低い理由という課題を踏まえ、以下の方針で作成し、認知度の向上を狙うこととした。

3.2.1 訴求対象（読み手）の設定

訴求対象として想定する読み手は、幅広い層に向けて周知し認知度を向上させることで受講意欲に繋げることと、すでに介護業界に関連する層に向けて生活援助従事者研修の詳細を周知し認知度と理解度を向上して実施や修了者の就業先の促進につなげることを目指し、以下の2つを設定した。

- ① 一般の方：介護資格は無く、介護に特段の関わりはない方で、中高年のリタイヤ層・アクティブシニア、子育て中の方等を想定。これから介護業界に巻き込みたい方を想定。
- ② 介護業界関係者等：すでに介護分野に興味関心がある方、何らかの形で携わっている方、介護分野の事業者・事業所を想定。

図表 90 訴求対象の想定

訴求対象		理由・目的
①	一般の方 (例) 子育て中の方、子育てがひと段落した方、リタイヤ層、アクティブシニア、何か新しいことを始めたい中高年層	生活援助従事者研修の存在を知っていただき、受講を促す。
②	介護業界関係者等	生活援助従事者研修の具体的な内容を周知し、認知度を向上させる。
	(1) 介護職に興味のある方・すでに関わりを持っている方 (例) すでに介護サービス事業所等で勤務されている無資格の方、介護の資格に興味のある方	生活援助従事者研修の内容や活躍イメージ、キャリアステップを知っていただき、介護職のファーストステップとして受講を促す。
	(2) 修了者の活躍の場となる事業所等 (例) 介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所(就労継続支援事業所)	生活援助従事者研修修了者の活躍の場として、就業先となり得ることを認識いただき、介護人材不足の軽減につなげる。
	(3) 研修実施事業者	生活援助従事者研修への認知や理解を促進し、生活援助従事者研修の実施促進を図る。
	(4) 都道府県(および市区町村)	

3.2.2 作成ポイント・留意点

上記を踏まえ、一般の方向けには、生活援助従事者研修の概要を分かりやすく端的に記載したリーフレットを、介護業界関係者等向けには生活援助従事者研修の制度も含めた詳細情報を掲載したパンフレットを作成することとし、作成ポイント・留意点を下表のとおり整理した。

図表 91 訴求対象別の作成ポイント・留意点

訴求対象	作成ポイント・留意点
①一般の方	<ul style="list-style-type: none">・ 掲載する情報は厳選し、手に取って負担なく読めるようなボリューム・デザイン（A4両面もしくはA3見開き両面1ページ程度）にする。・ 専門用語を避ける、使用する場合はわかりやすく説明する。・ 介護の仕事の最初のステップとして取り組みやすさを強調する。・ 特に想定する訴求対象層それぞれへのメリットを明確に伝える。・ 修了者の声として受講の感想を記載し、受講前後のイメージがつきやすいように工夫する。
②介護業界関連	<ul style="list-style-type: none">・ 生活援助従事者研修の概要が把握できるよう、多少詳細な情報を掲載。・ 必要な情報がどこに記載されているかをわかりやすい目次立てにする。・ 他の研修との違い・関係、本研修のメリット・意義を強調する。

3.3 リーフレット・パンフレット

実際に作成したリーフレットは参考資料 5.3、パンフレットは参考資料 5.4 に掲載した。

4. 生活援助従事者研修の今後のあり方に関する提言（提案）

4.1 課題

本事業で実施した調査結果から、生活援助従事者研修が全都道府県では実施されていない現状が明らかとなった（図表 92）。また、調査結果からは、都道府県および研修実施事業者のいずれにおいても以下の点が明らかとなった。この二点が、生活援助従事者研修が実施されていない・実施が広がらない主な理由として考えられる。

- 介護事業所からは身体介護ができる介護職員初任者研修へのニーズが高いため、介護職員初任者研修を優先して行っていることで、生活援助従事者研修の研修実施事業者が少ない・申請がない
- 受講者の確保が難しい

さらに、上記二点の理由としては、生活援助従事者研修自体の知名度・認知度が低いことがあり、具体的には以下の点が挙げられた。

- 修了後にどのような役割を担えるか、どのような働き方が考えられるか、といった修了後の活躍のイメージが知られていない、活躍の場が少ないこと

また一方で、ヒアリング調査からは、修了者の介護現場での活躍状況、地域のボランティアとしての活躍状況、障害福祉サービスと介護の連携による生活援助従事者研修の活用、といった、生活援助中心型の訪問介護員に留まらない活用の可能性について好事例を収集することができた。

これらの課題および好事例を踏まえて、生活援助従事者研修の実施が広がることで制度の目的である「生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにする」ため、今後の生活援助従事者研修への提案およびあり方について以下の課題について、議論、検討を行った。

- ・ 課題①：生活援助従事者研修の研修実施事業者が少ない・申請がない
- ・ 課題②：受講者の確保が難しい
- ・ 課題③：修了後の活躍のイメージが知られていない、活躍の場が少ない
- ・ 課題④：生活援助中心型の訪問介護員に留まらない活用・活躍の可能性

図表 92 都道府県の実施状況（令和2年度）

都道府県名	実施状況	都道府県名	実施状況	都道府県名	実施状況
北海道	○	石川県	○	岡山県	○
青森県	○	福井県	×	広島県	×
岩手県	○	山梨県	×	山口県	×
宮城県	○	長野県	○	徳島県	○
秋田県	×	岐阜県	×	香川県	×
山形県	×	静岡県	×	愛媛県	×
福島県	○	愛知県	×	高知県	×
茨城県	×	三重県	○	福岡県	○
栃木県	○	滋賀県	×	佐賀県	×
群馬県	○	京都府	×	長崎県	○
埼玉県	×	大阪府	×	熊本県	×
千葉県	×	兵庫県	×	大分県	×
東京都	×	奈良県	×	宮崎県	×
神奈川県	○	和歌山県	×	鹿児島県	×
新潟県	○	鳥取県	×	沖縄県	×
富山県	×	島根県	○	実施都道府県数	17

4.2 議論

上記の課題等について、自治体、特に都道府県がどのように取り組む必要があるか、取り組むことが望ましいかについて、検討委員会で議論を行った。

4.2.1 課題①：生活援助従事者研修の研修実施事業者が少ない・申請がない

〈第3回検討委員会での主な意見〉

- ・ 受講者数が少なく採算がとれないことが、研修事業者が少ない大きな要因であるだろう。都道府県や市町村から声かけを行い、修了者の就労支援まで支援いただけるとであれば、研修事業者は集まるのではないかと。 (事業者団体の委員意見)
- ・ 生活援助従事者研修を知らない研修事業者も多い。周知する対象や場所、受講対象等も含めて周知する必要があるだろう。 (事業者団体の委員意見)
- ・ 初任者研修の事業者であれば生活援助従事者研修を実施することへのハードルはあまり高くなく、ニーズがあると認識されれば、参入する研修事業者も増えるだろう。生活援助従事者研修の修了者の活躍の場を広げ、研修に対するニーズを高めることが重要ではないかと。 (自治体の委員意見)
- ・ 高校生でも受講できることを周知したほうがよいだろう。長年介護職員初任者研修を実施していた高校が、130時間のカリキュラムは長すぎることを理由に、昨年度から実施を取りやめた事例がある。生活援助従事者研修は59時間であるため、高校でも実施しやすいことを示していくのも一つの方法として考えられるのではないかと。 (事業者団体の委員意見)

上記の議論を踏まえると、研修実施事業者に対して都道府県は、生活援助従事者研修の概要に加え、受講対象層や介護事業所のニーズから研修修了後の活躍の場までの流れをイメージできるような内容を周知することで、認知度を上げることが必要と考えられる。

4.2.2 課題②：受講者の確保が難しい

〈第3回検討委員会での主な意見〉

- ・ 生活援助従事者研修の狙いを改めて整理できると良いのではないかと。介護人材の裾野を広げるといった狙いがある。一方で、受講者はプロの介護職員を目指しているわけではなく、人の役に立ちたいといった人たちも多いと感じた。（事業者団体の委員意見）
- ・ ヒアリング調査の中では、介護職への就職を希望する方には介護職員初任者研修を勧めたほうがよい、という意見もあったため、退職後の生きがいを求めている人などを主な対象として、生活援助従事者研修を展開したほうがよいのではないかと感じた。（事業者団体の委員意見）
- ・ 生活援助従事者研修の受講対象者として、副業で働く人材も含めることを検討するとよいのではないかと。（事業者団体の委員意見）
- ・ 入門的研修の修了者にも生活援助従事者研修を案内してはどうか。（事業者団体の委員意見）
- ・ 身体介護を除いた生活援助サービスを担うことができるということをわかりやすく明記すれば、身体介護に抵抗のある方も受講しやすくなるのではないかと。（事業者団体の委員意見）
- ・ 受講者のメリットは非常に大事な視点である。研修の目的は裾野を広げることであるが、ヒアリング調査の中では、事務仕事に役立った、家族介護に役立つ、将来の職業選択に役立つなど、即戦力としての介護人材育成という研修の目的とは異なる理由で受講した方が複数いらっしゃった。生活援助従事者研修を普及するにあたっては、受講者のメリットはあまり強調せず、介護人材の確保という目的だけを強調していくべきなのか。それとも幅広い方に受講していただき、その中で介護業界に就労する人が増えるという方針なのか。（自治体の委員意見）

上記の議論を踏まえると、必ずしも介護職を目指している受講者ばかりではなく、即戦力としての介護人材育成や介護職の裾野を広げるといった生活援助従事者研修の目的とは異なる目的で受講されている実態から、本格的な介護職を目指す方のみならず、人の役に立ちたい方や副業として働きたい等の幅広い受講者層を求める方針への変換を検討することも考えられる。

4.2.3 課題③：修了後の活躍のイメージが知られていない、活躍の場が少ない

〈第3回検討委員会での主な意見〉

- ・ 介護事業所における生活援助従事者研修の認知度が低いことによって、修了者と介護事業所がマッチングできていないといった実態も見えてきた。練馬区で実施している、就労していない修了者に対するフォローアップ研修のように、修了後の継続的な支援も重要であると感じた。（事業者団体の委員意見）
- ・ 生活援助従事者研修を展開すれば、訪問介護事業所に就労する人材も増えるだろう。まずは生活援助従事者研修を受講し、就労することで、その後のステップアップに繋がる。（事業者団体の委員意見）
- ・ 実習や現場を見る機会を充実させる必要がある。事業所は即戦力を求めているが、目先のニーズに捉われず、長い目で人材育成を行う必要がある。研修修了後に、実習等で訪問介護の現場を見ていただく機会を設けることで、就労意欲を高められるのではないか。そういった取組に対して補助金を出すなど、介護事業者にも育成するメリットがあるとよいのではないか。（事業者団体の委員意見）
- ・ 地域によって状況は異なるため、自治体と事業所の間で、育成したい人材、必要な人材について合意をとって展開していく必要があるのではないか。（事業者団体の委員意見）
- ・ 受講者とサービス提供事業者のマッチングについては、市町村が役割を担えるのではないかと考えた。（自治体の委員意見）
- ・ 受講者には、介護職員初任者研修修了や介護職への就労までを目指すのではなく、自身の出来る範囲で働きたいというニーズがあった。介護事業者や都道府県が想定するニーズとは異なることがわかった。そのようなニーズを持っている方を介護現場において、どのように活用していくのかという視点が重要であると感じた。（自治体の委員意見）
- ・ 実際に働く現場を見ないと分からない、実際に経験しないと不安であるために最初の一步が踏み出せないという声をよく聞く。そのため、実習の取組を充実させることも就業率の向上のための取組の一つとして考えられるのではないか。（事業者団体の委員意見）
- ・ 訪問介護事業所に関わらず、介護業界全体では人材不足という課題を抱えている。事業所としては即戦力が欲しいという思いがあるが、実態としては即戦力を得ることは難しいため、各事業者が一から人材を養成していく意識を持つことが重要である。また、一度就職された方が辞めないような工夫も必要である。（事業者団体の委員意見）

上記の議論を踏まえると、受講者や修了者に現場を見せる機会をより充実させることで、就労後の活躍イメージを明確にし、就労意欲を高めると同時に、サービス提供事業者側もよりいっそう人材育成の視点を養う・認識する必要がある。自治体はサービス提供事業者との連携や支援により、修了者への継続的な支援やフォローアップを行うことが修了者の活躍のため、ひいては介護人材の裾野を広げていくためには必要と考えられる。

4.2.4 課題④：生活援助中心型の訪問介護員に留まらない活用・活躍の可能性

〈第3回検討委員会での主な意見〉

- ・ 生活援助従事者研修が障害者の就労支援に活用されている事例があるということ、ヒアリング調査結果を通じて初めて知った。今後、障害福祉分野でも活用できるとよいと思った。（自治体の委員意見）
- ・ 介護事業者として修了者を受け入れる際に、どのように人材活用するかを思い描けないという点が障壁になっているのではないか。（事業者団体の委員意見）
- ・ 秦野市の認定ヘルパー制度と生活援助従事者研修の繋がり、認定ヘルパー制度の対象利用者が要支援から要介護になってからも、生活援助従事者研修の修了者から利用者に継続してサービスを提供できるという活用方法はわかりやすく、介護事業者としても受け入れやすい。そのような事例をより増やしていかなければならないと感じた。（事業者団体の委員意見）
- ・ ホームヘルパーとしては、我々の手が回らない要支援の方などに対する支援での活躍を期待したいと考えている。裾野を広げるために様々な活用方法があつてよいと思うが、その一つとして、要支援の利用者の支援を担う人材を育成してほしいというのが現場の希望である。（事業者団体の委員意見）
- ・ ホームヘルパーが身体介護を担い、シルバー人材に生活援助を担っていただくといったように共同で支援を行っていくことが必要であると感じた。（事業者団体の委員意見）

上記の議論を踏まえると、要支援の利用者へのサービス提供での活躍、介護予防・日常生活支援総合事業との連続したサービス提供の実現、生活援助従事者は身体介護ができないことにかえて体力があまりない高齢者人材が活躍できる、障害者の就労支援といった生活援助従事者研修の特徴である「生活援助サービスのみ提供できる」ことが、どのような場面・人材・事業での活躍・活用に繋がっているかについて、都道府県、サービス提供事業者、研修実施事業者への周知し、理解いただくことが必要である。

4.3 生活援助従事者研修の展開、促進に向けた提言（生活援助従事者研修のあり方への提言）

本事業で実施した各アンケート調査およびヒアリング調査、また検討委員会での議論を踏まえ、生活援助従事者研修の活用と今後のあり方について、特に都道府県に取組を期待したい事項を以下のとおり提案する。

以下の提案事項は、それぞれ別個に取り組むのではなく、連動して取り組むことを期待したい。連動して取り組むことで、相乗効果を発揮し、新たな生活援助従事者研修の活用を見出すことに加え、より良い地域づくりに繋がることも期待できる。

【提案事項①】生活援助従事者研修の認知度向上、理解促進に向けた周知の

取組の実施

都道府県が中心となり、研修実施事業者やサービス提供事業者に対して、対象となる得る受講者層についてから修了後の人材活用までの流れをイメージできるような内容の周知、開講についての声かけ、修了者の就労支援の取組を実施することを提案したい。

修了者の活躍事例として、要支援の利用者へのサービス提供での活躍、介護予防・日常生活支援総合事業との連続したサービス提供の実現、生活援助従事者は身体介護ができないことにかえって体力があまりない高齢者人材が活躍できる、といった生活援助従事者研修の特徴である「生活援助サービスのみ提供できる」ことで実現した事例を、都道府県からサービス提供事業者や研修実施事業者に周知されることを提案したい。

（課題①②③④より）

周知にあたっては、本事業で作成したリーフレットおよびパンフレットを活用し、以下の方法等で都道府県が積極的に周知に取り組んでいただくことを期待したい。訴求対象別のリーフレットおよびパンフレットを活用した周知方法案を下表に示すので、参考にされたい。

特にサービス提供事業者やサービス提供事業者に対しては、以降の提案事項②および③も踏まえて、確認や周知を依頼するのみならず、連携した取組の一環として周知を行うことが重要である。

図表 93 訴求対象別のリーフレットの周知方法の案①

訴求対象	配布元	配布/掲示場所（方法）
一般の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県や市区町村の介護担当課、福祉担当課、産業労働担当課、まちづくり担当課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体広報誌・WEB サイト（リーフレットの掲載） ・ 公民館（配布・掲示） ・ 図書館（配布・掲示） ・ ハローワーク（入口等目立つところに掲示・配布） ・ 社会福祉協議会（リーフレットの配布・掲示） ・ シルバー人材センター（配布・掲示） ・ 老人クラブ（活動や会合で配布） ・ 商工会議所（退職関係のイベント案内に同梱して配布） ・ 自治会（回覧版等に入れて配布） ・ 町内会（回覧版等に入れて配布） ・ 大学・生涯学習センター（生涯学習講座や市民向け講座・活動等で配布） ・ 地域づくりのNPO 法人等（配布・掲示） ・ スポーツクラブ・ジム（配布） ・ 児童館（配布・掲示） ・ 子育て支援センター（配布・掲示）
障害を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行・継続支援事業所 ・ 障害者就業・生活支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行・継続支援事業所（配布・掲示） ・ 障害者就業・生活支援センター（配布・掲示）
介護職に興味のある方・すでに関わりを持っている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業所 ・ 研修実施事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体広報誌・WEB サイト（掲載） ・ 地域包括支援センター（認知症カフェや地域のイベントで配布） ・ 介護サービス事業所（総合事業含む）（配布・掲示） ・ 障害サービス事業所（配布・掲示） ・ 研修実施事業者（配布・掲示） ・ 社会福祉協議会（配布・掲示）
サービス提供事業者（総合事業、障害含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市区町村の介護担当課、福祉担当課 ・ 業界団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター（配布・掲示） ・ 訪問介護事業所、通所介護事業所、サービス付き高齢者向け住宅等の介護施設等の介護サービス事業所（配布・掲示） ・ 障害サービス事業所（配布）
研修実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市区町村の介護担当課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ （掲示・研修予定表と同梱して配布）

図表 94 訴求対象別のパンフレットの周知方法の案②

訴求対象	配布元	配布/掲示場所（方法）
介護職に興味のある方・ すでに関わりを持っている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業所 ・ 研修実施事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体広報誌・WEB サイト（掲載） ・ 地域包括支援センター（認知症カフェや地域のイベントで配布） ・ 介護サービス事業所（総合事業含む）（配布・掲示） ・ 研修実施事業者（配布・掲示） ・ 社会福祉協議会（配布・掲示）
サービス提供事業者 （総合事業、障害含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市区町村の介護担当課、福祉担当課 ・ 業界団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター（配布） ・ 訪問介護事業所、通所介護事業所、サービス付き高齢者向け住宅等の介護施設等の介護サービス事業所（配布） ・ 障害サービス事業所（配布）
研修実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市区町村の介護担当課 	-

【提案事項②】より幅広い受講者層を前提とした生活援助従事者研修の実施

都道府県が中心となり、生活援助従事者研修の受講者について、介護人材の裾野を広げるといった生活援助従事者研修の制度の目的に限定せず、人の役に立ちたいと考えている方、地域の支え合い活動等に興味のある方、退職後等で新たな活動や活躍を求めている方、介護職への就業までは希望しなくとも介護の勉強に少しでも興味のある方、副業を求めている方、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業の利用者等、幅広い層に生活援助従事者研修を周知、訴求、開催していくことを提案したい。

(課題②④より)

幅広い多様な層が生活援助従事者研修を受講、修了することで、介護人材の確保や裾野を広げることに短期的には結びつかないことも考えられるが、長期的な観点からは、介護に興味を持っていただく方が増えることで、将来的な介護人材の裾野の拡大や介護人材の確保につながると考えられる。また、生活援助従事者研修をきっかけに、地域で活躍、特に地域で支援を必要としている高齢者を支える活動等で活躍いただくことができれば、地域の介護・福祉がよりよい方向に向かっていくことが期待される。

より幅広い受講者層を前提に生活援助従事者研修を実施するためには、都道府県の介護担当課だけでなく、福祉担当課、産業労働担当課、まちづくり担当課等の部署との横連携により取り組むことが重要である。

生活援助従事者研修の実施にあたっては、各自治体の状況に合わせた実施スキームやモデルケースを検討し試行することで好事例を作り、それを展開していく等、各地域にとってよりよい方法を取ることを期待したい。

【提案事項③】自治体・サービス提供事業者・研修実施事業者・職能団体等が連携した地域の介護人材の確保と育成の取組

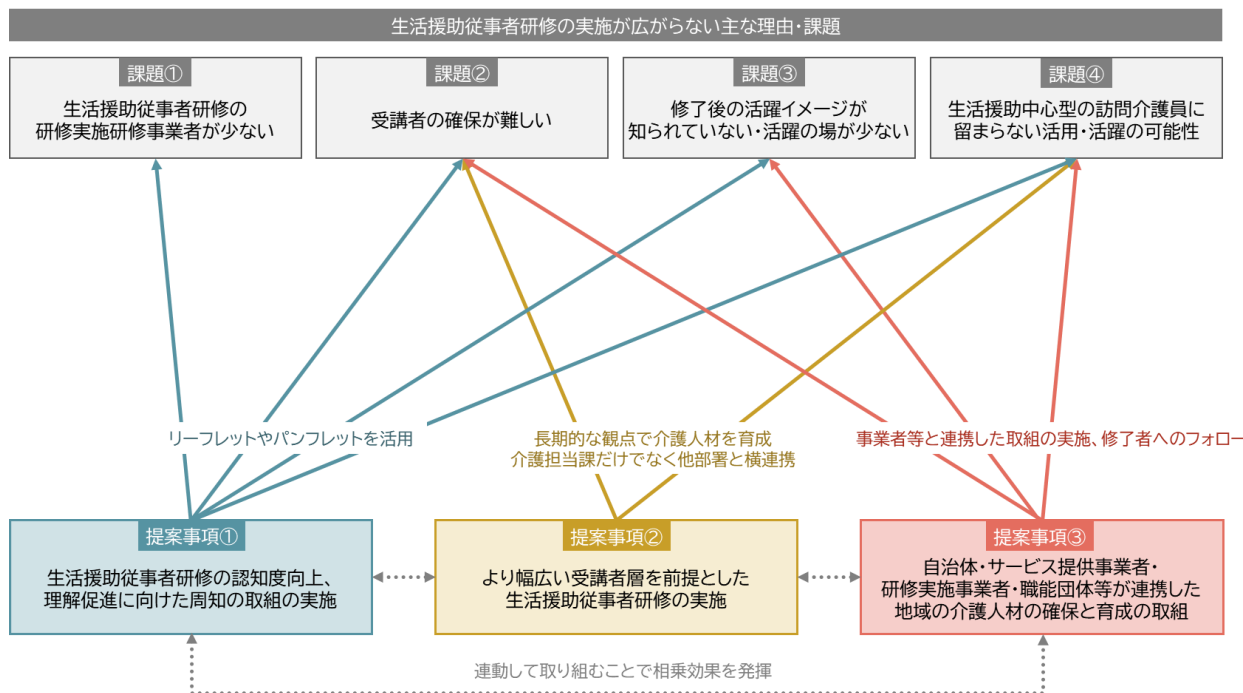
地域の介護人材の確保と育成についてどのように取り組むかについて、都道府県を中心に各自治体、サービス提供事業者、研修実施事業者、職能団体等で改めてすり合わせを行い、方針を明確にしたうえで連携して取り組み、その取組に生活援助従事者研修を活用することを提案したい。

(課題②③④より)

介護人材の不足が深刻な状況の中では、即戦力となる人材のみを求めるのではなく、長期的な視点から介護人材の確保と育成の取組を検討する必要がある。都道府県を中心に各自治体がサービス提供事業者、研修実施事業者、職能団体等と連携して、介護人材の育成という観点を持ったうえで介護人材の確保について取り組むことが重要である。

その取組に生活援助従事者研修を活用することを期待したい。生活援助従事者研修を開催するだけでなく、研修修了者への継続的な就労支援やフォローアップを積極的に行うことが、長期的な視点での介護人材の育成に繋がることが考えられる。

そのためには、都道府県を中心に各自治体には、特にサービス提供事業者や研修実施事業者と積極的に連携や支援を行っていただくことを期待したい。さらに、地域医療介護総合確保基金や保険者機能強化推進交付金を活用する等して、上記のような地域の介護人材の確保と育成の取組および生活援助従事者研修の周知や実施に取り組むことを期待したい。



図表 95 生活援助従事者研修の課題と提案事項

以上

5. 参考資料

5.1 生活援助従事者研修等の実態調査 都道府県調査票

回答欄について

(選択)	⇒プルダウンメニューから1つ選んでください ⇒該当する選択肢横のチェックボックスに	※他設問の回答状況により、回答が不要な設問はグレーに塗りつぶされます ※その設問はご回答いただかなくて結構です
	チェック ※複数選択可	
	⇒半角数値を入力してください	
	⇒文字等を入力してください	

調査票（都道府県用）

1. 貴都道府県とご担当者様についてお伺いします。							
①基本情報（本調査票への回答内容について確認事項が発生した場合のご連絡先として使用させていただきます。）							
a) 都道府県名	(選択) <input style="width: 100%;" type="text"/>						
b) 部署名	<input style="width: 100%;" type="text"/>						
c) ご担当者名	<input style="width: 100%;" type="text"/>						
d) メールアドレス	<input style="width: 100%;" type="text"/>						
e) 電話番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>						
2. 令和2年度の生活援助従事者研修等の実施状況についてお伺いします。							
①令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無を回答してください。							
(選択)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1.</td> <td>実施実績有り</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.</td> <td>実施実績無し</td> </tr> </table>	1.	実施実績有り	2.	実施実績無し		
1.	実施実績有り						
2.	実施実績無し						
a) 上記①で「1 実施実績有り」と回答した場合のみ回答してください。実施した研修についてお伺いします。							
(1)令和2年度に生活援助従事者研修を実施した事業者の数を半角で回答してください。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">事業者</td> <td style="width: 100px; background-color: #90ee90;"><input style="width: 100%;" type="text"/></td> </tr> </table>	事業者	<input style="width: 100%;" type="text"/>				
事業者	<input style="width: 100%;" type="text"/>						
(2)研修実施事業者の名称 ※受講者数の多い事業者3者について回答してください。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 100px;"><input style="width: 100%;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td><input style="width: 100%;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td><input style="width: 100%;" type="text"/></td> </tr> </table>	1	<input style="width: 100%;" type="text"/>	2	<input style="width: 100%;" type="text"/>	3	<input style="width: 100%;" type="text"/>
1	<input style="width: 100%;" type="text"/>						
2	<input style="width: 100%;" type="text"/>						
3	<input style="width: 100%;" type="text"/>						
(3)研修実施事業者の確保のための工夫や取組について回答してください。	<input style="width: 100%;" type="text"/>						

1

b) 上記①で「2 実施実績無し」と回答した場合のみ回答してください。研修を実施されなかった理由についてお伺いします。		
(1)令和2年度までの研修の実施に関する経緯を回答してください。	(選択)	<input type="checkbox"/> 1. 研修の実施の意向がなく、これまで一度も実施したことがない <input type="checkbox"/> 2. 研修の実施の意向はあるが、これまで一度も実施したことがない <input type="checkbox"/> 3. 令和元年度以前に実施したが、令和2年度は実施していない <input type="checkbox"/> 4. その他 <input type="text" value="理由"/>
(2)令和2年度に研修を実施しなかった主な理由を3つ選び、回答してください。 (該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 1. 研修の実施にあたって、人員の確保・体制の構築ができなかった <input type="checkbox"/> 2. 予算の確保ができなかった <input type="checkbox"/> 3. 研修実施事業者の申請がなかった <input type="checkbox"/> 4. 受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い <input type="checkbox"/> 5. サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い <input type="checkbox"/> 6. 新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった <input type="checkbox"/> 7. その他 <input type="text" value="理由"/>
(3)令和2年度の「介護に関する入門的研修」の実施の有無を回答してください。	(選択)	<input type="checkbox"/> 1. 実施実績有り <input type="checkbox"/> 2. 実施実績無し
上記(3)で「介護に関する入門的研修」が「1 実施実績有り」と回答した場合、回答してください。		
(i)「介護に関する入門的研修」を実施した理由について回答してください。 (該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 1. 介護事業者からのニーズがあるため（介護職員の人材のニーズ） <input type="checkbox"/> 2. 受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため <input type="checkbox"/> 3. 研修時間が短い等の理由により、受講者や事業者が取り組みやすいため <input type="checkbox"/> 4. 介護に関する入門的研修を実施することで貴都道府県にメリットがあるため <input type="checkbox"/> 5. 介護人材の確保のため <input type="checkbox"/> 6. その他 <input type="text" value="理由"/>

3. 令和2年度の生活援助従事者研修について「1.実施実績有り」と回答いただいた場合のみ、令和2年度の生活援助従事者研修の実施状況の詳細をお伺いします。

①令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績

a) 貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修について、該当する事業者数と併せて回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/>	1. 通学のみコースを実施した	事業者数		
		<input type="checkbox"/>	2. 通学と通信を組み合わせたコースを実施した	事業者数		
		<input type="checkbox"/>	3. その他	理由	事業者数	
		上記 a) で「2 通学と通信を組み合わせたコースを実施した」と回答した場合のみ回答してください。				
(1)貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修の実施方法について回答してください。		<input type="checkbox"/>	1. 動画等 (e-learning形式) の視聴			
		<input type="checkbox"/>	2. 動画等の教材 (e-learning形式) は提供せず、テキストでの自主学習とレポートの提出			
		<input type="checkbox"/>	3. その他	理由		
		<input type="checkbox"/>	4. わからない・把握していない			
b) 貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修のおよその平均研修期間日数について半角で回答してください。					日間	
c) 受講者の募集や研修の周知方法で、行っているものを全て選び、回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/>	1. 地域へのチラシ等の配布			
		<input type="checkbox"/>	2. 貴都道府県のウェブサイトでの周知、募集			
		<input type="checkbox"/>	3. 貴都道府県の広報誌等への掲載			
		<input type="checkbox"/>	4. 公共施設でのポスターやチラシ等の掲示や配布			
		<input type="checkbox"/>	5. その他	理由		
上記 c) で回答した選択肢の中で、最も効果的だった方法を回答してください。						
(1)受講者の募集や研修の周知方法で、最も効果的だった方法について回答してください。	(選択)	<input type="checkbox"/>	1. 地域へのチラシ等の配布			
		<input type="checkbox"/>	2. 貴都道府県のウェブサイトでの周知、募集			
		<input type="checkbox"/>	3. 貴都道府県の広報誌等への掲載			
		<input type="checkbox"/>	4. 公共施設でのポスターやチラシ等の掲示や配布			
		<input type="checkbox"/>	5. その他	理由		
d) 貴都道府県にて実施された研修の受講者を確保するための工夫や取組について回答してください。	周知のための工夫や取組					
	その他受講に繋げるための工夫や取組					

e) 貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修について、1～6それぞれのおおよその平均時間を半角で回答してください。	1. 研修時間のうち講義		時間
	2. 研修時間のうち演習		時間
	3. 研修時間のうち実習		時間
	4. 研修時間のうち修了評価		時間
	5. 研修時間のうち通信でのコース時間		時間
	6. 研修時間のうち休憩時間等		時間
f) 貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修の 女性の受講者数 の合計を半角で回答してください。 ※人数を把握していない場合は、空欄のままで結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。	1. ～19歳		名
	2. 20～29歳		名
	3. 30～39歳		名
	4. 40～49歳		名
	5. 50～59歳		名
	6. 60歳～69歳		名
	7. 70歳以上		名
	8. 年齢不明・把握していない		名
	9. 障害を有する方		名
	10. 外国籍を有する方		名
g) 貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修の 男性の受講者数 の合計を半角で回答してください。 ※人数を把握していない場合は、空欄のままで結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。	1. ～19歳		名
	2. 20～29歳		名
	3. 30～39歳		名
	4. 40～49歳		名
	5. 50～59歳		名
	6. 60歳～69歳		名
	7. 70歳以上		名
	8. 年齢不明・把握していない		名
	9. 障害を有する方		名
	10. 外国籍を有する方		名

<p>h) 貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修の性別を把握していない・その他の受講者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>	1. ～19歳		名
	2. 20～29歳		名
	3. 30～39歳		名
	4. 40～49歳		名
	5. 50～59歳		名
	6. 60歳～69歳		名
	7. 70歳以上		名
	8. 年齢不明・把握していない		名
	9. 障害を有する方		名
	10. 外国籍を有する方		名
<p>i) 貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修の女性の修了者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>	1. ～19歳		名
	2. 20～29歳		名
	3. 30～39歳		名
	4. 40～49歳		名
	5. 50～59歳		名
	6. 60歳～69歳		名
	7. 70歳以上		名
	8. 年齢不明・把握していない		名
	9. 障害を有する方		名
	10. 外国籍を有する方		名
<p>j) 貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修の男性の修了者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>	1. ～19歳		名
	2. 20～29歳		名
	3. 30～39歳		名
	4. 40～49歳		名
	5. 50～59歳		名
	6. 60歳～69歳		名
	7. 70歳以上		名
	8. 年齢不明・把握していない		名
	9. 障害を有する方		名
	10. 外国籍を有する方		名

<p>k) 貴都道府県内の研修実施事業者で実施された全研修の性別を把握していない・その他の修了者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。</p> <p>※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>		1. ~19歳		名			
		2. 20~29歳		名			
		3. 30~39歳		名			
		4. 40~49歳		名			
		5. 50~59歳		名			
		6. 60歳~69歳		名			
		7. 70歳以上		名			
		8. 年齢不明・把握していない		名			
		9. 障害を有する方		名			
		10. 外国籍を有する方		名			
<p>l) 生活援助従事者研修で育成する生活援助従事者研修修了者数の目標の設定について回答してください。「1. 研修で育成する生活援助従事者研修修了者数の目標を設定した」を選択した場合は、目標人数も半角で回答してください。</p>	(選択)	1. 研修で育成する生活援助従事者研修修了者数の目標を設定した					
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">目標人数</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%;">人</td> </tr> </table>	目標人数		人		
目標人数		人					
		2. 目標は設定しなかった					
<p>m) 受講者の受講理由を把握しているかを回答してください。</p>	(選択)	1. 受講理由を把握・調査している					
		2. 受講理由を把握・調査していない					
(1)上記m) で「1 受講理由を把握・調査している」と回答した場合のみ回答してください。							
<p>(i) 受講者の受講理由を把握している場合、どのように把握しているかを回答してください。</p>		<input type="checkbox"/> 1. 研修実施事業者を通して受講者に貴都道府県のアンケート等を配布・回収している <input type="checkbox"/> 2. 研修実施事業者を確認している、もしくは研修実施事業者から報告を受けている <input type="checkbox"/> 3. その他	理由				
<p>(ii) 把握している受講理由の中で、数が多いものを最大3つまで回答してください。(該当するものにチェックしてください。)</p>		<input type="checkbox"/> 1. 訪問介護の仕事に就きたかったため <input type="checkbox"/> 2. 訪問介護以外の介護の仕事に就きたかったため <input type="checkbox"/> 3. 求職中で、就職準備のため <input type="checkbox"/> 4. 介護職員初任者研修等の他の介護資格取得に向けた準備のため <input type="checkbox"/> 5. 家族等の介護のため <input type="checkbox"/> 6. ボランティア活動のため <input type="checkbox"/> 7. 教養のため <input type="checkbox"/> 8. その他	理由				

n) 貴都道府県内の研修実施事業者において実施されている全研修について、受講料のおよその平均金額を半角で回答してください。		1. 受講料		円	
		2. うち教材費		円	
o) 貴都道府県内の研修実施事業者で使用されている研修テキストの作成状況について回答してください。		<input type="checkbox"/> 1. 研修実施事業者が作成した			
		<input type="checkbox"/> 2. 研修実施事業者ではない事業者が作成した	→出版社名		
		<input type="checkbox"/> 3. その他	理由		
		<input type="checkbox"/> 4. わからない・把握していない			
p) 障害を有する方への配慮として実施しているものを回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 1. 手話通訳者の配置			
		<input type="checkbox"/> 2. 点字テキストの作成			
		<input type="checkbox"/> 3. 移動に係る援助			
		<input type="checkbox"/> 4. その他	理由		
		<input type="checkbox"/> 5. 特段の取組はしていない			
		<input type="checkbox"/> 6. わからない・把握していない			
q) 外国籍を有する方への配慮として実施しているものを回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 1. 通訳者の配置			
		<input type="checkbox"/> 2. ルビを記載したテキストの作成			
		<input type="checkbox"/> 3. 辞書の貸し出し			
		<input type="checkbox"/> 4. その他	理由		
		<input type="checkbox"/> 5. 特段の取組はしていない			
		<input type="checkbox"/> 6. わからない・把握していない			

r) 修了者の研修修了後の動向を把握していますか。	(選択)	1. 動向を把握・調査している	
		2. 動向を把握・調査していない	
(1)上記 r) で「1 動向を把握・調査している」と回答した場合のみ回答してください。			
(i) 修了者の研修修了後の動向を把握している場合、どのように把握しているかを回答してください。		<input type="checkbox"/> 1. 研修実施事業者を通して受講者に貴都道府県のアンケート等を配布・回収している	
		<input type="checkbox"/> 2. 研修実施事業者に確認している、もしくは研修実施事業者から報告を受けている	
(ii) 修了者の研修修了後の主な動向の中で、数が多いものを最大3つまで回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 3. その他 <input type="text" value="理由"/>	
		<input type="checkbox"/> 1. 介護事業者等で生活援助従事者として勤務している	
		<input type="checkbox"/> 2. 介護以外の類似サービス提供の仕事に就いている	
		<input type="checkbox"/> 3. 上記1、2以外の仕事に就いている	
		<input type="checkbox"/> 4. 介護職の上位資格取得のために学習している	
		<input type="checkbox"/> 5. 家族等の介護をしている	
		<input type="checkbox"/> 6. ボランティア活動をしている	
s) 貴都道府県で把握されている研修の実施に関する課題について、「研修実施事業者」、「研修受講者・修了者」、「貴都道府県」のそれぞれの具体的な内容を回答してください。	研修実施事業者に関する課題		
	研修受講者・修了者に関する課題		
	貴都道府県の課題		
4. 貴都道府県での生活援助従事者研修の位置付け等についてお伺いします。 ※令和2年度の生活援助従事者研修について「1.実施実績有り」と回答した場合、令和2年度実施分について回答してください。			
①生活援助従事者研修の事業に係る費用を半角で回答してください。	総事業費 (当該研修分)	千円	
a) 生活援助従事者研修の事業に係る費用について、補助金・交付金を充てている場合は、活用している補助金・交付金の名称と金額を回答してください。なお金額は半角でご回答ください。		<input type="checkbox"/> 1. 地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）を活用している	
		総事業費のうち基金執行額	千円
		<input type="checkbox"/> 2. その他の補助金・交付金を活用している	
		①名称	総事業費のうち執行額
	②名称	総事業費のうち執行額	千円
	③名称	総事業費のうち執行額	千円
		<input type="checkbox"/> 3. 活用していない	

②令和2年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて、臨時的な取扱いに対応して研修を実施した貴都道府県内の事業者数を半角で回答してください。			事業所
③貴都道府県内における、生活援助従事者研修事業のための体制について回答してください。	(選択)	1. 自部署のみで担当している 2. 自庁内の他部署と連携・協働している <input type="text" value="連携・協働先の部署名"/>	
④生活援助従事者研修の実施にあたり、市町村との連携の有無を回答してください。	(選択)	1. 市町村との連携有り 2. 市町村との連携無し	
上記④で「1 市町村との連携有り」と回答した場合のみ回答してください。			
a) 生活援助従事者研修に関連する業務について、市町村と連携している業務内容のうち、あてはまるものを回答してください。		<input type="checkbox"/> 1. 生活援助従事者研修のニーズの把握 <input type="checkbox"/> 2. 生活援助従事者研修に関する広報活動 <input type="checkbox"/> 3. その他 <input type="text" value="理由"/>	
⑤生活援助従事者研修事業の委託状況について回答してください。 ※「事業を委託」とは、生活援助従事者研修を事業として委託していることを意味します。	(選択)	1. 事業を委託している <input type="text" value="委託先"/> 2. 事業委託はしていないが、連携・協力している <input type="text" value="連携・協力先"/> 3. 委託も連携もしていない	
⑥貴都道府県における生活援助従事者研修事業の評価の実施状況について回答してください。	(選択)	1. 自庁内での規則に則り事業評価をしている 2. その他の方法で事業を評価している <input type="text" value="評価方法"/> 3. 事業の評価はしていない	
5. 今後の予定やお取組についてお伺いします。 ※令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績の有無に関わらず回答してください。			
①今年度（令和3年度）における実施の見込み、または実施実績の有無について回答してください。	(選択)	1. 実施の見込みまたは実施実績有り 2. 実施の見込み無し 3. 検討中	

a) 上記①で「1 実施の見込みまたは実施実績有り」と回答した場合のみ回答してください。					
(1)今年度を実施した (実施する予定の) 期間を半角で回答して ください。		月	～ 月		
(2)今年度に見込 みまたは実施実績があ る場合、研修実施事 業者について回答して ください。	(選択)	<input type="checkbox"/> 1. 研修実施事業者は複数あり、すべて令和2年度の事業者と同じ <input type="checkbox"/> 2. 研修実施事業者は複数あり、一部は令和2年度の事業者と同じ <input type="checkbox"/> 3. 研修実施事業者は複数あり、すべて令和2年度の事業者と異なる <input type="checkbox"/> 4. 研修実施事業者は1事業者で、令和2年度の事業者と同じ <input type="checkbox"/> 5. 研修実施事業者は1事業者で、令和2年度の事業者と異なる <input type="checkbox"/> 6. 令和2年度は研修を実施していないため、新たに事業者を確保した			
(3)令和3年度に研修 を実施する主な理由に ついて、当てはまるもの を全て選択してください。 (該当するものに チェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 1. 地域の利用者層からのニーズがあるため（生活援助のサービスのニーズ） <input type="checkbox"/> 2. 介護事業者からのニーズがあるため（生活援助従事者の人材のニーズ） <input type="checkbox"/> 3. 受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため <input type="checkbox"/> 4. 生活援助従事者研修を実施することで貴都道府県にメリットがあるため <input type="checkbox"/> 5. 介護人材の確保のため <input type="checkbox"/> 6. その他 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>理由</td><td></td></tr></table>		理由	
理由					
b) 上記①で「1 実施の見込みまたは実施実績有り」もしくは「3 検討中」と回答した場合のみ回答してください。					
(1)今年度における研 修の実施について、貴 都道府県内で検討した 際の主な検討課題を3 つ回答してください。 (該当するものにチェ ックしてください。)		<input type="checkbox"/> 1. 貴都道府県内での人員体制について <input type="checkbox"/> 2. 予算の確保について <input type="checkbox"/> 3. 研修実施事業者の確保や調整について <input type="checkbox"/> 4. 受講者の確保について <input type="checkbox"/> 5. サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズについて <input type="checkbox"/> 6. 新型コロナウイルス感染症流行下での対面での講義・演習・実習について <input type="checkbox"/> 7. その他 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>理由</td><td></td></tr></table>		理由	
理由					

c)上記①で「2 実施の見込み無し」と回答した場合のみ回答してください。	
(1)今年度における研修について、実施の見込みが無い主な理由を3つ回答してください。(該当するものにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 1. 貴都道府県内での人員確保・体制の構築が難しい <input type="checkbox"/> 2. 予算の確保ができない <input type="checkbox"/> 3. 研修実施事業者の申請がなかった <input type="checkbox"/> 4. 受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い <input type="checkbox"/> 5. サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い <input type="checkbox"/> 6. 新型コロナウイルス感染症流行下での実施が難しい <input type="checkbox"/> 7. その他 <input type="text" value="理由"/>
②令和4年度における実施のご意向や見込みについて回答してください。	<input type="checkbox"/> (選択) 1. 実施の意向・見込み有り <input type="checkbox"/> 2. 実施の意向・見込み無し <input type="checkbox"/> 3. 検討中
③生活援助従事者研修以外に実施している介護人材確保のための取組について、あてはまるものを全て回答してください。(該当するものにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 1. 補助金の設置 <input type="checkbox"/> 2. 独自の人材評価・養成制度の導入 <input type="checkbox"/> 3. 独自の認定制度の導入 <input type="checkbox"/> 4. 独自の研修・セミナー等の開催 <input type="checkbox"/> 5. コンテスト・コンペティションの開催 <input type="checkbox"/> 6. 就労環境の改善を目的とした取組 <input type="checkbox"/> 7. 地域住民への周知活動 <input type="checkbox"/> 8. 地域の高齢者を対象とした取組 <input type="checkbox"/> 9. 障害を有する方を対象とした取組 <input type="checkbox"/> 10. 外国籍を有する方を対象とした取組 <input type="checkbox"/> 11. その他 <input type="text" value="理由"/>
④生活援助従事者研修修了者確保のために効果があると考えられる取組について、あてはまるものを全て回答してください。(該当するものにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 1. 総合事業での位置づけの明確化 <input type="checkbox"/> 2. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標の配点の引き上げ <input type="checkbox"/> 3. 受講負担の軽減 <input type="checkbox"/> 4. 研修時間数の引き下げ <input type="checkbox"/> 5. 通信による学習時間（29時間）の拡充 <input type="checkbox"/> 6. より受講しやすい別枠のカリキュラムの検討 <input type="checkbox"/> 7. 地域住民への周知活動 <input type="checkbox"/> 8. その他 <input type="text" value="理由"/>

5.2 生活援助従事者研修等の実態調査 研修実施事業者調査票

回答欄について

(選択)	⇒プルダウンメニューから1つ選んでください	※他設問の回答状況により、回答が不要な設問はグレーに塗りつぶされます ※その設問はご回答いただかなくて結構です
	⇒該当する選択肢横のチェックボックスに	
	チェック ※複数選択可	
	⇒数値を入力してください	
	⇒文字等を入力してください	

調査票（研修指定事業者用）

1. 貴事業者とご担当者様についてお伺いします。

①基本情報（本調査票への回答内容について確認事項が発生した場合のご連絡先として使用させていただきます。）

a) 事業者名		
b) 部署名		
c) ご担当者名		
d) メールアドレス		
e) 電話番号		
f) 本調査票を受領した都道府県名	(選択)	

2. 令和2年度の生活援助従事者研修等の実施状況についてお伺いします。
※複数の都道府県から指定を受けている事業者の場合、調査票1部につき、設問No.1の①f)で回答した1つの都道府県についてご回答ください。

①令和2年度時点における生活援助従事者研修実施の指定の有無を回答してください。	(選択)	1. 指定を受けている →	指定を受けている都道府県名	(選択)	
		2. 指定を受けていない			

②令和2年度の生活援助従事者研修の実施の有無を回答してください。	(選択)	1. 実施実績有り
		2. 実施実績無し

a) 上記②で「2 実施実績無し」と回答した場合のみ回答してください。研修を実施されなかった理由についてお伺いします。

(1)研修の実施に関する令和2年度までの経緯を回答してください。	(選択)	1. 研修の実施の意向がなく、これまで一度も実施したことがない			
		2. 研修の実施の意向はあるが、これまで一度も実施したことがない			
		3. 令和元年度以前に実施したが、令和2年度は実施していない			
		4. その他	理由		

1

<p>(2)令和2年度に研修を実施しなかった主な理由を3つ選び、回答してください。(該当するものにチェックしてください。)</p>	<input type="checkbox"/>	1. 研修の実施にあたって、人員の確保・体制の構築ができなかった
	<input type="checkbox"/>	2. 予算の確保ができなかった
	<input type="checkbox"/>	3. 講師を確保できなかった、もしくは確保できる見込みがなかった
	<input type="checkbox"/>	4. 受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い
	<input type="checkbox"/>	5. サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い
	<input type="checkbox"/>	6. 都道府県が生活援助従事者研修を実施していなかった
	<input type="checkbox"/>	7. 都道府県の生活援助従事者研修実施の指定を受けることが難しかった、煩雑だった
	<input type="checkbox"/>	8. 都道府県からの周知や情報共有がなかった、遅かった
	<input type="checkbox"/>	9. 新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった
	<input type="checkbox"/>	10. その他
<p>(i)都道府県側に求める取組や工夫についてお伺いします。 上記(2)で「7 都道府県の生活援助従事者研修実施の指定を受けることが難しかった、煩雑だった」もしくは「8 都道府県からの周知や情報共有がなかった、遅かった」を選択した場合、都道府県に希望する取組や工夫について記入してください。</p>		

<p>③令和2年度の介護職員初任者研修の実施実績についてご回答ください。 ※複数の自治体で介護職員初任者研修の実施実績がある場合は、本調査票の送付元の都道府県での実績について回答してください。</p>	<p>(選択)</p>	<p>1. 実施実績有り</p> <p>2. 実施実績無し</p>		
<p>(a)令和2年度の介護職員初任者研修の実施実績が「1 実施実績有り」の場合、生活援助従事者研修の修了者が介護職員初任者研修を受講する場合のカリキュラムの省略や受講の免除の状況についてご回答ください。該当する受講者がいなかった場合、想定している対応についてご回答ください。</p>	<p>(選択)</p>	<p>1. 生活援助従事者研修と重複する研修内容を省略したカリキュラムを使用している</p> <p>2. 他の介護職員初任者研修受講者と共通のカリキュラムを使用し、生活援助従事者研修と重複する研修内容の受講を免除している</p> <p>3. 他の介護職員初任者研修受講者と共通のカリキュラムを使用し、すべての内容を受講してもらっている（重複する研修内容の受講免除はしていない）</p> <p>4. その他 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">理由</td><td></td></tr></table></p> <p>5. わからない・把握していない</p> <p>6. 生活援助従事者研修を実施していない</p>	理由	
理由				
<p>a)で「2 他の介護職員初任者研修受講者と共通のカリキュラムを使用し、生活援助従事者研修と重複する研修内容の受講を免除している」と回答した場合のみ回答してください。</p>				
<p>(1)生活援助従事者研修と介護職員初任者研修とで重複する内容の受講状況について回答してください。</p>	<p>(選択)</p>	<p>1. 重複する研修内容を実際に受講していない</p> <p>2. 重複する研修内容も受講しているケースがある</p>		
<p>3. 令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績を「1 実施実績有り」と回答いただいた場合のみ、令和2年度の生活援助従事者研修の実施状況の詳細をお伺いします。</p>				
<p>①令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績 ※複数の都道府県から指定を受けている事業者の場合、調査票1部につき、設問No.1の①f)で回答した1つの都道府県についてご回答ください。</p>				
<p>a)貴事業者にて実施された研修の実施形式について回答してください。（該当するものにチェックしてください。）</p>		<p><input type="checkbox"/> 1. 通学のみコースを実施した</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 通学と通信を組み合わせたコースを実施した</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">理由</td><td></td></tr></table></p>	理由	
理由				
<p>上記a)で「2 通学と通信を組み合わせたコースを実施した」と回答した場合のみ、回答してください。</p>				
<p>(1)貴事業者にて実施された研修の実施方法について回答してください。</p>	<p>(選択)</p>	<p>1. 動画等（e-learning形式）の視聴</p> <p>2. 動画等の教材（e-learning形式）は提供せず、テキストでの自主学習とレポートの提出</p> <p>3. その他 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">理由</td><td></td></tr></table></p> <p>4. わからない・把握していない</p>	理由	
理由				

b)受講者の募集や研修の周知の方法で、行っているものを全て選び、回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/>	1. 地域へのチラシ等の配布	
		<input type="checkbox"/>	2. 貴事業者のウェブサイトでの周知、募集	
		<input type="checkbox"/>	3. 貴事業者の広報誌等への掲載	
		<input type="checkbox"/>	4. 公共施設でのポスターやチラシ等の掲示や配布	
		<input type="checkbox"/>	5. その他	理由
上記b) で回答したうち、最も効果的な方法は何でしょうか。				
(1)受講者の募集や研修の周知の方法で最も効果的だった方法を回答してください。	(選択)	<input type="checkbox"/>	1. 地域へのチラシ等の配布	
		<input type="checkbox"/>	2. 貴事業者のウェブサイトでの周知、募集	
		<input type="checkbox"/>	3. 貴事業者の広報誌等への掲載	
		<input type="checkbox"/>	4. 公共施設でのポスターやチラシ等の掲示や配布	
		<input type="checkbox"/>	5. その他	理由
(c)貴事業者にて実施された研修の受講者を確保するための工夫や取組について回答してください。	周知のための工夫や取組			
	その他受講に繋げるための工夫や取組			

<p>(d)貴事業者にて実施された研修を開催した時間帯と日数について回答してください。(該当するものにチェックしてください。) 日数は半角で入力してください。</p>	<input type="checkbox"/>	1. 平日の日に開催する	日間のコース
	<input type="checkbox"/>	2. 平日の夜間に開催する	日間のコース
	<input type="checkbox"/>	3. 土曜日・日曜日に開催する	日間のコース
	<input type="checkbox"/>	4. その他	に開催する
<p>(e)貴事業者にて実施された研修のおおよその平均について、1～6それぞれのおおよその平均時間を半角で回答してください。</p>		1. 研修時間のうち講義	時間
		2. 研修時間のうち演習	時間
		3. 研修時間のうち実習	時間
		4. 研修時間のうち修了評価	時間
		5. 研修時間のうち通信でのコース時間	時間
		6. 研修時間のうち休憩時間等	時間
<p>(f)貴事業者で実施された全研修の女性の受講者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>		1. ～19歳	名
		2. 20～29歳	名
		3. 30～39歳	名
		4. 40～49歳	名
		5. 50～59歳	名
		6. 60歳～69歳	名
		7. 70歳以上	名
		8. 年齢不明・把握していない	名
		9. 障害を有する方	名
		10. 外国籍を有する方	名
<p>(g)貴事業者で実施された全研修の男性の受講者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>		1. ～19歳	名
		2. 20～29歳	名
		3. 30～39歳	名
		4. 40～49歳	名
		5. 50～59歳	名
		6. 60歳～69歳	名
		7. 70歳以上	名
		8. 年齢不明・把握していない	名
		9. 障害を有する方	名
		10. 外国籍を有する方	名

(d)貴事業者にて実施された研修を開催した時間帯と日数について回答してください。(該当するものにチェックしてください。)日数は半角で入力してください。	<input type="checkbox"/>	1. 平日の日に開催する	日間のコース
	<input type="checkbox"/>	2. 平日の夜間に開催する	日間のコース
	<input type="checkbox"/>	3. 土曜日・日曜日に開催する	日間のコース
	<input type="checkbox"/>	4. その他	に開催する
(e)貴事業者にて実施された研修のおよその平均について、1～6それぞれのおよその平均時間を半角で回答してください。		1. 研修時間のうち講義	時間
		2. 研修時間のうち演習	時間
		3. 研修時間のうち実習	時間
		4. 研修時間のうち修了評価	時間
		5. 研修時間のうち通信でのコース時間	時間
		6. 研修時間のうち休憩時間等	時間
(f)貴事業者で実施された全研修の 女性の受講者数 の合計を半角で回答してください。 ※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。		1. ～19歳	名
		2. 20～29歳	名
		3. 30～39歳	名
		4. 40～49歳	名
		5. 50～59歳	名
		6. 60歳～69歳	名
		7. 70歳以上	名
		8. 年齢不明・把握していない	名
		9. 障害を有する方	名
		10. 外国籍を有する方	名
(g)貴事業者で実施された全研修の 男性の受講者数 の合計を半角で回答してください。 ※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。		1. ～19歳	名
		2. 20～29歳	名
		3. 30～39歳	名
		4. 40～49歳	名
		5. 50～59歳	名
		6. 60歳～69歳	名
		7. 70歳以上	名
		8. 年齢不明・把握していない	名
		9. 障害を有する方	名
		10. 外国籍を有する方	名

<p>(h)貴事業者で実施された全研修の性別を把握していない・その他の受講者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のままです。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>	1. ～19歳		名
	2. 20～29歳		名
	3. 30～39歳		名
	4. 40～49歳		名
	5. 50～59歳		名
	6. 60歳～69歳		名
	7. 70歳以上		名
	8. 年齢不明・把握していない		名
	9. 障害を有する方		名
	10. 外国籍を有する方		名
<p>(i)貴事業者で実施された全研修の女性の修了者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のままです。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>	1. ～19歳		名
	2. 20～29歳		名
	3. 30～39歳		名
	4. 40～49歳		名
	5. 50～59歳		名
	6. 60歳～69歳		名
	7. 70歳以上		名
	8. 年齢不明・把握していない		名
	9. 障害を有する方		名
	10. 外国籍を有する方		名

<p>(j)貴事業者で実施された全研修の男性の修了者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>	1. ～19歳		名
	2. 20～29歳		名
	3. 30～39歳		名
	4. 40～49歳		名
	5. 50～59歳		名
	6. 60歳～69歳		名
	7. 70歳以上		名
	8. 年齢不明・把握していない		名
	9. 障害を有する方		名
	10. 外国籍を有する方		名
<p>(k)事業者で実施された全研修の性別を把握していない・その他の修了者数の合計を半角で回答してください。</p> <p>※人数を把握していない場合は、空欄のまま結構です。 ※人数を把握しており、0名の場合は「0」と回答してください。</p>	1. ～19歳		名
	2. 20～29歳		名
	3. 30～39歳		名
	4. 40～49歳		名
	5. 50～59歳		名
	6. 60歳～69歳		名
	7. 70歳以上		名
	8. 年齢不明・把握していない		名
	9. 障害を有する方		名
	10. 外国籍を有する方		名

l)受講者の受講理由を把握しているかを回答してください。	(選択)	1. 受講理由を把握・調査している	
		2. 受講理由を把握・調査していない	
(1)上記)で「1 受講理由を把握・調査している」と回答した場合のみ回答してください。			
(i)受講者の受講理由を把握している場合、どのように把握しているかを回答してください。		<input type="checkbox"/> 1. 受講者に貴事業者のアンケート等を配布・回収している	
		<input type="checkbox"/> 2. 都道府県の調査結果を共有してもらい確認している	
		<input type="checkbox"/> 3. その他	理由
(ii)把握している受講理由の中で、数が多いものを最大3つまで回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 1. 訪問介護の仕事に就きたかったため	
		<input type="checkbox"/> 2. 訪問介護以外の介護の仕事に就きたかったため	
		<input type="checkbox"/> 3. 求職中で、就職準備のため	
		<input type="checkbox"/> 4. 介護職員初任者研修等の他の介護資格取得に向けた準備のため	
		<input type="checkbox"/> 5. 家族等の介護のため	
		<input type="checkbox"/> 6. ボランティア活動のため	
		<input type="checkbox"/> 7. 教養のため	
		<input type="checkbox"/> 8. その他	理由
m)貴事業者において実施されている研修について、受講料のおおよその平均金額を半角で回答してください。		1. 受講料	円
		2. うち教材費	円
n)貴事業者で使用されている研修テキストの作成状況について回答してください。	(選択)	1. 貴事業者にて作成した	
		2. 貴事業者ではない事業者が作成した	→出版社名
		3. その他	理由
		4. わからない・把握していない	
(1)上記n)で「1 貴事業者にて作成した」と回答した場合、テキスト作成時の課題や懸念点等について回答してください。			

o)障害を有する方への配慮として実施しているものを回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/>	1. 手話通訳者の配置	
		<input type="checkbox"/>	2. 点字テキストの作成	
		<input type="checkbox"/>	3. 移動に係る援助	
		<input type="checkbox"/>	4. その他 <table border="1" data-bbox="730 445 774 506"><tr><td>理由</td></tr></table>	理由
理由				
		<input type="checkbox"/>	5. 特段の取組はしていない	
		<input type="checkbox"/>	6. わからない・把握していない	
p)外国籍を有する方への配慮として実施しているものを回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/>	1. 通訳者の配置	
		<input type="checkbox"/>	2. ルビを記載したテキストの作成	
		<input type="checkbox"/>	3. 辞書の貸し出し	
		<input type="checkbox"/>	4. その他 <table border="1" data-bbox="730 736 774 797"><tr><td>理由</td></tr></table>	理由
理由				
		<input type="checkbox"/>	5. 特段の取組はしていない	
		<input type="checkbox"/>	6. わからない・把握していない	
②生活援助従事者研修の意義や効果について				
a)貴事業者が生活援助従事者研修を令和2年度に実施した理由について回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/>	1. 地域の利用者層からのニーズがあるため(生活援助のサービスのニーズ)	
		<input type="checkbox"/>	2. 介護事業者からのニーズがあるため(生活援助従事者の人材のニーズ)	
		<input type="checkbox"/>	3. 受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため	
		<input type="checkbox"/>	4. 生活援助従事者研修を実施することで貴事業者にメリットがあるため	
		<input type="checkbox"/>	5. 介護人材の確保のため	
		<input type="checkbox"/>	6. その他 <table border="1" data-bbox="730 1193 774 1254"><tr><td>理由</td></tr></table>	理由
理由				
b)修了者の研修修了後の動向を把握しているか回答してください。	(選択)		1. 動向を把握・調査している	
			2. 動向を把握・調査していない	

(1)上記b)で「1 動向を把握・調査している」と回答した場合のみ、回答してください。		
(i) 修了者の研修修了後の動向を把握している場合、どのように把握しているかを回答してください。	<input type="checkbox"/>	1. 受講者に貴事業者のアンケート等を配布・回収している
	<input type="checkbox"/>	2. 都道府県の調査結果を共有してもらい確認している
	<input type="checkbox"/>	3. その他 <input type="text" value="理由"/>
(ii) 修了者の研修修了後の主な動向の中で、数が多いものを最大3つまで回答してください。(該当するものにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/>	1. 介護事業者等で生活援助従事者として勤務している
	<input type="checkbox"/>	2. 介護以外の類似サービス提供の仕事に就いている
	<input type="checkbox"/>	3. 上記1、2以外の仕事に就いている
	<input type="checkbox"/>	4. 介護職の上位資格取得のために学習している
	<input type="checkbox"/>	5. 家族等の介護をしている
	<input type="checkbox"/>	6. ボランティア活動をしている
	<input type="checkbox"/>	7. その他 <input type="text" value="理由"/>
(c) 貴事業者が考える生活援助従事者のやりがいや意義について、自由にご回答ください。		
(d) 生活援助従事者のやりがいや意義について、受講者等への伝え方をご回答ください。	(選択)	1. 研修中になるべく伝えている
		2. 研修以外のタイミングで伝えている
		3. 質問や問い合わせがあれば伝えている
		4. 積極的には伝えていない
		5. わからない・把握していない
e) 貴事業者で把握されている、研修の実施に関する課題について、「貴事業者」、「研修受講者・修了者」、「その他」のそれぞれについて、具体的な内容を回答してください。	1. 貴事業者に関する課題	
	2. 研修受講者・修了者に関する課題	
	3. その他の課題	
(f) 受講者から寄せられた、生活援助従事者研修に関する意見や感想等を教えてください。		

<p>4. 貴事業者での生活援助従事者研修の位置付け等についてお伺いします。 ※令和2年度の生活援助従事者研修について「1.実施実績有り」と回答した場合、令和2年度実施分について回答してください。</p>		
<p>①令和2年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修」（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて、臨時的な取扱いに対応した研修を実施したか回答してください。</p>	<p>(選択)</p>	1. 事務連絡の臨時的な取扱いに対応して研修を実施した
		2. 事務連絡の臨時的な取扱いに対応した研修は実施しなかった
		3. 令和2年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修」（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて、知らなかった
<p>②貴事業所内における、生活援助従事者研修事業のための体制について回答してください。</p>	<p>(選択)</p>	1. 自事業者のみで担当している
		2. 自法人内の他事業所や法人本部と連携・協働している
<p>③本調査では生活援助従事者研修の修了者および修了者が従事する事業者を対象にヒアリング調査を実施する予定です。</p>		
<p>修了者および修了者が従事する事業者のご紹介の可否についてお知らせください。(該当するものにチェックしてください。)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	1. 研修修了者のご紹介が可能
		2. 研修修了者が従事する事業者のご紹介が可能
		3. わからない・検討する必要がある
		4. いずれも紹介できない

5. 今後の予定やお取組についてについてお伺いします。
 ※令和2年度の生活援助従事者研修の実施実績の有無にかかわらず回答してください。
 ※複数の都道府県から指定を受けている事業者の場合、調査票1部につき、設問No.1の①f)で回答した1つの都道府県についてご回答ください。

①今年度（令和3年度）における実施の見込み、または実施実績の有無について回答してください。	(選択)	1. 実施の見込みまたは実施実績有り
		2. 実施の見込み無し
		3. 検討中

a)上記①で「1 実施の見込みまたは実施実績有り」と回答した場合のみ、回答してください。

(1)今年度(令和3年度)に実施の見込みまたは実施実績がある場合、実施した(実施する予定の)期間を半角で回答してください。			月 ~	月
(2)令和3年度に研修を実施する主な理由について、あてはまるものを回答してください。(該当するものにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/>	1. 地域の利用者層からのニーズがあるため（生活援助のサービスのニーズ）		
	<input type="checkbox"/>	2. 介護事業者からのニーズがあるため（生活援助従事者の人材のニーズ）		
	<input type="checkbox"/>	3. 受講者・修了者がより上位の介護関連資格を取得することへの期待のため		
	<input type="checkbox"/>	4. 生活援助従事者研修を実施することで貴事業者にメリットがあるため		
	<input type="checkbox"/>	5. 介護人材の確保のため		
	<input type="checkbox"/>	6. その他	理由	

b)上記①で「1 実施の見込みまたは実施実績有り」もしくは「3 検討中」と回答した場合のみ回答してください。

(1)今年度における研修の実施について貴事業者内で検討した際の主な検討課題を3つ回答してください。(該当するものにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/>	1. 貴事業者内での人員体制について		
	<input type="checkbox"/>	2. 予算の確保について		
	<input type="checkbox"/>	3. 講師の確保や調整について		
	<input type="checkbox"/>	4. 受講者の確保について		
	<input type="checkbox"/>	5. サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズについて		
	<input type="checkbox"/>	6. 都道府県等との調整について		
	<input type="checkbox"/>	7. 新型コロナウイルス感染症流行下での対面での講義・演習・実習について		
	<input type="checkbox"/>	8. その他	理由	

c)上記①で「2 実施の見込み無し」と回答した場合のみ、回答してください。		
(1)今年度における研修の実施の見込みが無い場合、その主な理由を3つ回答してください。(該当するものにチェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 1. 貴事業所内での人員確保・体制の構築が難しい
		<input type="checkbox"/> 2. 予算の確保ができない
		<input type="checkbox"/> 3. 講師の確保や調整が難しい
		<input type="checkbox"/> 4. 受講者の数が少ない、受講者層のニーズが低い
		<input type="checkbox"/> 5. サービス提供事業者（総合事業含む）のニーズが低い
		<input type="checkbox"/> 6. 都道府県等との調整が困難だった
		<input type="checkbox"/> 7. 新型コロナウイルス感染症流行下での実施が難しい
		<input type="checkbox"/> 8. その他
②令和4年度における実施のご意向や見込みについて回答してください。	(選択)	1. 有り
		2. 無し
		3. 検討中

!! どなたでも
受講できる!!

身体介護をしない介護の研修

せいかつえんじょじゅうじしゃけんしゅう

生活援助従事者研修のご案内

～あなたの経験、介護のお仕事や地域に活かしませんか～

* 各記載については、“わかりやすさ”の観点から、この研修に係る制度上の規定と異なる箇所があります。

Q 生活援助従事者研修とは？

ANSWER

介護の研修のひとつで、訪問介護の生活援助中心型のサービスを提供する資格(生活援助従事者)を取得できる研修です。

生活援助従事者として介護事業所の訪問介護員(ホームヘルパー)の一員として働くことができます。

生活援助従事者が
できること



訪問介護で提供しているサービスの中で、掃除、洗濯、調理、買い物代行などの生活援助サービスを提供できます。

生活援助従事者では
できないこと



訪問介護での入浴介助や食事介助、排泄介助などの身体に直接触れる介護(身体介護)は、生活援助従事者ではできません。

修了者はどんなところで活躍しているの？

研修修了後は、生活援助従事者として介護事業所の訪問介護員(ホームヘルパー)の一員として働くことができます。そのほか、介護以外の地域の助け合い活動やボランティアなどで活躍されている方がたくさんいます! あなたも新たな活躍の場を探してみませんか。

- ★ 訪問介護事業所を中心に、通所介護事業所や施設系サービス事業所に就職して、訪問介護員(ホームヘルパー)や介護職員の一員として、介護のお仕事で活躍!
- ★ 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の担い手として活躍!
- ★ 障害福祉サービス事業所(就労継続支援事業所)の家事代行サービスのスタッフとして活躍!
- ★ 日常のちょっとした困りごとの支援など、地域の支え合い活動で社会貢献!
- ★ さらに上位の資格取得を目指して、介護の勉強を継続!



Q 生活援助従事者研修はどんな人が受講できるの？

ANSWER | 介護のご経験や、年齢、性別は問わず、どなたでも受講できます！

例えば

介護の勉強やお仕事にちょっと興味がある方
障害福祉サービス事業所の利用者の方



介護の勉強やお仕事を始める最初のステップとして、介護の知識を学びませんか。
障害福祉サービス事業所(就労継続支援事業所)の利用者の受講事例もあります。
研修修了後はライフスタイルに合わせて、副業として介護のお仕事をすることもできます*。
*就業先の介護事業所によって異なります。

例えば

子育て中の方、主婦・主夫の方



掃除、洗濯、調理などの家事の経験を生かして活躍しませんか。
研修修了後は訪問介護員(ホームヘルパー)や介護職員として、
週1日、数時間から働くことができます。
子育て中でも無理のない時間で、あなたの経験を活かすことができます。
平日の日中に研修を開催している場合もあります。
*詳しくはお住まいの都道府県や、研修を実施している事業者にお問い合わせください。

例えば

定年退職した方、アクティブシニアの方



体力が必要な身体介護の仕事は行いませんので、年齢を問わずどなたでも
これまでの生活のご経験と知恵を活かして、介護の世界で活躍されています！

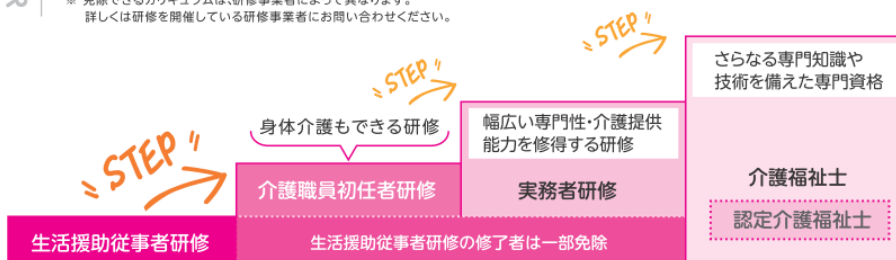
Q 他の介護の研修や資格とはどんな関係があるの？

ANSWER

生活援助従事者研修を修了すると、「介護職員初任者研修」のカリキュラムの
一部免除が認められています。

さらなるステップアップを目指して、上位資格の取得を目指してみませんか。

* 免除できるカリキュラムは、研修事業者によって異なります。
詳しくは研修を開催している研修事業者にお問い合わせください。



Q 生活援助従事者研修はどんなカリキュラム？ 何時間の研修？

ANSWER

生活援助従事者研修の研修時間数は**59時間**。

例えば週1日の研修日程で、通信・講義形式を併用する場合は、受講期間は約2か月間。
ぎゅっとコンパクトにまとまった時間で、介護の基本的な知識を学べます。

生活援助従事者研修カリキュラム一覧	生活援助従事者研修の科目	ご自宅で通信形式で	必ず講義形式で
		受講できる時間	受講する時間
	1. 職務の理解	0 時間	2 時間
	2. 介護における尊厳の保持・自立支援	3 時間	3 時間
	3. 介護の基本	2.5 時間	1.5 時間
	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2 時間	1 時間
	5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	3 時間
	6. 老化と認知症の理解	5 時間	4 時間
	7. 障害の理解	1 時間	2 時間
	8. ことごとからだのしくみと生活支援技術	12.5 時間	11.5 時間
	9. 振り返り	0 時間	2 時間
	合計	59 時間	

※ 合計59時間のうち29時間までは通信形式で受講できる場合があります。詳しくは、研修を開催している研修事業者にお問い合わせください。
※ 講義などは別に、30分程度の筆記試験による修了評価があります。

Q 生活援助従事者研修はどこで受講できるの？ 受講料はいくら？

ANSWER

生活援助従事者研修は、各都道府県から指定を受けた事業者が開催しています。

受講料は、テキスト代を含めて約18,000円程度*です。

無料で開講されている場合や受講料の補助を受けられる場合があります。

受講料の詳細、研修の日程、申込み先など詳しい情報は、お住まいの都道府県、
または以下の連絡先までお問い合わせください。

*令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「生活援助従事者研修に関する調査研究事業」より

▼ 以下の空欄は、各都道府県において、各都道府県や研修実施事業者の連絡先などを記載する等、適宜工夫してご活用ください。



生活援助従事者研修修了者の声



60代女性

研修では人と関わっていくうえで大切なことを学びました。
修了後は訪問介護員になり、やりがいを感じて働いています。

▶ 主婦(受講当時)

行きつけの喫茶店でチラシを見つけて受講しました。研修では、介護のことだけでなく、人と関わっていくうえで大切なものを学べたと思います。研修修了後は、生活援助従事者として訪問介護事業所で週2回働いています。利用者様に喜ばれると嬉しく、やりがいを感じています。もっと介護の勉強をしたいと思い、介護職員初任者研修も受講し、無事修了しました。

上司からの勧めで受講しました。
受講して、よりいっそう介護のお仕事への理解が深まりました。

▶ サービス付き高齢者向け住宅のパート職員(受講当時)

サービス付き高齢者向け住宅で週4日パートをしていた時に、上司に勧められて受講しました。研修を受講したことで、利用者様の気持ちを第一に考えて接することができるようになりました。職場のスタッフに感謝されたときや、入居者様に喜ばれたときに、やりがいを感じています。これからも仕事を続けていきたいです。



60代女性



40代女性

修了後はケアマネジャーとのコミュニケーションがしやすくなりました。
今はステップアップを目指して上位資格を受講しています。

▶ 介護事業者の事務職員(受講当時)

介護事業者で事務職員として働いている時に、上司から勧められて受講しました。研修を通じて、介護の知識が身についたことで、ケアマネジャーとコミュニケーションしやすくなったと感じています。修了後は、カリキュラムの一部免除を利用しながら、介護職員初任者研修を受講しています。通常よりも短い時間数で受講できているので良かったです。

受講して、利用者様への理解が深まりました。
さらなるキャリアアップを目指して上位資格にチャレンジしています。

▶ 介護施設で夜間見回り業務担当として勤務(受講当時)

受講前は介護の資格は持っていませんでしたが、職場の先輩から紹介されて受講しました。修了後は、利用者様への理解が深まったことで、会話も弾むようになり、さらなるキャリアアップを目指して介護職員初任者研修を受講、修了しました。いまでは身体介護の仕事も担当しています。将来は介護福祉士を目指しているので、今後は実務者研修を受講する予定です。



20代男性

このリーフレットは令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業によりエム・アール・アイリサーチ・アソシエイツ株式会社が作成しました。

生活援助従事者研修

の実施に関するガイドブック

～介護人材の裾野の拡大と地域の支え合い活動の推進に向けて～



令和4年3月

目次

1. 生活援助従事者研修とは？	
・ 研修を受講するとできること	1
・ 他の介護に関する研修や資格との関係	2
・ カリキュラム・時間数	3
・ カリキュラムの一部免除について	3
・ 研修の日程	5
・ 研修を受講できる場所・受講料	5
・ 受講対象層	6
2. 生活援助従事者研修修了後のキャリアパス	7
★★ 3. 生活援助従事者研修を周知するために	
・ パンフレット、リーフレットの活用	8
・ 周知場所・媒体、周知方法	9
★ 4. 生活援助従事者研修を実施するには	10
★★ 5. 受講者確保の取組／就業率向上の取組	
・ 受講者を確保するには	11
・ 修了者を就業や上位資格の取得につなげるには	11
6. 生活援助従事者研修等に関わる方々の声	
・ 修了者の声	12
・ 修了者が働く介護事業者等の声	13
・ 研修を実施する研修実施事業者等の声	13
付録 都道府県からのお知らせ／参考情報	14

特に読んでいただきたい、参考にしていきたい項目には以下のマークをつけています。ご参考になさってください。

★…都道府県・市町村の方向け ★…研修実施事業者の方向け

1 生活援助従事者研修とは？

研修を受講するとできること

生活援助従事者研修は、訪問介護で提供しているサービスのうち、掃除や洗濯、調理などの生活援助サービスを提供する人材を育成するための研修です。

少子高齢化の進展による介護需要の増加と、それに伴う介護人材の不足が大きな問題となっている中、生活援助サービスの担い手が増えることで、介護人材不足の軽減や、身体介護を行う介護職員の負担軽減につながることを期待して、平成30年度に生活援助従事者研修が創設されました。

生活援助従事者は、訪問介護で提供しているサービスの中で、何ができるの？

 <p>生活援助従事者が できること</p>	 <p>生活援助従事者では できないこと</p>
<p>掃除、洗濯、調理、買い物代行などの生活援助サービスを提供できます。</p>	<p>入浴介助や食事介助、排泄介助などの身体に直接触れる介護や自立した生活を支援するための見守りの援助などの身体介護は、提供できません。</p>

具体的な生活援助サービスの仕事内容

1. 掃除

- ・ 居室内やトイレ、卓上等の清掃
- ・ ゴミ出し
- ・ 準備・後片づけ

2. 洗濯

- ・ 洗濯機または手洗いによる洗濯
- ・ 洗濯物の乾燥(物干し)
- ・ 洗濯物の取り入れと収納
- ・ アイロンがけ

3. ベッドメイク

- ・ 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

4. 衣類の整理・被服の補修

- ・ 衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等)
- ・ 被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)

5. 一般的な調理、配下膳

- ・ 配膳、後片づけのみ
- ・ 一般的な調理

6. 買い物・薬の受け取り

- ・ 日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む)
- ・ 薬の受け取り

出所)厚生労働省「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)より作成。

他の介護に関する研修や資格との関係

1. 制度的に位置づけられた研修や資格との関係

制度的に位置づけられた介護に関する研修や資格の中で、生活援助従事者研修は、身体介護を行うことが可能な介護職員初任者研修と、より基礎的な知識の習得を目的とした入門的研修の間に位置します。

下図のとおり、訪問介護事業所に就業する場合、修了した研修によって可能な業務範囲が異なります。例えば、入門的研修の修了者や無資格の方は訪問介護員として従事することができません*。一方、生活援助従事者研修の修了者は、生活援助中心型の訪問介護員として従事可能であり、訪問介護事業所の人員基準にも含まれます。

また、生活援助従事者研修とその他の介護に関する研修は、ステップアップがしやすいよう、重複するカリキュラムの一部免除が認められています。カリキュラムの免除についてはP.3「カリキュラムの一部免除について」をご覧ください。

* 通所・居住・施設系サービスの事業所の場合は、無資格の方を含め、どの研修を修了された方も介護職員として従事可能ですが、可能な業務範囲は異なる場合があります。

	研修の時間数	できること ※訪問介護事業所の場合
介護福祉士	— ※介護福祉士国家試験の受験が必要	サービス提供責任者として従事可能
実務者研修	450時間	サービス提供責任者として従事可能
介護職員初任者研修	130時間	身体介護を含む訪問介護員として従事可能
生活援助従事者研修	59時間	生活援助中心型のみ 訪問介護員として従事可能
入門的研修	21時間	訪問介護員として従事不可

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修との関係

生活援助従事者研修に類似する研修として、市区町村が独自に行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)の担い手を養成する研修があります。この研修の修了後は、生活援助従事者研修の修了者と同様に、訪問介護で提供している掃除、洗濯、調理などの生活援助サービスを行うことができますが、主に下表のような違いがあります。

	介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)の担い手に対する研修	生活援助従事者研修
できること	掃除、洗濯、調理などの生活援助サービス	
研修の時間数	10～20時間程度 ※市区町村によって異なります。	59時間
対応できる利用者	要支援1、2まで	要支援1～要介護5まで
就業できる地域 ※訪問介護事業所の場合	研修を受けた市区町村	全国

総合事業の介護予防・生活支援サービスの事業対象者の要介護度が要支援から要介護に上がると、総合事業から介護保険サービスに移行することになり、総合事業の担い手を養成する研修の修了者がサービス提供担当者であった場合は、継続して介護保険サービスを提供することができなくなります。

このような場合に、もし総合事業の担い手を養成する研修の修了者が、生活援助従事者研修を受講・修了すれば、介護保険サービスにも継続して携わることができます。

市区町村の皆様は、市区町村内の総合事業の事業対象者や介護保険サービスの利用者の状況や、訪問介護事業所が求めている人材等、市区町村の特性に応じて、都道府県と連携の上、より効果的な研修を実施することが重要です。

2

カリキュラム・時間数

生活援助従事者研修の研修時間数は**59時間**です。介護職員初任者研修(130時間)の半分以下の時間で介護の基本的な知識を学ぶことができます。

生活援助従事者研修を実施したい事業者など、カリキュラムについてより詳しく知りたい方は、各都道府県の指定要綱や、参考情報①をご確認ください。

〈生活援助従事者研修のカリキュラム一覧〉

生活援助従事者研修の科目	通信形式で受講できる時間	必ず講義形式で受講する時間
1. 職務の理解	0時間	2時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	3時間	3時間
3. 介護の基本	2.5時間	1.5時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2時間	1時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	3時間
6. 老化と認知症の理解	5時間	4時間
7. 障害の理解	1時間	2時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	12.5時間	11.5時間
9. 振り返り	0時間	2時間
合計	59時間	

※合計59時間のうち29時間までは通信形式で受講できる場合があります。
※講義などとは別に、30分程度の筆記試験による修了評価があります。

カリキュラムの一部免除について

生活援助従事者研修とその他の介護に関する研修は、ステップアップがしやすいよう、重複するカリキュラムの一部免除が認められています。例えば、以下に当てはまる場合は、カリキュラムの免除を受けることができます*。

* 都道府県や研修実施事業者の判断によって異なります。

- **認知症介護基礎研修または入門的研修を修了後、生活援助従事者研修を受講する場合**
生活援助従事者研修のカリキュラムの一部が免除されます。認知症介護基礎研修や入門的研修と、生活援助従事者との対照関係の詳細については、参考情報①のP.64、別添7をご確認ください。
- **生活援助従事者研修を修了後、介護職員初任者研修や実務者研修を受講する場合**
介護職員初任者研修と実務者研修のカリキュラムのうち、生活援助従事者研修と重複するカリキュラムが免除されます。
介護職員初任者研修のカリキュラムとの対照関係については、参考情報①のP.29、別添2を、実務者研修とのカリキュラムとの対照関係については、参考情報②をご確認ください。
生活援助従事者研修の修了者が介護職員初任者研修を受講する場合に、実際に重複するカリキュラムを免除した参考例を次頁に掲載しています。
- **介護サービス事業所で勤務されている無資格の職員で、生活援助従事者研修を受講する場合**
認知症介護基礎研修の受講が免除されます。
※2021年4月より、無資格の全ての職員に対して、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられました。

※その他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を修了されている場合や、介護職員等としての実務経験を有する場合なども、各都道府県の判断によってカリキュラムの免除を受けられる場合があります。詳しくは参考情報①をご確認のうえ、各都道府県や研修実施事業者にお問合せください。

【参考情報】

①厚生労働省「介護員養成研修の取扱細則について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000331389.pdf>)

②厚生労働省「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」

(https://kousei-yoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/kankeihourei/documents/jitsumusyua_guideline_new_old_20180406.pdf)

〈生活援助従事者研修修了者が介護職員初任者研修を受講した場合のカリキュラムの免除の例〉

※週1日、通学形式のみの場合

日数	科目番号	科目名・項目名	通常	免除対象者	免除時間		
1日目		開講式・オリエンテーション	12:30-13:30	1h	12:30-13:30	2h	
	1(1)	多様なサービスと理解	13:30-16:30	3h	13:30-15:30		2h
2日目	1(2)	介護職の仕事内容や働く現場の理解	9:30-16:30	6h	10:30-12:30	2h	
	2(1)	人権と尊厳を支える介護			13:30-14:30	1h	
3日目	2(1)	人権と尊厳を支える介護	9:30-16:30	6h	11:30-12:30	1h	
	2(2)	自立に向けた介護			13:30-14:30	1h	
4日目	3(1)	介護職の役割、専門性と他職種との連携	9:30-16:30	6h	11:30-12:30 13:30-14:30	2h	
	3(2)	介護職の職業倫理					
	3(3)	介護における安全の確保とリスクマネジメント					
	3(4)	介護職の安全					
5日目	4(2)	医療の連携とリハビリテーション	9:30-12:30	3h	9:30-11:30	2h	
6日目	4(1)	介護保険制度	9:30-16:30	6h	10:30-12:30	2h	
	4(3)	障害者総合支援制度とその他の制度			13:30-15:30	2h	
7日目	5(1)	介護におけるコミュニケーション	9:30-16:30	6h		0h	
	5(2)	介護におけるチームのコミュニケーション					
8日目	6(1)	老化に伴うところからだの変化の日常	9:30-16:30	6h		0h	
	6(2)	高齢者と健康					
9日目	7(1)	認知症を取り巻く状況	9:30-16:30	6h	11:00-12:30 13:30-15:00	3h	
	7(2)	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理					
	7(3)	認知症に伴うところからだの変化と日常生活					
	7(4)	家族への支援					
10日目	8(1)	障害の基礎的理解	9:30-11:30	2h		0h	
	8(3)	家族の心理、かかわり支援等の基礎的知識					
	8(2)	障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、関わり支援等の基礎的知識	11:30-12:30	1h		0h	
11日目	9(1)	介護の基本的な考え方	13:30-16:30	3h		0h	
	9(1)	介護の基本的な考え方	9:30-10:30	1h	9:30-10:30	1h	
	9(2)	介護に関するところのしくみと基礎的理解	10:30-16:30	5h	10:30-12:30	2h	
	9(3)	介護に関するところのしくみと基礎的理解					
12日目	9(2)	介護に関するところのしくみと基礎的理解	9:30-12:30	3h		0h	
	9(3)	介護に関するところのしくみと基礎的理解					
13日目	9(4)	生活と家事	13:30-16:30	3h	13:30-15:30	2h	
	9(5)	快適な居住環境整備と介護	9:30-16:30	6h	9:30-14:30	4h	
	9(6)	整容に関連したところのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-14:30	4h	
	9(7)	移動・移乗に関連したところのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	9(8)	食事に関連したところのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	9(9)	入浴・清潔保持に関連したところのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	9(10)	排泄に関連したところのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	9(11)	睡眠に関連したところのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-14:30	4h	
	9(12)	死にゆく人に関連したところのしくみと終末期介護	9:30-16:30	6h	9:30-14:30	4h	
	9(13)	介護過程の基礎的理解	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	9(14)	総合生活支援技術講習	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	23日目	10(1)	振り返り	9:30-14:30	4h	11:30-14:30	2h
		10(2)	就業への備えと研修修了時における継続的な研修				
		修了評価試験	14:30-15:30				
		修了式	15:30-16:30	1h	15:30-16:30	1h	
合計時間*			130h		71h	59h	

* 開講式・オリエンテーション、修了評価試験、修了式を除く。

出所)公益財団法人介護労働安定センター三重支所提供資料より作成。

4

研修の日程

生活援助従事者研修の日程や実施方法等は、研修を実施している事業者によって異なります。研修実施事業者によっては、休日みのコースや、半日みのコースなどを実施している場合もあります。

詳しくは各都道府県の担当部局、またはお近くの研修実施事業者にお問い合わせください。実際に行われた生活援助従事者研修の日程や実施方法の参考事例は以下のとおりです。

<凡例>

…通学のみ、週2日(平日、毎週)の場合

…通学のみ、週2日(平日、月に2週のみ)の場合

…通学および通信、週1日(土曜日)の場合

<年間スケジュール例>

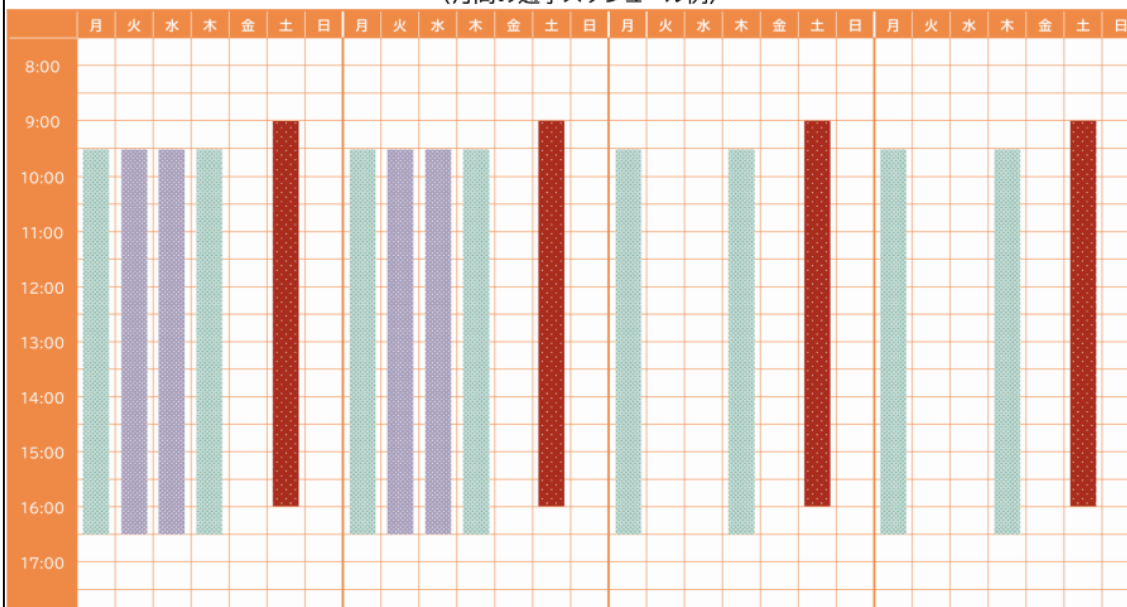
		2021年										2022年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
通学のみ	週2日(平日、毎週)													
	週2日(平日、月に2週)													
通学+通信	週1日(土曜日)													

通学7日間、通信29時間

通学11日間

通学12日間

<月間の通学スケジュール例>



出所)令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「生活援助従事者研修に関する調査研究事業」より作成。

研修を受講できる場所・受講料

生活援助従事者研修は、各都道府県から指定を受けた事業者が開催しています。

受講料は、テキスト代を含めて約18,000円程度です*。(無料で開講されている場合や受講料の補助を受けられる場合があります。)

受講料の詳細、研修会場、申込み先など詳しい情報は、各都道府県の担当部局、またはお近くの研修実施事業者までお問い合わせください。

※令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「生活援助従事者研修に関する調査研究事業」より

受講対象層

生活援助従事者研修は、介護のご経験や、年齢、性別は問わず、どなたでも受講できます。これまでに、次のような方々が受講し、活躍されています。

例えば 介護の勉強や仕事に興味がある方(学生含む)、就労移行・就労継続支援事業所の利用者の方

- 介護の勉強や仕事を始める最初のステップとして、介護の知識を学ぶことができます。
- 介護の仕事に興味のある高校生や大学生なども受講可能です。
- 就労移行・就労継続支援事業所の利用者の受講事例もあります。
- 研修修了後はライフスタイルに合わせて、副業として介護のお仕事をすることもできます*。

* 就業先の介護事業所によって異なります。



例えば 子育て中の方、主婦・主夫の方

- 掃除、洗濯、調理などの家事の経験を活かして活躍することができます。
- 研修修了後は、訪問介護員(ホームヘルパー)や介護職員として、週1日、数時間から働くことができます。子育て中でも無理のない時間で、あなたの経験を活かすことができます。
- 平日の日中に研修を開催している場合もあります*。

* 研修実施事業者によって異なります。



例えば 定年退職した方、アクティブシニアの方

- 体力が必要な身体介護の仕事は行いませんので、年齢を問わず、どなたでも、これまでの生活のご経験と知恵を活かして、介護の世界で活躍されています。



例えば 介護事業所や障害福祉サービス事業所に勤務されている方のうち、資格をお持ちでない方

- 介護職員初任者研修等よりも短時間で研修を受講できるため、お仕事の幅を広げるため、質を高めるための最初のステップとして活用可能です。
- 在職中の方でも受講しやすいよう、休日(土曜日、日曜日)に開催されている場合もあります。
- 2021年4月から無資格の職員の方に受講が義務付けられた、認知症介護基礎研修の受講が免除されます。



例えば 介護職への復職を目指されている方

- 比較的短期間で受講できるため、離職期間が長く、復帰後のお仕事に不安を感じられている方や、基礎から学び直したい方などにも受講いただいています。



2 生活援助従事者研修修了後のキャリアパス

生活援助従事者研修を修了した後は、生活援助従事者として訪問介護事業所等で働くだけでなく、様々な活躍の場があります。

また、さらなるステップアップのため、上位資格の取得を目指すことも可能です。

■ 生活援助従事者としての活躍の場を見つける

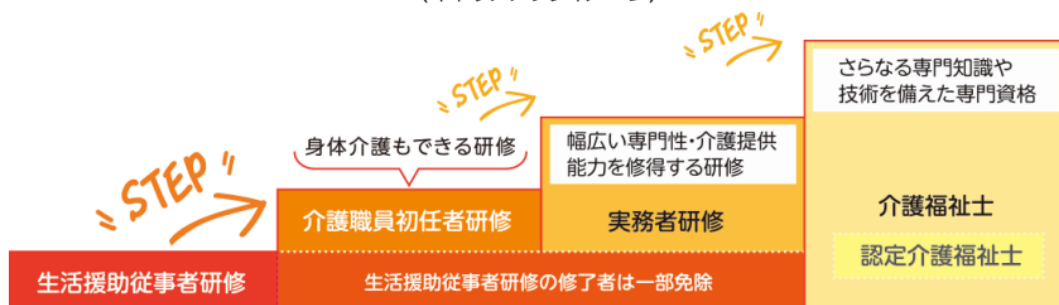
- ① 訪問介護事業所の訪問介護員(ホームヘルパー)として働く
生活援助中心型の訪問介護員(ホームヘルパー)として、利用者のご自宅に訪問し、掃除や洗濯、調理などの生活援助サービスを行います。
訪問介護事業所の登録ヘルパーとして、週1日数時間から働く等、ライフスタイルに合わせた活躍も可能です。
- ② 通所介護事業所や施設系サービス事業所の介護職員として働く
生活援助従事者は、訪問介護事業所以外の介護サービス事業所でも働くことができます。
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の担い手として働く
生活援助従事者は、基準緩和型訪問サービスなど、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の担い手としても働くことができます。
仕事内容は①と同様ですが、要支援1、要支援2までの比較的軽度の利用者を対象にサービスを提供します。
- ④ 障害福祉サービス事業所の職員として働く
障害福祉サービス事業所でも、障害を有する方の支援の担い手として活躍されている事例があります。
- ⑤ 就労継続支援B型の家事代行サービスのスタッフとして働く
障害を有する方が生活援助従事者研修を受講し、就労継続支援B型の家事代行サービスのスタッフとして活躍されている事例があります。
- ⑥ 地域の支え合い活動などに参加する
職業としてだけでなく、地域の支え合い活動などでも、生活援助従事者研修で学んだ知識を活かすことができます。

■ 上位の研修や資格の取得を目指す

- ・ 介護職員初任者研修や実務者研修など、より上位の研修を取得することで、仕事の幅が広がり、プロの介護職員として活躍することができます。
- ・ 生活援助従事者研修を修了すると、介護職員初任者研修や実務者研修等のカリキュラムの一部免除が認められています*。

* 都道府県や研修実施事業者によって異なります。

〈キャリアアップイメージ〉



※都道府県や市町村、研修実施事業者の皆様は、P.11「生活援助従事者研修の修了者を就業や上位資格の取得につなげるには」も併せてご確認ください。

3 生活援助従事者研修を周知するために

パンフレット、リーフレットの活用

本パンフレットは、都道府県や市町村だけでなく、研修実施事業者や修了者を雇用する介護事業所、介護事業所で勤務されている無資格の方、介護の資格に興味がある方、介護の仕事が未経験の一般の方など、様々な方に対して、生活援助従事者研修の内容や修了後の活躍イメージ、キャリアステップ等について知っていただくことを目的に作成しています。

また、本パンフレットよりも簡易な内容を記載したリーフレットも作成しておりますので※、特に介護の仕事が未経験の一般の方への周知ツールとしてご活用ください。

※URL(https://www.mri-ra.co.jp/pdf/r3_seikatsuenjo_leaflet)

〈活用イメージ〉



周知場所・媒体、周知方法

ここでは、生活援助従事者研修を受講される方々に対して周知するための、周知場所や媒体、方法をご紹介します。本パンフレットやリーフレットの周知だけでなく、研修実施事業者の方が実施される生活援助従事者研修の日程や申し込み方法等の周知などの際にも幅広くご活用ください。あくまでも一例ですので、以下に記載されている場所以外への周知もぜひご確認ください。

〈周知の例〉

訴求対象	周知場所・媒体	周知方法の例
介護の経験がない方		
広く一般の方	自治体のWEBサイト、広報誌	<ul style="list-style-type: none"> 記事、お知らせ等の掲載
	研修実施事業者のWEBサイト、広報誌	
	自治会	<ul style="list-style-type: none"> 回覧版でのリーフレット、チラシ等の配布 イベントでのリーフレット、チラシ等の配布
	町内会	
	商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職、再雇用などに関連するイベント案内へのリーフレット、チラシ等の同梱
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> イベントでのリーフレット、チラシ等の配布
	自治体の窓口	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 リーフレット、チラシ等の配布・設置
	研修会場	
	ハローワーク*	
	公民館	
	集会所	
	図書館	
	医療機関	
	銀行	
	郵便局	
スーパーマーケット		
スポーツクラブ・ジム		
生涯学習センター		
子育て中の方	児童館	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 リーフレット、チラシ等の配布・設置
	子育て支援センター	
子育てがひと段落した方 定年退職した方	シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> 会員へのリーフレット、チラシ等の配布
	老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 活動や会合でのリーフレット、チラシ等の配布
	高齢者サロン、居場所	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 活動や会合でのリーフレット、チラシ等の配布
障害を有する方	就労移行・継続支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 リーフレット、チラシ等の配布・設置
	障害者就業・生活支援センター	
学生の方	学校、教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 リーフレット、チラシ等の配布・設置
既に介護に関わりをお持ちの方		
入門的研修の修了者	研修実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了時にリーフレット、チラシ等を配布
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)の担い手を養成する研修の 修了者	研修実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了時にリーフレット、チラシ等を配布
	総合事業の事業所(基準緩和型訪問 サービスなど)	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 職員へのリーフレット、チラシ等の配布
資格をお持ちでない介護サービス事業 所や障害サービス事業所の職員の方	介護サービス事業所 障害サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 職員へのリーフレット、チラシ等の配布
介護職への復職を目指されている方		

* 公共職業訓練や求職者支援訓練として実施されており、雇用保険の受給や求職者支援制度の生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)の支給を受けながら受講できる場合もあります。

4 生活援助従事者研修を実施するには

生活援助従事者研修を実施するには、都道府県又は都道府県知事の指定を受ける必要があります。ここでは、生活援助従事者研修を実施するまでのおおよその流れの例を掲載しています。都道府県によって手続きが異なる場合がありますので、詳しくは各都道府県のホームページ等に掲載されている指定要綱等をご確認のうえ、担当部局までお問い合わせください。

〈事業者指定の申請の流れ(例)〉

※新規に事業者指定を受けて研修を実施する場合の例です。※都道府県によって詳細は異なる可能性があります。詳しくは指定を受ける都道府県にお問い合わせください。

Step 0 事前相談等

都道府県によっては、指定申請書類を提出する前に、事前説明会や事前ヒアリング等が行われる場合があります。詳しくは、各都道府県の担当部局にお問い合わせください。

Step 1 指定申請

受講者募集開始の一定期間前*1までに、事業者指定および研修事業指定を受ける必要があります*2。指定申請に必要な書類を作成し、各都道府県の担当部局に提出してください。

*1 都道府県により時期が異なる場合がありますので、詳しくは各都道府県の担当部局にお問い合わせください。

*2 既に介護職員初任者研修の事業者として指定を受けている場合も、生活援助従事者研修の事業者として指定を受ける必要があります。ただし、介護職員初任者研修の事業者指定の手続き時に提出した書類に関する変更の届出を行うことで、生活援助従事者研修の事業者として指定を受けられる場合もありますので、各都道府県の担当部局にご確認ください。

Step 2 受講者の募集

都道府県から指定を受けたら、受講者の募集を開始します。
受講者を確保するための取組・工夫を次頁で紹介していますので、参考にしてください。

Step 3 生活援助従事者研修の実施

指定を受けた研修の内容に基づき、生活援助従事者研修を実施します*。

* 指定を受けた研修の内容を変更する場合や、指定を受けた研修を休講する場合には、別途届出が必要になります。

Step 4 実績報告

研修終了後や毎事業年度終了後の一定期間以内に、実績報告書を提出する必要があります。
都道府県により提出時期が異なる場合がありますので、詳しくは各都道府県の担当部局にお問い合わせください。

5 受講者確保の取組／就業率向上の取組

受講者を確保するには

生活援助従事者研修の受講者を確保するために行われている取組の一例をご紹介します。貴自治体や貴事業者の状況も踏まえて、参考にしてください。

1. 受講料の助成

一部の都道府県や区市町村では、生活援助従事者研修を無料で開催している場合や、受講者や受講者が従事する事業者に対して受講料助成を実施している場合があります。

都道府県のみならず、地域医療介護総合確保基金の活用も可能ですので、ぜひご検討ください。

事例① 介護事業者に対する受講料や代替職員配置に係る費用の補助事業

● 取組内容

地域医療介護総合確保基金を活用し、従業者が研修を受講するために必要な受講料や、従業者が研修を受講している期間の代替職員の配置にかかる費用を、雇用主である介護事業者等が負担した場合に、その費用を補助している。

〈生活援助従事者研修の場合〉

- 受講料負担への補助:介護事業者等が負担した費用の3分の1(上限12,000円)
- 代替職員配置への補助:介護事業者等が負担した費用(上限30,000円)

事例② 地域住民が生活援助従事者研修を受講する場合、受講料を市町村が負担

● 取組内容

生活援助従事者研修を実施している研修実施事業者が所在する市町村及び隣接する市町村の住民が生活援助従事者研修を受講する場合、市町村が受講料(テキスト代含む)を全額負担している。

また、当該市町村の住民以外が生活援助従事者研修を受講する場合も、介護職に新たに従事する修了者又は既に従事している修了者は、県の社会福祉協議会から受講料の半額(上限25,000円)の補助が受けられる。

2. 周知活動

生活援助従事者研修の受講者を確保するためには、幅広い方々に生活援助従事者研修の内容や実施日程等を周知し、認知度を向上することが重要です。周知場所や周知媒体については、P.9を参考にしてください。

修了者を就業や上位資格の取得につなげるには

生活援助従事者研修は、介護人材の裾野を広げることがその目的の一つであり、修了者が介護事業所へ就業することや、上位資格の取得を目指すようになることが理想的です。これまでの生活援助従事者研修の修了者にも、受講当初は介護の仕事に就く意思はなくても、受講後に介護職として活躍されたり、上位資格を取得されている方もいます。

修了者を就業や上位資格の取得につなげるための取組事例をご紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

事例① 生活援助従事者研修の受講者を対象とした就職ガイダンス(就職相談会)の開催

● 取組内容

研修最終日に、近隣の介護サービス事業者を招き、修了者に事業者とのマッチングの機会を提供している。

事例② 就業していない修了者に対するフォローアップ研修の開催

● 取組内容

就業していない修了者を対象に、年に1回フォローアップ研修を開催し、半日間で、介護現場での仕事に役立つ実践的な研修と、就職相談会を実施している。

6 生活援助従事者研修等に関わる方々の声

修了者の声



60代女性

**研修では人と関わっていくうえで大切なことを学びました。
修了後は訪問介護員になり、やりがいを感じて働いています。**

主婦(受講当時)

行きつけの喫茶店でチラシを見つけて受講しました。研修では、介護のことだけでなく、人と関わっていくうえで大切なものを学べたと思います。研修修了後は、生活援助従事者として訪問介護事業所で週2回働いています。利用者様に喜ばれると嬉しく、やりがいを感じています。もっと介護の勉強をしたいと思い、介護職員初任者研修も受講し、無事修了しました。

**上司からの勧めで受講しました。
受講して、よりいっそう介護のお仕事への理解が深まりました。**

サービス付き高齢者向け住宅のパート職員(受講当時)

サービス付き高齢者向け住宅で週4日パートをしていた時に、上司に勧められて受講しました。研修を受講したことで、利用者様の気持ちを第一に考えて接することができるようになりました。職場のスタッフに感謝されたときや、入居者様に喜ばれたときに、やりがいを感じています。これからも仕事を続けていきたいです。



60代女性



40代女性

**修了後はケアマネジャーとのコミュニケーションがしやすくなりました。
今はステップアップを目指して上位資格を受講しています。**

介護事業者の事務職員(受講当時)

介護事業者で事務職員として働いている時に、上司から勧められて受講しました。研修を通じて、介護の知識が身についたことで、ケアマネジャーとコミュニケーションしやすくなったと感じています。修了後は、カリキュラムの一部免除を利用して、介護職員初任者研修を受講しています。通常よりも短い時間数で受講できているので良かったです。

**受講して、利用者様への理解が深まりました。
さらなるキャリアアップを目指して上位資格にチャレンジしています。**

介護施設で夜間見回り業務担当として勤務(受講当時)

受講前は介護の資格は持っていませんでしたが、職場の先輩から紹介されて受講しました。修了後は、利用者様への理解が深まったことで、会話が弾むようになり、さらなるキャリアアップを目指して介護職員初任者研修を受講、修了しました。いまでは身体介護の仕事も担当しています。将来は介護福祉士を目指しているので、今後は実務者研修を受講する予定です。



20代男性

修了者が働く介護事業者等の声

**利用者の多様なニーズに応えるためには、生活援助従事者がが必要です。
身体介護のできる職員の負担軽減にもつながっています。**

訪問介護、通所介護事業などを運営するNPO法人(自法人で生活援助従事者研修を実施)

生活援助従事者研修修了者にぜひ働いていただきたいと思っています。非常勤の登録ヘルパーが多くいることで、様々な時間帯にサービスを提供することができ、利用者の多様なニーズに対応することができます。また、生活援助従事者に生活援助サービスを担っていただくことで、身体介護の出来るヘルパーの負担を軽減することができます。

**スタッフが利用者と円滑にコミュニケーションを取れるようになりました。
生活援助従事者研修があつてよかったです。**

就労継続支援事業を行っている株式会社(自法人で生活援助従事者研修を実施)

当社で実施している就労継続支援B型の家事代行サービスのスタッフが生活援助従事者研修を修了したことで、利用者と円滑にコミュニケーションを行うことができるようになるなど、様々な効果を得られました。就労継続支援B型事業所としては、生活援助従事者研修のメリットは非常に大きく、この資格があつてよかったですと感じています。

研修を実施する研修実施事業者等の声

**県内の介護人材の確保を目的に生活援助従事者研修を実施しています。
受講者からは介護の仕事に一層興味を持ったという意見も寄せられました。**

生活援助従事者研修を実施している公益財団法人

県内の介護事業所から人材不足に悩まされていると聞き、令和元年度から生活援助従事者研修を実施しています。受講者からは、介護職員が様々なことを意識して仕事をしていることがわかった、介護の仕事に一層興味を持った、といった肯定的な意見が寄せられています。

**生活援助従事者研修を実施することで、介護職員初任者研修のカリキュラムを免除し、
短時間で研修を行うことができます。**

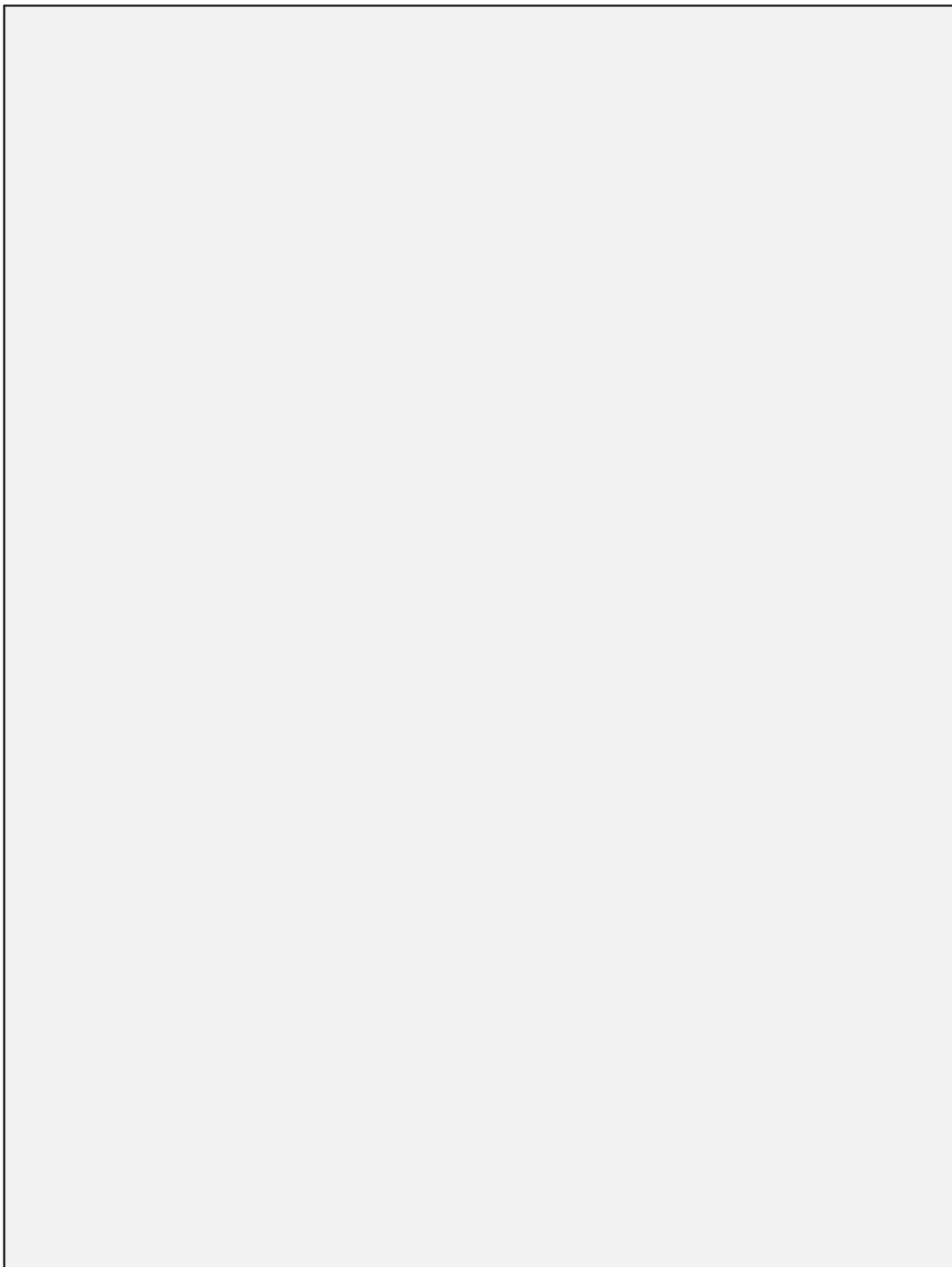
福祉系の学科の生徒に対して生活援助従事者研修を実施している高等学校

早い段階から福祉に興味を持ってもらい、介護職への就職を視野に入れてもらうために、生活援助従事者研修を実施しています。高校2年生の時に生活援助従事者研修を実施することで、高校3年生の時に実施する介護職員初任者研修ではカリキュラムを一部免除し、短時間で行うことができます。
令和2年度に生活援助従事者研修を受講した生徒の半数が介護福祉分野に進学・就職しました。

本パンフレットは、令和3年度老人保健健康増進等事業「生活援助従事者研修等に関する調査研究事業」の調査結果をもとに、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が作成しました。

都道府県からのお知らせ/参考情報

▼以下の空欄は、各都道府県において、各都道府県や研修実施事業者のホームページや連絡先などを記載する等、適宜工夫してご活用ください。



14

令和3年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
生活援助従事者研修に関する調査研究事業
報 告 書

令和4（2022）年3月発行

編 集 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社
〒100-0014
東京都千代田区永田町 2-10-3 東急キャピトルタワー
TEL 03（6858）3527
FAX 03（3502）1330
<https://www.mri-ra.co.jp/>

不許複製